

東京の福祉保健 2017

分野別取組

 東京都福祉保健局

はじめに

我が国では、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進み、人口はすでに減少に転じています。

東京では、社会増等によりいまだに人口は増加していますが、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年（2025年）をピークに減少に転じ、平成42年（2030年）には都民の4人に1人が高齢者になると見込まれています。

時代の大きな転換点を迎える中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って、福祉・保健・医療施策を総合的に展開していく必要があります。

こうした考えの下、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」をとりまとめ、以来、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、福祉・保健・医療サービスの充実を図ってきました。

平成28年12月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」においても、子供や高齢者、障害者をはじめ、誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京の実現を目指して、様々な政策を盛り込んでいます。

このたび発行する「東京の福祉保健2017 分野別取組」は、福祉保健局が所管する施策のうち、平成29年度に重点的に取り組む事業を分野別にとりまとめたものです。

今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

平成29年
東京都福祉保健局

目 次

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開

| | |
|-----------------------------------|----|
| 大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開に向けて..... | 2 |
| 都における各種計画..... | 4 |
| 平成29年度福祉保健局予算の概要..... | 18 |
| 平成29年度予算における主な新規・拡充事業..... | 19 |

分野別事業展開

| | |
|--|----|
| 第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します | |
| 【子供家庭分野】 | 32 |
| 1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します | |
| 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します | |
| 3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します | |
| 第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します | |
| 【高齢者分野】 | 52 |
| 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します | |
| 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します | |
| 3 認知症に関する総合的な施策を推進します | |
| 4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します | |
| 第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します | |
| 【障害者分野】 | 70 |
| 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します | |
| 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します | |
| 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します | |
| 第4 都民の生活を支える取組を推進します | |
| 【生活福祉分野】 | 84 |
| 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます | |
| 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します | |
| 〔参考〕福祉人材対策に係る事業一覧 | |
| 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます | |

| | | |
|-----------|--|--------------------|
| 第5 | ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します | |
| | | 【保健分野】 94 |
| 1 | がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します | |
| 2 | 難病患者の療養生活を支援します | |
| 3 | 自殺対策を総合的に推進します | |
| 第6 | 都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます | |
| | | 【医療分野】 104 |
| 1 | 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します | |
| 2 | 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保 します | |
| 3 | がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を 進めます | |
| 4 | 医療人材の確保・育成を支援します | |
| 第7 | 多様化する健康危機から都民を守ります | |
| | | 【健康安全分野】 124 |
| 1 | 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防 及びまん延を防止する対策を強化します | |
| 2 | 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発 を強化します | |
| 3 | 健康危機から都民を守る体制を確保します | |
| 4 | 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します | |
| 第8 | 広域的な自治体としての役割を着実に果たします | |
| | | 【横断的取組】 134 |
| 1 | サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します | |
| 2 | 区市町村の主体的な施策展開を支援します | |
| 3 | 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します | |

参考

| | |
|------------------------|-----|
| 審議会等の検討状況について..... | 144 |
| 福祉・保健・医療に係る普及啓発 | |
| 様々な啓発活動への参加..... | 146 |
| キャンペーンキャラクター..... | 149 |
| シンボルマーク等..... | 152 |

大都市東京にふさわしい 福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい

福祉・保健・医療施策の展開に向けて

（「福祉改革」「医療改革」の取組と「福祉・健康都市 東京ビジョン」）

- 都は、これまで、「利用者本位の新しい福祉」、「患者中心の医療」という、福祉、保健、医療サービスを利用する人の主体的な選択を重視した、様々な改革を進めてきました。
- 福祉分野では、措置から契約へとサービスの利用の仕組が大きく変化する中で、「東京都福祉改革推進プラン」（平成12年）、「TOKYO福祉改革STEP2」（平成14年）を発表。多くの事業者が競い合って提供する多様なサービスの中から、利用者自らがサービスを選択し利用する「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指す取組をスタートしました。
- 保健医療分野では、平成12年に「東京発医療改革」を発表。医療における透明性、信頼性、効率性の3つの不足を克服し、「365日24時間の安全・安心」と「患者中心の医療」の実現を目指す取組を開始しました。
- 平成16年8月、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の安心を確保するため、福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足。平成18年2月には、「福祉改革」と「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐため、福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、あらためて都の取組姿勢を明らかにしました。
- 以降、この「ビジョン」で示した方針を基本に、福祉・保健・医療に関わる各種の分野別計画を定め、施策を推進しています。

（「2020年に向けた実行プラン」の策定）

- 平成28年12月、都は「都民ファースト」の視点に立ち、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくるため、平成29年度から平成32年度までの4か年を計画期間とする「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」（以下「2020年に向けた実行プラン」という。）を策定しました。

- 「2020年に向けた実行プラン」では、主な政策別に、政策目標や4か年の政策展開等を明らかにしています。例えば「子供を安心して産み育てられるまち」として、平成31年度末までに保育サービス利用児童数を7万人分増やす目標を掲げ、サービス基盤の整備促進や保育人材等の確保・育成・定着支援等、今後4年間で取り組むべき事業を記載しました。
- 平成29年度は、少子、高齢、障害の福祉三分野の主要計画や「保健医療計画」等の改定・中間評価の年です。「2020年に向けた実行プラン」の各事業を着実に実施しながら、その成果や新たな都民ニーズなども踏まえて計画を見直し、誰もが安心して、いきいきと生活できる、活躍できる大都市東京の実現に向け、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

＜「2020年に向けた実行プラン」の策定コンセプト＞



都における各種計画

(平成 28 年 12 月)
**都民ファーストでつくる
 「新しい東京」**
 ～2020 年に向けた実行プラン～

新しい東京をつくるための今後の都政の
 具体的な政策展開を示す計画

(平成 18 年 2 月)
福祉・健康都市 東京ビジョン

福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針で、分
 野別計画の策定・推進の基本

分野別計画

※各計画の概要については次頁以降に掲載

子供・子育て支援総合計画

平成 27 年度～
 平成 31 年度

ひとり親家庭自立支援計画

平成 27 年度～
 平成 31 年度

社会的養護施策推進計画

平成 27 年度～
 平成 41 年度

高齢者保健福祉計画
 (介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

平成 27 年度～
 平成 29 年度

高齢者の居住安定確保プラン
 (高齢者居住安定確保計画)

平成 27 年度～
 平成 32 年度

障害者計画・障害福祉計画

平成 27 年度～
 平成 29 年度

福祉のまちづくり推進計画

平成 26 年度～
 平成 30 年度

保健医療計画

平成 25 年度～
 平成 29 年度

地域医療構想

平成 28 年 7 月
 策定

がん対策推進計画

平成 25 年度～
 平成 29 年度

健康推進プラン 21 (第二次)

平成 25 年度～
 平成 34 年度

医療費適正化計画

平成 25 年度～
 平成 29 年度

感染症予防計画

平成 20 年 3 月
 改定

食品安全推進計画

平成 27 年度～
 平成 32 年度

動物愛護管理推進計画

平成 26 年度～
 平成 35 年度

子供・子育て支援総合計画

■ 計画策定の趣旨等

- 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画とを合わせて一体的に策定
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間
(平成29年度に中間の見直しを予定)

■ 理念

- ・ すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する
- ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

■ ポイント

- ・ 幼児教育・保育にまたがる初めての計画
- ・ 待機児童解消の目標年次を設定
- ・ サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組の充実

■ 目標と取組内容

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を実施
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を推進
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を推進
- 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備。また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組を実施

ひとり親家庭自立支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立支援計画
- ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示した計画
- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間（第3期計画）

■ 理念

- ・ ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る
- ・ ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する
- ・ ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する

■ 4つの施策分野

- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を実施

社会的養護施策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら策定
- 子供の一時保護から、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れた計画
- 計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間（5年ごとの期末に見直し）

■ 理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

■ 目指すべき姿

- ・ 平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進
- ・ 全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化

高齢者保健福祉計画

(介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- 計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間（第6期計画）

■ 理念

- ・ 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
- ・ 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
- ・ 確かな「安心」を次世代に継承

■ ポイント

- ～平成37年（2025年）を目途に、東京の地域包括ケアシステムの構築を目指す～
- ・ 平成37年を見据えた中長期的な視点で、介護サービス基盤等の充実を図るとともに、必要な介護人材を確保
- ・ 平成27年4月の介護保険制度改正により区市町村の役割が大きくなることなどを踏まえ、区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援
- ・ 地域包括ケアシステムを、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の中に位置付けていくという視点を明確化

■ 重点分野

- 1 介護サービス基盤の整備
～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～
- 2 在宅療養の推進
～医療と介護の連携強化による24時間の安心を目指して～
- 3 認知症対策の総合的な推進
～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～
- 4 介護人材対策の推進
～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～
- 5 高齢者の住まいの確保
～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～
- 6 介護予防の推進と支え合う地域づくり
～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～

高齢者の居住安定確保プラン

(高齢者居住安定確保計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「高齢者居住安定確保計画」
- 都市整備局と福祉保健局が共同で策定
- 計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間（原則として3年ごとに見直し）

■ 視点

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応
- 住宅施策と福祉施策の連携による総合的な取組
- 区市町村の取組との連携
- 限られた土地資源や既存ストックの有効活用

■ 目標

- 高齢者の多様なニーズを踏まえ、賃貸住宅や老人ホームなどの住まいが適切に供給されるよう環境を整備するなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる住まいを確保
- 適切に供給された住まいにおいて、高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制を整備

■ 目標実現に向けた取組

- 1 高齢者向けの賃貸住宅・老人ホーム等の供給促進
- 2 高齢者向け住宅等の質の確保と高齢者の入居支援
- 3 地域で高齢者を支える仕組みの構築
- 4 高齢者の居住の安定確保に向けたその他の取組

障害者計画・障害福祉計画

■ 計画策定の趣旨等

- 障害者基本法第11条第2項に基づく「東京都障害者計画」と障害者総合支援法第89条第1項に基づく「第4期東京都障害福祉計画」を一体的に策定
- 障害者施策に関する基本理念、平成29年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行及び一般就労に関する成果目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するための計画
- 計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間

■ 基本理念

- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ・ 障害者がいきいきと働ける社会の実現
- ・ 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

■ 施策目標

- 1 地域における自立生活を支える仕組みづくり
施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備
- 2 社会で生きる力を高める支援の充実
障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る
- 3 いきいきと働ける社会の実現
障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る
- 4 バリアフリー社会の実現
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ、文化芸術活動を支援
- 5 サービスを担う人材の養成・確保
障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図る

福祉のまちづくり推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都福祉のまちづくり条例第7条に基づき策定
- 都における福祉のまちづくりの推進に関わる福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画
- 計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間

■ 理念

- ・ すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実努める

■ 基本的視点

- 1 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等が社会参加するに当たり、公共交通、建築物、道路、公園について移動等の円滑化を促進
- 2 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備
地域での自立した生活の基盤となる住宅について、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことのできる環境を整備
- 3 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実
高齢者や障害者を含めたすべての人が、地域の中で自立して生活していくために、誰もが必要な情報を必要なときに入手できるよう、相手方の特性に応じた情報提供の取組を展開
- 4 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり
地震などの自然災害に対し、万全の備えを講じて防災対応力を向上し、安全な都市を実現
特に要配慮者に対しては十分に配慮し、きめ細かな取組を推進
- 5 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援
ハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、思いやりの心を育むソフト面での取組として、普及啓発を推進するとともに、高齢者・障害者等の社会参加を支援

保 健 医 療 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間（次期計画期間は6年間）

■ 理念

- ・ 安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、患者中心の医療の実現に向けて、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保
- ・ 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支え合う体制を充実

■ 患者中心の医療体制の充実に向けた取組

- 1 都民の視点に立った医療情報の提供
 - ・ 医療機関案内サービス“ひまわり”と薬局情報提供システム“t-薬局いんぷお”の活用促進
 - ・ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」活用等による医療の仕組みなどに対する理解の促進
- 2 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
 - ・ 都の地域特性を生かした保健医療を担う人材の養成・確保と資質の向上
- 3 がん医療
 - ・ 患者・家族が安心できるがん医療提供体制を推進
 - ・ がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアを提供
 - ・ 小児がんに対する総合的な支援体制を構築
 - ・ がん登録とがんに関する研究を推進
- 4 脳卒中医療
 - ・ 都民に対する脳卒中医療に係る普及啓発を推進
 - ・ 救急搬送・受入体制の充実と病期に応じたリハビリテーション事業の整備
- 5 急性心筋梗塞医療
 - ・ CCU医療機関の連携強化と質の向上
 - ・ 患者が在宅で安心して生活できるよう支援
- 6 糖尿病医療
 - ・ 予防から治療までの医療連携の強化
 - ・ 糖尿病に関する普及啓発を促進
- 7 精神疾患医療
 - ・ 日常診療体制の構築を推進
 - ・ 精神科救急医療提供体制を安定的に確保
 - ・ 地域生活支援の取組を推進
 - ・ 認知症疾患医療センターの整備を推進
 - ・ 認知症の早期発見・診断・対応の取組を推進
- 8 救急医療
 - ・ 救急医療体制を再構築
 - ・ 救急車の適正利用の推進と搬送時間の短縮
- 9 災害医療
 - ・ 災害医療コーディネーターを中心に情報連絡体制を強化
 - ・ 医療機関の受入体制や搬送方法など医療救護活動を確保
 - ・ 東京DMA Tの体制を強化
 - ・ 医薬品等の供給体制を強化
- 10 へき地医療
 - ・ へき地町村の行う医療従事者確保を支援
 - ・ へき地勤務医師等の医療活動を支援
- 11 周産期医療
 - ・ 周産期母子医療センター等周産期医療施設の機能を強化
 - ・ 周産期搬送体制の整備を促進
 - ・ NICU等入院児の在宅療養等への移行を促進
- 12 小児医療
 - ・ 小児救急医療体制の実施体制を確保
 - ・ こども救命センターの機能強化
 - ・ 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業を推進
- 13 在宅療養
 - ・ 区市町村を実施主体とした地域包括ケアの視点に立った在宅療養支援体制を構築
 - ・ 入院医療機関における退院支援の強化
 - ・ 災害時の支援体制の確保
 - ・ 在宅療養に関する情報等について都民への普及啓発を推進
- 14 リハビリテーション医療
 - ・ 各リハビリテーション期に応じた医療の推進
 - ・ 地域の支援体制の充実
- 15 医療安全対策
 - ・ 保健医療サービスの質の向上を支援
 - ・ 医療安全に対する意識の向上

地域医療構想

■ 策定の趣旨等

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」に位置付けられ、現行の東京都保健医療計画に追記（平成30年の保健医療計画の改定に当たり一体化）
- 高齢化の進展により増大する医療需要に適切に対応し、将来にわたって医療提供体制を維持・発展させるため、平成37年（2025年）を見据え、病床の機能分化・連携を推進していく。

■ 主な内容

1 地域医療構想とは

- ・ 東京都地域医療構想は、都民、行政、医療機関、保険者など、医療、介護、福祉等に関わる全ての人が協力し、将来にわたり東京都の医療提供体制を維持、発展させ、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を実現するための方針

2 東京の現状と平成37年（2025年）の姿

- ・ 都における患者の受療動向や人口推計等を踏まえ、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の4つの病床の機能区分ごとの将来（平成37年（2025年））の病床数の必要量及び在宅医療の必要量を推計

3 構想区域

- ・ 必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための単位として、13の構想区域を設定
- ・ 構想区域ごとに、医療機関、医療関係団体、医療保険者、区市町村等で構成する「地域医療構想調整会議」を設置し、地域に不足する医療機能の確保等について協議
- ・ 構想区域ごとの、2025年における推計患者数や患者の流出入の状況、病床数の必要量等
- ・ 患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、疾病・事業ごとに医療連携を推進する「事業推進区域」を柔軟に運用

4 東京の将来の医療～ランドデザイン～

- ・ 将来（平成37年（2025年））の医療の姿として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を掲げ、その実現に向け、4つの基本目標を設定
 - Ⅰ 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
 - Ⅱ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
 - Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
 - Ⅳ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成
- ・ 4つの基本目標の達成に向けた課題と取組の方向性

5 果たすべき役割と東京都保健医療計画の取組状況

- ・ 行政、医療提供施設、保険者、都民の果たすべき役割
- ・ 現行の東京都保健医療計画改定後に開始した主な取組

がん対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- がん対策基本法第 11 条に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
- 計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間（次期計画期間は 6 年間）

■ 基本方針

- 1 予防を重視
- 2 高度ながん医療を総合的に展開
- 3 患者家族の不安を軽減
- 4 がん登録やがんの研究の推進

■ 全体目標

- ・ がんによる死亡者の減少
- ・ すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
- ・ がんになっても自分らしく生活できる社会の構築

■ 分野別施策

- 1 がんの予防の推進
 - ・ 科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣について、多様な広報媒体を活用した効果的な普及啓発の実施
- 2 がんの早期発見の推進
 - ・ 個別勧奨・再勧奨など、がん検診受診率向上施策の推進
 - ・ 職場における検診の実態把握及び従業員が受診しやすい環境整備への支援
 - ・ 年齢やがん検診への関心度に応じ、様々な手法を活用した、広域的かつ効果的な普及啓発の実施
 - ・ がん検診から精密検査受診・診断まで切れ目のない連携体制の在り方の検討
- 3 がんを予防するための健康教育の推進
 - ・ 地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進
 - ・ 地域における健康教育の先駆的事例の収集及び紹介
- 4 高度ながん医療の総合的な展開
 - ・ 拠点病院等と地域の医療機関・薬局等の連携による地域医療連携体制の構築
 - ・ 地域緩和ケアの推進
 - ・ 「東京都小児がん診療連携ネットワーク」の整備による小児がん医療提供体制の構築
- 5 患者・家族の不安の軽減
 - ・ 相談支援センターの機能の強化
 - ・ 「東京都がんポータルサイト」の構築による、がんに関する総合的な情報発信の実施
 - ・ がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備
- 6 がん登録と研究の推進
 - ・ 院内がん登録実施医療機関に対する支援の実施
 - ・ 地域がん登録の推進
 - ・ がんの診断法に関する研究の推進

健康推進プラン21（第二次）

■ 計画策定の趣旨等

- 健康増進法第8条に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援・推進する計画
- 計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間（5年を目途に中間評価を実施）

■ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

■ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

■ 分野別目標

（領域1） 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- | | | | |
|---|-----------------|---|---------------------------|
| 1 | がん | ： | がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる |
| 2 | 糖尿病・メタリックシンドローム | ： | 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす |
| 3 | 循環器疾患 | ： | 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる |
| 4 | COPD（慢性閉塞性肺疾患） | ： | COPDについて知っている人の割合を増やす |

（領域2） 生活習慣の改善

- | | | | |
|---|---------|---|-------------------------------|
| 1 | 栄養・食生活 | ： | 適切な量と質の食事をする人を増やす |
| 2 | 身体活動・運動 | ： | 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす |
| 3 | 休養 | ： | 睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす |
| 4 | 飲酒 | ： | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす |
| 5 | 喫煙 | ： | 成人の喫煙率を下げる |
| 6 | 歯・口腔の健康 | ： | 歯・口の状態についてほぼ満足している者の割合を増やす |

（領域3） ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------|
| 1 | こころの健康 | ： | うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす |
| 2 | 次世代の健康 | ： | 運動を習慣的にしている子供の割合を増やす |
| 3 | 高齢者の健康 | ： | 社会生活を営むために必要な機能を維持する |
| 4 | 社会環境整備 | ： | 地域のつながりを醸成する |

医療費適正化計画

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間
- 都民医療費の現在の状況及び今後の見通しを示すとともに、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的とする。

感 染 症 予 防 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成 19 年 4 月国において改正）を踏まえ、平成 20 年 3 月に改定
- 国の基本指針は、感染症法第 9 条第 3 項に基づき少なくとも 5 年ごとに再検討を加えることとされており、都においても、この基本指針の見直しに合わせて、本計画について、感染症法第 10 条第 4 項に基づき再検討を加え、必要に応じて改定していく。
※ 平成 29 年 2 月末時点 国の基本指針未改正

■ 基本方針

- ・ 総合的な予防対策（感染症発生の予防、感染拡大・まん延の防止）の実施と人権の尊重
- ・ 関係機関との連携を図り、健康危機管理体制を確立
- ・ 病原体の適切な管理

■ 主な内容

〔医療体制〕

- ・ 感染症指定医療機関の感染症病床は 130 床程度を確保
- ・ 確定診断までの受入れが可能な診療協力医療機関を保健医療圏域ごとに複数確保
- ・ 一般医療機関に対する適切な情報提供

〔新型インフルエンザ対策〕

- ・ 発熱センター及び確定診断までの受入れを行う医療機関や勧告入院先の確保のほか、必要な医療資材の確保等、医療体制の整備を推進
- ・ 地域医療体制の整備及び、地域単位での計画的な病床確保を推進
- ・ 病床の不足が生じた場合に医療機関の敷地内に新型インフルエンザ患者を収容するための臨時施設を確保することなどについても検討

〔結核対策〕

- ・ 基準病床 740 床程度を確保
※東京都保健医療計画（平成 25 年 3 月改定）で 400 床程度へ見直し
- ・ 「東京都結核予防計画」（平成 17 年 12 月策定）を感染症予防計画の一部として位置付け
- ・ 病床の機能分化や外来治療を行う患者への DOTS（直接服薬確認療法）の推進

〔エイズ対策〕

- ・ 平成 18 年 3 月に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、エイズ対策の推進に関する基本的な計画を策定し、中長期的視野に立った施策を計画的に展開

〔麻しん対策〕

- ・ 麻しん排除に向けたワクチン接種推進、対策会議の設置など

食 品 安 全 推 進 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都食品安全条例第7条に基づき策定
- 計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間

■ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る

〔東京都食品安全条例の目的〕

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」

〔東京都食品安全条例の基本理念〕

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

■ 食品の安全確保のための施策（46 施策）

〔施策の柱1〕

国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進（9 施策）

- 重点施策1 : 東京都工コ農産物認証制度の推進
- 重点施策2 : 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- 重点施策3 : 国際基準であるHACCP導入支援

〔施策の柱2〕

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進（20 施策）

- 重点施策4 : 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 重点施策5 : 輸入食品対策
- 重点施策6 : 「健康食品」対策
- 重点施策7 : 法令・条例に基づく適正表示の指導
- 重要施策8 : 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

〔施策の柱3〕

世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進（9 施策）

- 重要施策9 : 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- 重要施策10 : 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 重要施策11 : 総合的な食物アレルギー対策の推進

〔施策の基盤〕

安全を確保する施策の基盤づくり（8 施策）

基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組

動物愛護管理推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）

■ 基本方針

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

■ 施策展開の方向

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬の適正飼養の徹底
- 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策8 動物取扱業の監視強化
- 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり
- 施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 施策14 動物由来感染症への対応強化
- 施策15 災害時の動物救護体制の充実

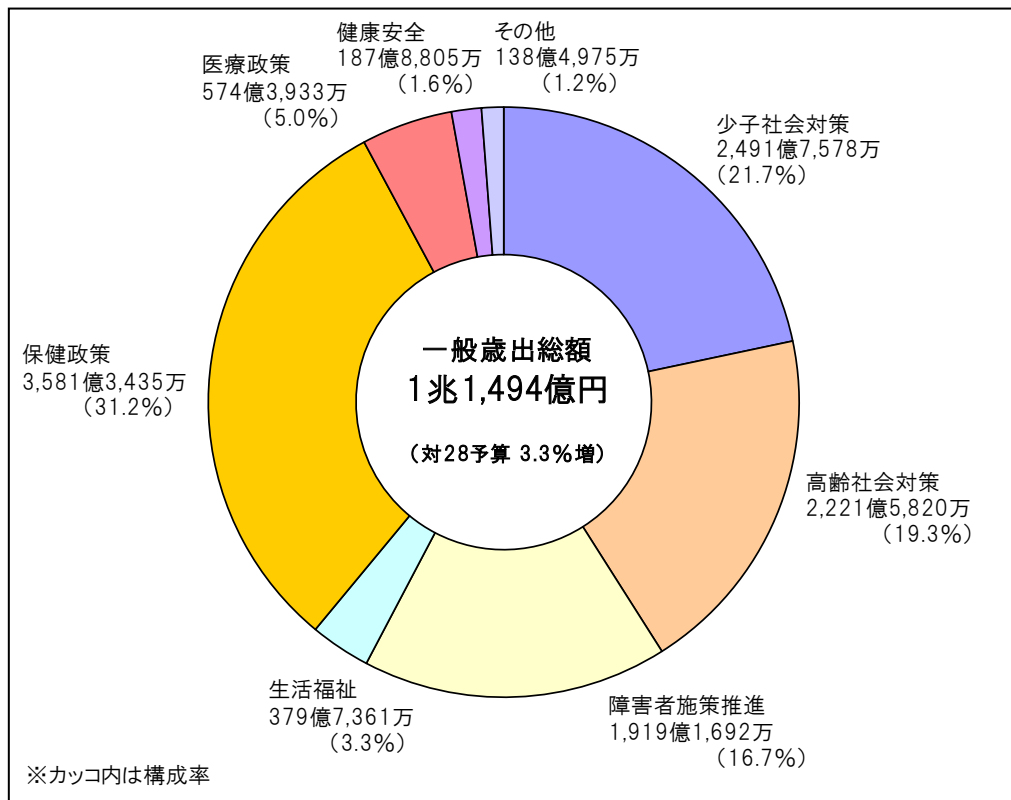
■ 具体的数値目標（平成35年度）

- ・ 動物の引取り数 : 平成24年度比15%削減
- ・ 動物の致死処分数 : 平成24年度比20%削減
- ・ 犬の返還・譲渡率 : 85%以上に増やす
- ・ 猫の返還・譲渡率 : 20%以上に増やす

平成29年度福祉保健局予算の概要

(単位:百万円、%)

| 科 目 | 29年度予算額 | 28年度予算額 | 増減額 | 増減率 |
|---------------|-----------|-----------|---------|--------|
| 福祉保健局予算(一般歳出) | 1,149,436 | 1,112,361 | 37,075 | 3.3% |
| 少子社会対策 | 249,176 | 206,166 | 43,010 | 20.9% |
| 高齢社会対策 | 222,158 | 227,828 | △ 5,670 | △ 2.5% |
| 障害者施策推進 | 191,917 | 194,537 | △ 2,620 | △ 1.3% |
| 生活福祉 | 37,974 | 38,457 | △ 483 | △ 1.3% |
| 保健政策 | 358,134 | 352,950 | 5,184 | 1.5% |
| 医療政策 | 57,439 | 61,041 | △ 3,602 | △ 5.9% |
| 健康安全 | 18,788 | 19,084 | △ 296 | △ 1.6% |
| その他 | 13,850 | 12,298 | 1,552 | 12.6% |



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 29年度予算額 | 28年度予算額 | 増減額 | 増減率 |
|---------------------|---------|---------|-------|--------|
| 母子父子福祉貸付資金会計 貸付金 | 4,467 | 4,520 | △ 53 | △ 1.2% |
| 心身障害者扶養年金会計 清算金等 | 4,927 | 5,388 | △ 461 | △ 8.6% |

平成29年度予算における主な新規・拡充事業

- ※1 ◎は、「2020年に向けた実行プラン」事業であることを示す（一部が「2020年に向けた実行プラン」事業であるものを含む）
- ※2 （ ）内は、P32以降の各分野での掲載頁を示す（以下では、事業規模や用語の注釈は省略）
- ※3 <緊急対策>は、平成28年9月にとりまとめられた「待機児童解消に向けた緊急対策」の取組であることを示す
- ※4 <補正予算>は、平成28年第三回都議会定例会で議決された補正予算により、予算化された取組であることを示す

第1 子供家庭分野

待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します

- ◎ **待機児童解消区市町村支援事業【一部新規】(P36)** **15,000百万円**
- 待機児童の解消に向け、国の整備費補助の区市町村と事業者の負担割合を軽減するなど、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援します。
 - 建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費の補助基準額に「高騰加算」を上乗せする区市町村を支援します。<緊急対策・補正予算>
- ◎ **保育所等賃借料補助事業 (P37)** **4,597百万円**
- 賃貸物件を用いた認可保育所や小規模保育等の新規開設後の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。<緊急対策・補正予算>
- ◎ **居宅訪問型保育利用支援事業 (P38)** **(包括補助)**
- 居宅訪問型保育事業（認可のベビーシッター）を利用する保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっているベビーシッターの交通費等の一部を補助する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **認可外保育施設利用支援事業 (P38)** **5,755百万円**
- 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図ります。<緊急対策・補正予算>

- ◎ **借地を活用した認可保育所等設置支援事業【一部新規】(P38)** **119 百万円**
 - ・ 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援します。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減します。〈緊急対策・補正予算〉

- **医療的ケア児支援事業 (P40)** **(包括補助)**
 - ・ 医療的ケア児の受け入れのため、認可保育所等に看護師を配置する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業 (P40)** **60 百万円**
 - ・ 認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行います。〈緊急対策・補正予算〉

- ◎ **保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業 (P41)** **336 百万円**
 - ・ 保育士が産後休業・育児休業取得後に復職するにあたり、認可保育所等が利用できず認可外の居宅訪問型の保育サービス（ベビーシッター）を利用する場合、その利用料の一部を補助し、保育士の確保を図る区市町村を支援します。

- ◎ **東京都保育士等キャリアアップ補助【一部新規】(P41)** **24,405 百万円**
 - ・ 保育士等の職責や職務内容に応じた賃金体系の設定や職員の資質向上に向けた計画策定等のキャリアパス要件の届出、賃金改善に関する実施状況の報告などを条件に、処遇改善に係る経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図るとともに、保育サービスの質の向上を図る区市町村と事業者を支援します。平成 29 年度から、財務情報等の報告書やモデル賃金等のインターネット上での公表、非常勤職員の賃金改善を条件に補助額を上乗せします。

- ◎ **保育従事職員宿舍借上げ支援事業【一部新規】(P41)** **3,958 百万円**
 - ・ 事業者に対し、保育従事職員用の宿舍の借上げに要する経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図る区市町村を支援します。また、就職後 5 年間としていた対象期間を 6 年目以降にも拡大することにより、6 年目以降も安心して働き続けられる環境を整備し、人材の定着を図ります。〈緊急対策・補正予算〉

- ◎ **保育所等 ICT 化推進事業 (P42)** **513 百万円**
 - ・ 書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等における ICT 化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- ◎ **保育ニーズ実態調査 (P42)** **40 百万円**
 - ・ 都内の保育ニーズを把握するため、都民に対する調査を実施します。

妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

- ◎ **不妊検査・治療費の助成【一部新規】(P43)** 4,432 百万円
 - ・ 不妊検査等助成事業（平成 29 年度～） 241 百万円

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。
 - ・ 特定不妊治療費助成事業 4,191 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療の費用の一部を助成し、加えて特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部を助成します。

- ◎ **子供手帳モデルの検討 (P44)** 10 百万円
 - ・ 妊娠期から学齢期にいたるまで、子供の成長や健康を記録することができ、子育てに関する情報を盛り込んだ、東京都版子供手帳のモデル作成に向けた検討を行います。

- ◎ **子供の居場所創設事業【一部新規】(P44)** 178 百万円
 - ・ 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。また、平成 29 年度から、連携する地域の子供食堂等を定期的に巡回して子供の状況を把握するなど取組を充実します。

特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

- **子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業 (P46)** （包括補助）
 - ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **乳児院の家庭養育推進事業【一部新規】(P48)** 126 百万円
 - ・ 乳児院において、問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。
 - ・ 家庭復帰が難しい児童について養育家庭への委託を推進するため、平成 29 年度から、乳児院の機能を活用し、里親子の交流がスムーズに進むよう里親子に寄り添ったきめ細かい支援や、地域の関係機関による取組強化を図ります。

- ◎ **新生児委託推進事業（P48）** **11 百万円**
 - ・ 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結びつけられるよう、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進します。

- ◎ **子供の貧困対策支援事業（P50）** **32 百万円**
 - ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子供の貧困対策を推進するための専任職員を配置する区市町村を支援します。

- ◎ **子育てサポート情報普及推進事業（P51）** **10 百万円**
 - ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。

第2 高齢者分野

住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

- ◎ **地域包括支援センターの機能強化支援【一部新規】（P58）** **563 百万円 包括補助**
 - ・ 高齢者の地域での自立した生活を支える拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。[一部高齢社会対策区市町村包括補助]
 - ・ 住民主体の地域づくりにつながる介護予防活動を推進するため、平成 29 年度から、地域の多職種・他機関との連携を強化する専門職「介護予防による地域づくり推進員」を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 平成 29 年度から、相談窓口の 365 日 24 時間開所や、介護以外の分野も含めた包括的・総合的な相談支援体制の構築など、相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- ◎ **東京都介護予防推進支援事業【一部新規】（P58）** **152 百万円**
 - ・ 要支援者等の多様なニーズに対応したサービス提供を行う区市町村を支援するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「東京都介護予防推進支援センター」を新たに設置し、区市町村職員等の人材育成や、地域の自主グループ活動へのリハビリテーション専門職の紹介、地域で介護予防に取り組む専門職への相談・助言等を行います。
 - ・ 介護予防に関する情報共有システムを運用し、区市町村からの相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、地域の多様なニーズに対応した取組やサービス提供を支援します。

○ **地域密着型サービス定期借地権活用促進事業（P60）** （包括補助）

- ・ 地域密着型サービスの施設用地確保のため、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

◎ **特別養護老人ホームの整備【一部新規】（P62）** 12,509 百万円

- ・ 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実し、整備を促進します。

整備目標：平成37年度（2025年度）末までに定員6万人分を整備

〔都独自の主な整備促進策〕

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

| 整備率 | 1.2%未満 | 1.4%未満 | 1.6%未満 | 1.8%未満 | 2.0%未満 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 促進係数※ | 1.5 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.1 |

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算【平成29年度から加算額を引き上げ】

- ・ 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、大規模改修費を補助します。
- ・ 特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修費用を補助します。

◎ **介護老人保健施設の整備【一部新規】（P62）** 2,243 百万円

- ・ 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実し、整備を促進します。

整備目標：平成37年度（2025年度）末までに定員3万人分を整備

〔都独自の主な整備促進策〕

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

| 整備率 | 0.5%未満 | 0.6%未満 | 0.7%未満 | 0.85%未満 | 1.0%未満 |
|-------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 促進係数※ | 1.5 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.1 |

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算【平成29年度から加算額を引き上げ】

◎ **区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業（P63）** 34 百万円

- ・ 学校跡地など区市町村の未利用地の活用を推進するため、区市町村有地の貸付けと施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。

- ◎ 広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金（P64） 250 百万円
 - ・ 都全体での特別養護老人ホームの必要定員数の確保に向け、区市町村が地域のニーズを超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付します。

認知症に関する総合的な施策を推進します

- ◎ 認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業（P65） 32 百万円
 - ・ オーナー型グループホームの整備促進に向け、不動産オーナーとグループホーム事業者とのマッチングを行うとともに、補助金申請から開設までの行政手続等のサポートや各種相談等のアフターフォローを行います。

第3 障害者分野

障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

- ◎ 都外施設入所者地域移行特別支援事業（P75） （包括補助）
 - ・ 都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、都内での地域生活への移行及び定着を促進します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- 障害者（児）施設防犯緊急対策事業（P76） 116 百万円 包括補助
 - ・ 防犯対策の観点から必要となる設備の設置に係る費用の一部を補助することにより、障害者（児）施設利用者の安全を確保します。[一部障害者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ 企業CSR等連携促進事業（P77） 26 百万円
 - ・ 障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等のCSR活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し、両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例等の関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的取組を促し、障害者の社会参加を推進します。

医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

- 医療的ケア児に対する支援のための体制整備（P79） 2 百万円
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児の支援に係る関係機関相互の連絡調整や意見交換を行う連絡会を設置します。また、地域で支援に関わる人材を対象に、医療的ケアを必要とする障害児についての基本的な理解を促す研修を行います。

- ◎ **障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業（P79）** **6 百万円**
 - ・ 児童発達支援センター・児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を対象とするものを除く）における看護師の配置をモデル実施することにより、医療的ケアを必要とする障害児が身近な地域で療育を受けられる環境整備を進めます。

- ◎ **発達障害者支援体制整備推進事業【一部新規】（P80）** **18 百万円 包括補助**
 - ・ **発達障害者支援体制整備推進事業** **8 百万円**
 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門の人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進します。
 - ・ **ペアレントメンター養成・派遣事業（平成 29 年度～）** **10 百万円**
 発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。
 - ・ **区市町村発達障害者支援体制整備推進事業** **（包括補助）**
 発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
 また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **医療連携型グループホーム事業（P81）** **（包括補助）**
 - ・ グループホームに、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会を開催する等により、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

第4 生活福祉分野

低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

- ◎ **子供サポート事業立上げ支援事業（P87）** **（包括補助）**
 - ・ 生活困窮者世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援することにより、子供の学習支援事業や子供の居場所創設事業（P44 参照）の充実を図ります。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

- ◎ **ホームレス対策の強化【一部新規】（P88）** **1,390 百万円**
 - ・ **自立支援センター事業**
 路上生活者が就労して自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう支援するため、都区共同で自立支援センターを運営します。

- ・ 巡回相談事業
路上生活者に対する巡回相談や自立支援センターの退所者に対して訪問による相談助言等を行います。
- ・ 支援付地域生活移行事業（平成 29 年度～）
路上での生活が長期化し、高齢化した路上生活者に対し、重点的な相談を行うとともに、一時的なすまいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。

福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

- ◎ **働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業（P90）** **26 百万円**
 - ・ 福祉・介護事業所における人材の育成、給与水準、職員の負担軽減等の「働きやすさ」に関する情報を公表し、「見える化」することで、就職後のミスマッチを防ぐとともに、福祉人材の確保を推進します。

ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

- ◎ **ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業（P92）** **640 百万円**
 - ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けて、障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また、公共施設のトイレの洋式化に取り組む区市町村を支援します。

第5 保健分野

がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

- ◎ **職域健康促進サポート事業（P100）** **22 百万円**
 - ・ 東京商工会議所と連携の上、「健康経営アドバイザー」を活用し、都がこれまで実施してきた健康づくりやがん対策、肝炎対策、感染症対策等の知見の普及啓発を行い、事業者の取組を支援します。

難病患者の療養生活を支援します

- **難病医療ネットワークの整備【一部新規】(P101)** **21 百万円**
 - ・ **神経難病医療ネットワーク事業** **19 百万円**

神経難病患者に対し、発症から診断、治療、入院・退院、在宅療養まで、適切な医療の提供等ができるよう、医療機関等の連携を図ります。
 - ・ **難病医療ネットワーク事業（平成 29 年度～）** **2 百万円**

既存の神経難病医療ネットワークを再構築し、全ての難病（全15疾患群）に対応可能な難病医療ネットワークの体制整備を図ります。

- **難病患者就労等サポート事業 (P102)** **2 百万円**
 - ・ 難病患者やその家族等が、療養生活上の悩みを気軽に相談できる場を設置し、必要に応じて就労支援機関等につなげることにより、難病患者等へのサポートを行います。

- **難病相談・支援センター事業【一部新規】(P102)** **40 百万円**
 - ・ 難病患者等の日常生活における相談・支援等の拠点である難病・相談支援センターにおいて、相談・就労支援の充実を図り、療養生活の質の向上を支援します。
 - ・ また、新たに多摩地域に相談場所を設置し、相談支援の充実を図ります。

- **難病対策地域協議会 (P102)** **5 百万円**
 - ・ 難病患者が安定した療養生活を送ることができるよう、保健所を中心に、地域の関係機関による難病対策地域協議会を設置し、地域における課題の把握や情報収集を行い、支援体制を協議・検討します。
 - ・ また、東京都難病対策地域協議会を設置し、都内全体の情報収集を行い、各保健所へフィードバックするなど、取組の均てん化を図ります。

自殺対策を総合的に推進します

- ◎ **自殺総合対策東京会議【一部新規】(P103)** **9 百万円**
 - ・ 保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの様々な分野の関係機関が連携し、都内における自殺の予防、自殺念慮・未遂者への危機介入、若年層や自死遺族への支援について、社会的な取組を着実に推進するための対策や、自殺対策計画策定に必要な検討を行います。
 - ・ 地域自殺対策推進センターを新たに設置し、区市町村において地域の実情に応じた自殺対策が推進されるよう、情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行います。

第6 医療分野

都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

- 転院搬送体制等整備事業 (P109) 28 百万円
 - ・ 医療機関から転院搬送する際に、緊急度に応じて病院所属の救急車や民間救急車を活用する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、救急車の適正利用を推進します。
 - ・ 高齢者施設における救急対応について、関係機関等と協力して手引を作成し、医療機関への搬送などの円滑化を図ります。

- 「東京DMAT」の整備【一部新規】 (P110) 62 百万円
 - ・ 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC災害等の現場で、救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京DMAT）を救命救急センター等に編成しています。
 - ・ 平成 29 年度は、NBC災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療資器材の整備や教育・訓練を実施し、体制整備を強化します。

安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

- NICU等入院児の在宅移行支援事業 (P113) 9 百万円
 - ・ 退院後も医療的ケアが必要な NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行を推進するため、周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等に対し、外泊訓練や関係機関の調整会議等の経費を補助することにより、退院に向けた支援の充実を図ります。

- 新生児医療担当医育成支援事業 (P113) 6 百万円
 - ・ 臨床研修終了後の専門的研修において小児科を選択し、かつ NICU 等で新生児医療を担当する医師に研修医手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図ります。

がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

- ◎ 区市町村在宅療養推進事業【一部新規】 (P119) 620 百万円
 - ・ 在宅療養における医療と介護の連携を推進するに当たり、医療面の支援体制を整備するため、介護事業者等からの在宅医療に関する専門相談に対応できる体制の整備などに取り組む区市町村を支援します。

- 平成 29 年度から、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療の推進を図るため、協議会や相談窓口の設置など地域の実情に応じた取組を実施する区市町村を支援します。

○ 地域リハビリテーション支援事業【一部新規】(P120) 54 百万円

- 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域リハビリテーションのシステム化を図ります。
- 都が指定する地域リハビリテーション支援センターにおいて、都内医療機関等に従事する若手の理学療法士及び作業療法士の実習生を受け入れ、リハビリテーション医療体制の充実のための支援を行います。
- 平成 29 年度は、地域リハビリテーション支援センターを中心とした、災害時のリハビリテーション支援体制の構築に向けたモデル事業を実施します。

第 7 健康安全分野

新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します

◎ 感染症対策強化事業【一部新規】(P128) 362 百万円

- 蚊媒介感染症対策
デング熱やチクングニア熱、ジカウイルス感染症等の蚊が媒介し伝播する感染症について、平時からの蚊の発生抑制、ウイルス保有蚊の生息や患者発生のサーベイランス、発生時における調査と蚊の駆除等の迅速な実施など、状況に応じた総合的な対応体制を整えます。
- 一類感染症等対策
エボラ出血熱などの一類感染症や中東呼吸器症候群（MERS）等の患者発生に備え、感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資器材の整備などを行い、医療体制の充実を図ります。
- 職場等における感染症対応力の向上
海外旅行者や外国人入国者に対し、感染症に関する正しい知識等を多言語で周知するとともに、企業団体や医師会と連携して、企業内研修や感染症BCPの作成、風しん対策等の取組を実施する企業を支援するなど、感染症対策の普及に取り組みます。
- 疫学調査等支援ツールの整備（平成 29 年度～）
感染症発生時に効果的な原因究明や二次感染防止を図るため、保健所における疫学調査や保健指導を支援するアプリを開発し、平成 31 年度の本格運用を目指します。

- 東京 2020 大会に向けた感染症対策
開催都市として感染症のリスクに的確に対応するため、対処要領を策定し、体制の整備を進めます。
- 基礎研究の推進
公益財団法人東京都医学総合研究所において、デング熱に有効な予防法の確立に向けた基礎研究を推進します。

危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

◎ 危険ドラッグ対策【一部新規】(P130) 157 百万円

- 規制の強化
高度な成分分析機器の活用等に加え、国内未流通成分等の合成を実施することにより、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。
- 監視指導等の強化
流通実態調査やビッグデータ解析、海外文献情報の収集等による、国内・海外で流行している製品やインターネット店舗を含む販売店舗等の把握、国や関係機関と連携した立入検査等により、新たな乱用薬物等の流通を防ぎます。平成 29 年度から、製品名等を隠した販売方法に対応するため、ソーシャルリスニング監視を実施するとともに、通常の方法ではアクセスできないサイト等に対する監視を強化します。
- 普及啓発の強化
若者を引き付ける啓発動画の放映、インターネット上の啓発用サイトやキーワード連動広告、大学生等と連携した効果的な普及啓発活動等を通じて、危険ドラッグの有害性を訴えていきます。

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

◎ 動物譲渡推進事業 (P133) 12 百万円

- 動物の殺処分ゼロを早期に実現するため、11月を動物譲渡推進月間とし都民への普及啓発を行います。また、譲渡活動への理解を促進するためのPRイベント等を実施します。さらに、離乳前子猫を育成し譲渡に繋げるため、登録譲渡団体等にミルクや哺乳瓶等を支給します。

◎ 動物愛護相談センター本所の整備 (P133) 25 百万円

- 都の動物愛護管理施策の拠点である動物愛護相談センター本所の整備に向けた基本設計を行います。

分野別事業展開

平成29年度に展開する8分野の主な施策

第1 子供家庭分野

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します
- 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

第2 高齢者分野

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症に関する総合的な施策を推進します
- 4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します

第3 障害者分野

障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4 生活福祉分野

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5 保健分野

ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6 医療分野

都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します
- 3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します

第7 健康安全分野

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します
- 2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 4 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

第8 横断的取組

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

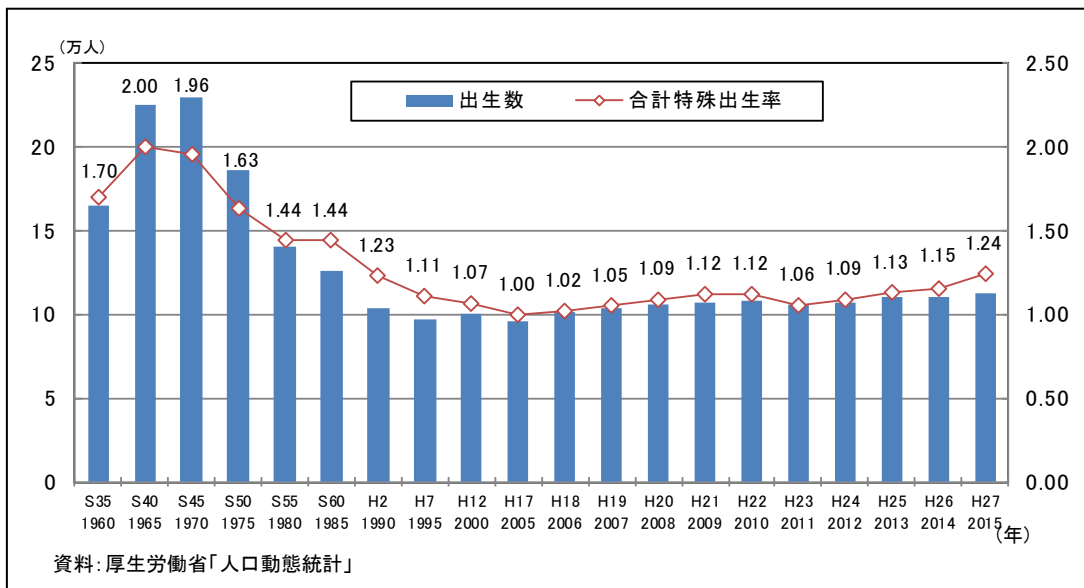
※ 本文中の◎は、「2020年に向けた実行プラン」事業であることを示す（一部が「2020年に向けた実行プラン」事業であるものを含む）

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

(子供と家庭を取り巻く状況)

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の「子育て力」が低下し、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育てに不安を抱える家庭が増加していることなどが指摘されています。また、保育所等に子供を預けたいと希望しながら預けられない状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした中、少子化が急速に進行しています。都においては、出生数の微増と転入人口超過があいまって年少人口が増加していますが、合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録し、平成27年は1.24と上昇しているものの、依然として低い水準となっています。

<出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）>

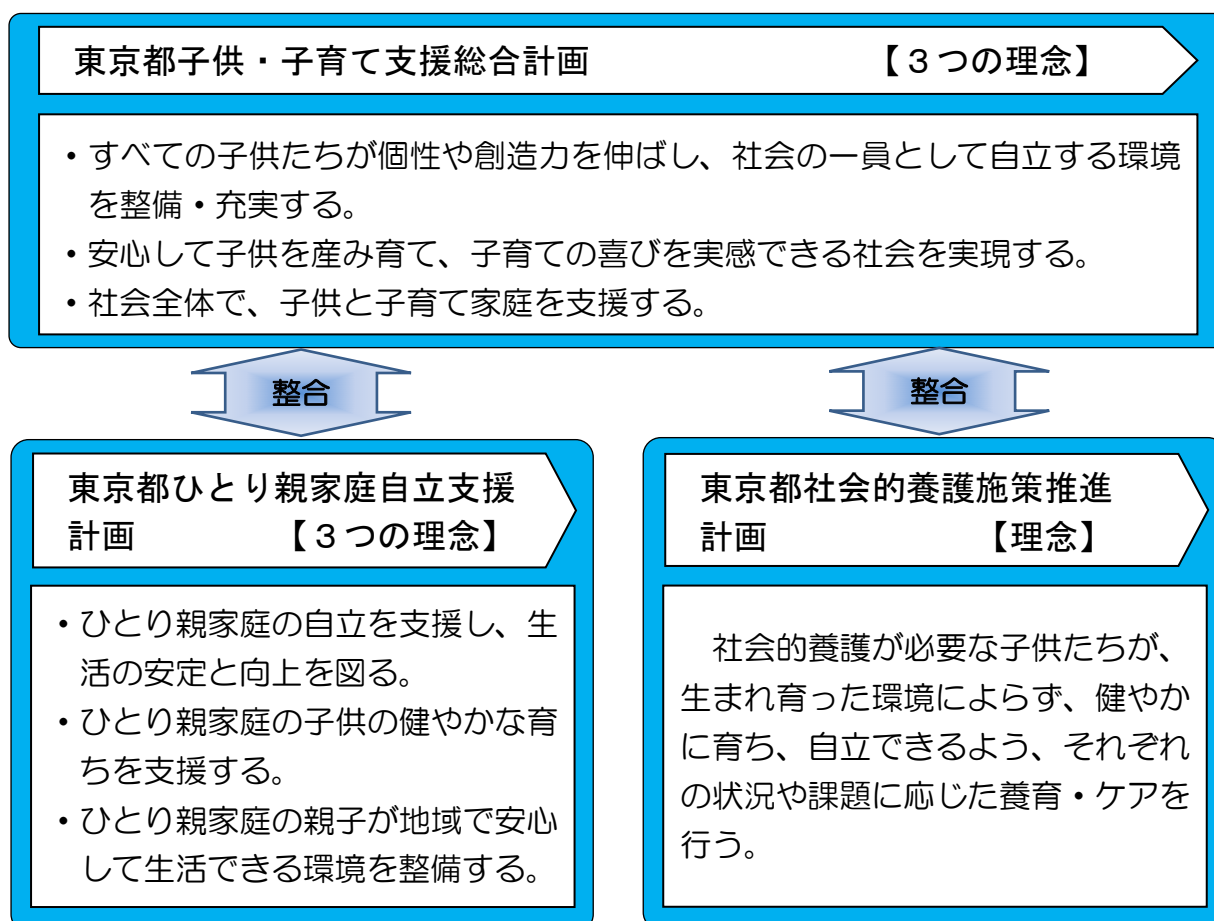


※ 昭和60年以降の出生数の詳細は、P106のグラフを参照

- 少子化の要因には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあるとされています。結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありませんが、いかなる時代・状況にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

（都の取組）

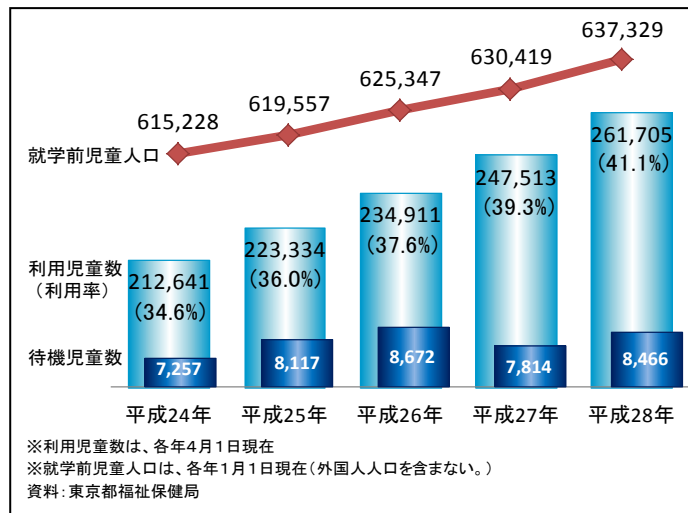
- 「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、平成17年4月に「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」を、平成22年4月には「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」を策定して施策を進めてきました。平成27年3月には、「東京都子供・子育て支援総合計画」（平成27～31年度）を策定しました。
- この新たな計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、平成26年4月に改正法が成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づく都道府県行動計画とを合わせ、一体的に策定したものです。妊娠期から学齢期（18歳）までを対象にした、都における子供・子育てに関する総合計画として、福祉・保健・医療・雇用・教育など、様々な分野からなる267の事業と、具体的な数値目標を盛り込んでいます（本計画については、P5参照）。
- また、平成27年3月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」（平成27～31年度）を、同年4月に「東京都社会的養護施策推進計画」（平成27～41年度）を策定しました（両計画については、P6参照）。
- 都は、これらの計画等に基づき、子供と家庭の健やかな暮らしを支えるために様々な施策を展開しています。



【保育サービスの充実】

- 都独自の整備費補助や都有地の活用等により、保育の実施主体である区市町村を支援し、平成26年度は12,602人分、27年度は14,192人分の保育サービスの整備を進めてきました。
- しかし、出生数の増加や人口流入による就学前児童人口の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大等により、保育所等の利用申込者数は増加し、待機児童数は前年から652人増の8,466人となりました。

＜保育ニーズの状況（東京都）＞



- 保育サービスの整備を加速するため、平成28年9月に「保育所等の整備促進」、「人材の確保・定着の支援」、「利用者支援の充実」の3つを柱にした、「待機児童解消に向けた緊急対策」をとりまとめました。引き続き、こうした取組を進めていくことが必要です。
- また、障害児やアレルギー児、病児保育等の多様なニーズに対応したサービスを充実させていくことも重要です。

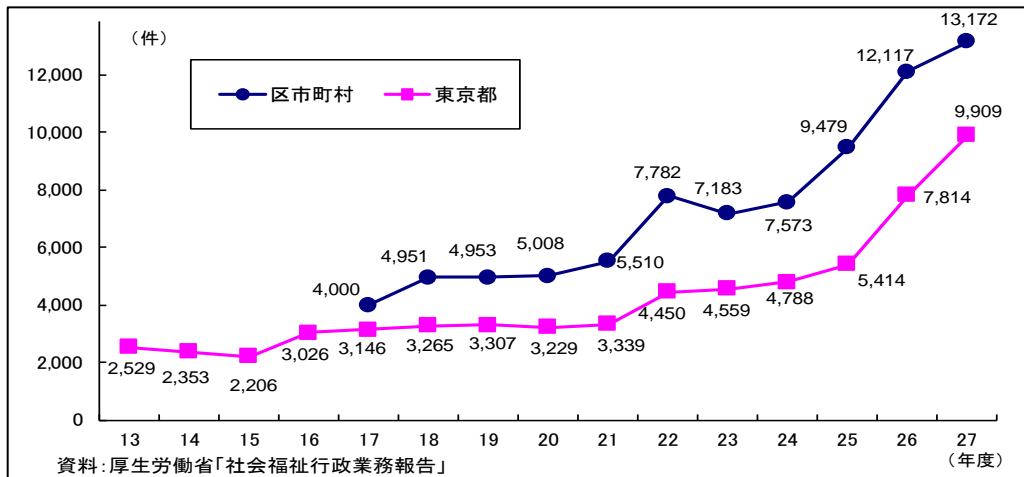
【子育て支援サービスの充実】

- 子育てに不安を抱える妊婦や子育て家庭を支援するため、妊娠や出産に関する電話相談、親同士の交流や相談支援等を行う子育てひろばの充実、全ての子育て家庭を対象に、保健師等が継続的に相談に応じる取組等を行っています。
- 子供と子育て家庭をしっかりと支えていくためには、妊娠・出産・子育て期に至るまで切れ目のない、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を更に充実することが必要です。

【特に支援が必要な子供と家庭への支援】

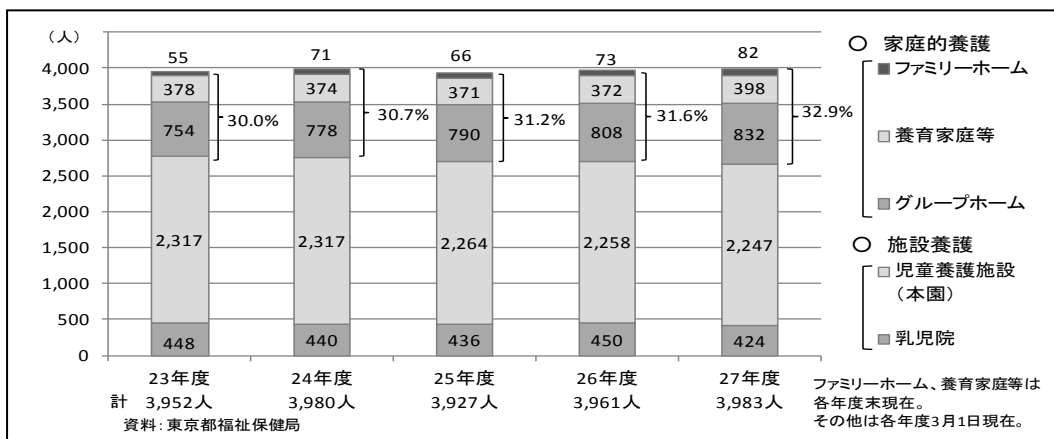
- 平成27年度の児童虐待相談件数は、東京都9,909件、区市町村13,172件となっており、年々増えています。増加する相談に適切に対応するとともに、児童の家庭復帰を見据えた支援等を更に強化するため、児童相談所や区市町村の子供家庭支援センターの体制等を充実することが必要です。

＜虐待対応状況（東京都・区市町村）＞



- 社会的養護を必要とする子供は、過去5年間3,900人台で推移しており、これらの子供は、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

＜社会的養護の下で育つ児童の推移と家庭的養護の割合（東京都）＞



- 子供が抱える課題は一人ひとり異なります。本人や保護者等の状況に合わせ、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム、施設の中で、より適切な養育環境を提供できるよう、家庭的養護の推進や、施設の専門性の強化、養育に携わる人材の確保・育成等について、更なる取組が必要です。

- また、ひとり親家庭の親と子供に対しても、各家庭の状況を踏まえた上で、安定した生活が送れるよう支援していく必要があります。

（平成 29 年度の取組）

- 1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します
- 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

1 待機児童解消に向け、多様な保育サービスの整備を加速します

増大する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを拡充し、平成31年度末までに待機児童を解消します。また、多様な保育ニーズに応じた取組を推進します。

<主な保育サービス>

| (平成28年4月現在) | | |
|-------------|---|-----------|
| サービス | 概要 | 利用児童 |
| 認可保育所 | 児童福祉法に基づく認可を受けた保育所 | 225,334 人 |
| 認証保育所 | 0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設 | 20,402 人 |
| 認定こども園 | 保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援機能を備えた施設 | ※ 4,296 人 |
| 家庭的保育事業 | 家庭的保育者（乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者）が、その居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 | 1,945 人 |
| 小規模保育事業 | 0-3歳未満児を対象とし、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 | 4,496 人 |
| 事業所内保育事業 | 事業主が、従業員や地域の児童のために保育を行う事業 | 256 人 |
| 居宅訪問型保育事業 | 家庭的保育者が、乳児又は幼児の居宅において保育を行う事業 | 15 人 |
| 定期利用保育事業 | パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育を行う都独自事業 | 799 人 |

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。
資料：東京都福祉保健局

主な事業展開

- ◎ **待機児童解消区市町村支援事業【一部新規】** 15,000 百万円
 - ・ 待機児童の解消に向け、国の整備費補助の区市町村と事業者の負担割合を軽減するなど、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援します。
 - ・ 建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費の補助基準額に「高騰加算」を上乗せする区市町村を支援します。<緊急対策・補正予算>

- ◎ **保育所緊急整備事業** 1,317 百万円
 - ・ 認可保育所の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。[規模 8 施設]

- ◎ **多様な主体による保育所緊急整備事業** **3,414 百万円**

 - ・ 国の整備費補助の対象となっていない株式会社やNPO法人等の多様な主体による認可保育所の新設、定員増を伴う増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。
[規模 24 施設]
- ◎ **認定こども園整備事業** **230 百万円**

 - ・ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、幼保連携型認定こども園等の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。[規模 4 施設]
- ◎ **認証保育所事業** **3,874 百万円**

 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置促進を図る区市町村を支援します。
- ◎ **賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業** **1,499 百万円**

 - ・ 賃貸物件を用いた認可保育所の新規開設前の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。
- ◎ **開設前賃借料補助（小規模保育）** **13 百万円**

 - ・ 賃貸物件等を用いた小規模保育の開設前の建物賃借料等の一部を補助する区市町村を支援します。
- ◎ **保育所等賃借料補助事業【新規】** **4,597 百万円**

 - ・ 賃貸物件を用いた認可保育所や小規模保育等の新規開設後の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。＜緊急対策・補正予算＞
- ◎ **事業所内保育施設支援事業** **440 百万円**

 - ・ 企業と連携して、事業所内保育施設の定員の一部を地域の児童分（区市町村枠）として活用する区市町村を支援します。なお、区市町村枠を定員の2分の1以上とする場合や総定員を20人以上にする場合、事業者の負担軽減を図ります。
 - ・ 平成19～24年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助し、企業の次世代育成に対する取組を支援します。
- ◎ **家庭的保育事業** **182 百万円**

 - ・ 保育について知識及び経験を有する家庭的保育者が、自宅等で乳児又は幼児の保育を行う都独自の家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **定期利用保育事業【一部新規】** **457 百万円**

 - ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。
 - ・ 8時間を超える保育が必要な保護者を支援するため、長時間保育を実施する区市町村を支援します。〈緊急対策〉
- ◎ **一時預かり事業【一部新規】** **716 百万円**

 - ・ 保護者の疾病や育児疲れ等により、緊急・一時的に保育を必要とする場合、認可保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を支援します。
 - ・ 認可保育所等が利用できず一時預かりを定期的に利用する保護者を支援するため、利用料の負担軽減や8時間を超える長時間保育を実施する区市町村を支援します。〈緊急対策・補正予算〉
- ◎ **送迎保育ステーション事業** **(包括補助)**

 - ・ 自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい認可保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
- ◎ **居宅訪問型保育利用支援事業【新規】** **(包括補助)**

 - ・ 居宅訪問型保育事業（認可のベビーシッター）を利用する保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっているベビーシッターの交通費等の一部を補助する区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
- ◎ **認可外保育施設利用支援事業【新規】** **5,755 百万円**

 - ・ 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図ります。〈緊急対策・補正予算〉
- ◎ **定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業** **1,694 百万円**

 - ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援します。
- ◎ **借地を活用した認可保育所等設置支援事業【一部新規】** **119 百万円**

 - ・ 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援します。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減します。〈緊急対策・補正予算〉

- ◎ **民有地マッチング事業【一部新規】** 101 百万円
- ・ 民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 土地等の所有者と保育事業者等のマッチングを行うコーディネーターの増配置等、物件確保に向けた取組を強化する区市町村を支援します。〈緊急対策・補正予算〉
 - ・ 平成 29 年度から、地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを配置する区市町村を支援します。
- **福祉インフラ民有地マッチング協議会【新規】** —
- ・ 不動産情報を有する業界団体や金融機関、東京都で構成する福祉インフラ民有地マッチング協議会において、物件情報の共有方法や保育所等の施設整備に係る情報提供方法などについて協議を行い、民有地や空き家等を活用した保育所等の整備を進めます。〈緊急対策〉
- ◎ **都有地を活用した保育所等の設置促進** —
- ・ 都有地の減額貸付けを行い、認可保育所等の設置促進を図ります。
- **とうきょう保育ほうれんそう【新規】** —
- ・ 待機児童解消に向けた緊急対策の一環として、都有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供します。〈緊急対策〉
- *ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。
- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P64、76）** 171 百万円
- ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 22 施設、耐震改修 18 施設〕
- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P64、76）** 10 百万円
- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- 〔社会福祉施設等 91 施設〕
- ◎ **病児保育施設の設置促進【一部新規】** 606 百万円 包括補助
- ・ 病児保育施設整備費補助 56 百万円
 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う病児・病後児保育施設の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。〈補正予算〉〔規模 6 施設〕

- ・ 病児保育事業費補助 550 百万円
病児・病後児保育施設の改修経費や開設前の建物賃借料等の一部を補助する区市町村を支援します。
 - ・ 病児保育促進事業 (包括補助)
病児・病後児保育施設を活用して、認可保育所等に対する病児ケアに係る情報を発信する取組や、駅近郊等利便性の高い場所において広域利用等を行う場合の賃借料補助等を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- **医療的ケア児支援事業【新規】** (包括補助)
- ・ 医療的ケア児の受け入れのため、認可保育所等に看護師を配置する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **保育サービス推進事業** 9,249 百万円 包括補助
- ・ 認可保育所、認定こども園、小規模保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村と事業者を支援します。[一部子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **保育力強化事業** (包括補助)
- ・ 都独自事業である認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育事業の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- **認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業【新規】** 60 百万円
- ・ 認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行います。〈緊急対策・補正予算〉
- **認証保育所等研修事業** 24 百万円
- ・ 認証保育所、家庭的保育、居宅訪問型保育、病児・病後児保育、認可外保育施設向け研修を実施し、保育の質の向上を図ります。
- ◎ **保育人材確保事業** 141 百万円
- ・ 保育士OB等の有資格者等に対して、身近な地域で就労が可能となるよう、就職支援研修と就職相談会を一体的・効果的に実施します。[6回×100人]
また、都内全域及び他道府県在住の保育士等を対象に、事業者の情報収集の場を提供し、併せて保育の魅力を伝える「保育のおしごと応援フェスタ」を実施することで、保育人材の確保を図ります。

- ・ 保育施設勤務未経験者やブランクの長い有資格者に対して、就職に必要な知識を習得するための講座や、現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。[10回×40人]
- ・ 保育人材・保育所支援センターに「保育人材コーディネーター」を配置し、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行うだけでなく、就職後のフォローまでを実施することで、就労定着を支援します。
- ・ 事業者に対して、潜在保育士雇用に当たっての施設側の留意点や改善点、現役保育士を育成・定着させるためのノウハウ等に関する研修を実施します。
- ・ 保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に寄与します。

◎ **保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業【新規】** **336 百万円**

- ・ 保育士が産後休業・育児休業取得後に復職するにあたり、認可保育所等が利用できず認可外の居宅訪問型の保育サービス（ベビーシッター）を利用する場合、その利用料の一部を補助し、保育士の確保を図る区市町村を支援します。

◎ **東京都保育士等キャリアアップ補助【一部新規】** **24,405 百万円**

- ・ 保育士等の職責や職務内容に応じた賃金体系の設定や職員の資質向上に向けた計画策定等のキャリアパス要件の届出、賃金改善に関する実施状況の報告などを条件に、処遇改善に係る経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図るとともに、保育サービスの質の向上を図る区市町村と事業者を支援します。平成 29 年度から、財務情報等の報告書やモデル賃金等のインターネット上での公表、非常勤職員の賃金改善を条件に補助額を上乗せします。

◎ **保育従事職員宿舍借り上げ支援事業【一部新規】** **3,958 百万円**

- ・ 事業者に対し、保育従事職員用の宿舍の借り上げに要する経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図る区市町村を支援します。また、就職後5年間としていた対象期間を6年目以降にも拡大することにより、6年目以降も安心して働き続けられる環境を整備し、人材の定着を図ります。〈緊急対策・補正予算〉

◎ **保育従事職員資格取得支援事業** **42 百万円 包括補助**

- ・ 認可保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。[一部子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **保育士養成施設に対する就職促進支援事業** **38 百万円**

- ・ 保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進します。

- **保育従事職員等職場定着支援事業** (包括補助)
 - ・ 保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **保育体制強化事業** 37 百万円
 - ・ 認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- **保育補助者雇上強化事業【新規】** 138 百万円
 - ・ 認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- ◎ **保育所等 I C T 化推進事業【新規】** 513 百万円
 - ・ 書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等における I C T 化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- **子供・子育てに関する施設等情報サイトの運用【新規】** 14 百万円
 - ・ 認可保育所や認証保育所、認定こども園、幼稚園等の情報を一元管理し、都民が活用しやすいシステムを構築します。

- ◎ **保育ニーズ実態調査【新規】** 40 百万円
 - ・ 都内の保育ニーズを把握するため、都民に対する調査を実施します。

2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

社会全体で子育て家庭を支援するため、妊娠期から子育て家庭を支援するためのサービスや、安心して産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主な事業展開

- ◎ 「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成 38 百万円
 - ・ 企業や NPO、自治体等との協働により、「社会全体で子育てを応援する」取組や、仕事と子育て等の両立を可能にする「働き方の見直し」につながる取組を推進し、東京を「子育てしやすい活力ある都市として発展させる」ための気運を一層高めていきます。

- 子育て応援とうきょうパスポート事業 8 百万円
 - ・ 社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、中学生以下の子供がいる子育て世帯や妊婦の方に様々なサービスを提供します。

- ◎ 東京子育て応援事業 28 百万円
 - ・ 社会全体で子育てを支えるため、都の出えん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、NPO、企業等が行う先駆的・先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げを支援します。また、事業で得たノウハウや成果を広く公表し、幅広い取組を促進していきます。

- ◎ 不妊検査・治療費の助成【一部新規】 4,432 百万円
 - ・ 不妊検査等助成事業【新規】 241 百万円

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するため、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。
 - ・ 特定不妊治療費助成事業 4,191 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療の費用の一部を助成し、加えて特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部を助成します。

- ◎ 生涯を通じた女性の健康支援事業 18 百万円
 - ・ 女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行います。また、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。

- ◎ **妊婦健康診査受診促進事業** **5 百万円**

 - ・ 妊婦の方を対象に、早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、広く普及啓発を行います。
- ◎ **出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）** **1, 200 百万円**

 - ・ 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。
- ◎ **子供手帳モデルの検討【新規】** **10 百万円**

 - ・ 妊娠期から学齢期にいたるまで、子供の成長や健康を記録することができ、子育てに関する情報を盛り込んだ、東京都版子供手帳のモデル作成に向けた検討を行います。
- ◎ **子育てひろばの整備** **（包括補助）**

 - ・ 地域支援や利用者支援事業を行う子育てひろばを整備し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組みむ区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
- ◎ **ショートステイの整備** **8 百万円 包括補助**

 - ・ 地域における子育て支援サービスの充実を図るため、ショートステイの整備を図る区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
 - ・ 子供家庭支援センターにショートステイを併設（又は近接に設置）する場合、区市町村負担分を都が全額補助します。
- ◎ **学童クラブ整備費補助** **199 百万円**

 - ・ 学童クラブの新設・改築等により設置促進を図る区市町村を支援します。また、夜7時以降も開設する取組を行う区市町村の負担軽減を図ります。
- **都型学童クラブ事業** **1, 420 百万円**

 - ・ 開所時間の延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。
- ◎ **子供の居場所創設事業【一部新規】** **178 百万円**

 - ・ 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。また、平成29年度から、連携する地域の子供食堂等を定期的に巡回して子供の状況を把握するなど取組を充実します。

- ◎ **地域子育て支援研修** **12 百万円**
 - ・ 地域の子育て支援担当職員等を対象として、子供家庭支援センター職員研修、子育てひろば職員研修等を実施し、子育て支援の質の向上を図ります。

- **放課後児童支援員認定資格研修** **50 百万円**
 - ・ 学童クラブ事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、放課後児童支援員の養成と質の確保を図ります。

- ◎ **子育て支援員研修** **100 百万円**
 - ・ 保育や子育て支援サービス等の事業に従事するために必要な知識や技能を修得する研修を実施し、子育て支援員の養成と質の確保を図ります。

- ◎ **利用者支援事業【一部新規】** **790 百万円**
 - ・ 妊婦の方や子育て家庭のニーズを個別に把握し、保育施設や子育て支援サービスの利用に関する情報提供や相談・助言を行う区市町村を支援します。
 - ・ 保育所等の利用を希望する保護者に対し、より丁寧に対応できるよう、保育コンシェルジュを複数配置する区市町村を支援します。〈緊急対策・補正予算〉

3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを視野に入れ、総合的に支援する体制を整備するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭の親と子供に対する相談対応や就労促進策等を実施し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

- ◎ **虐待対策コーディネーター事業** (包括補助)
 - ・ 先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターを配置し、先駆型子供家庭支援センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業【新規】** (包括補助)
 - ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **医療機関における虐待対応力強化事業** 2百万円
 - ・ 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置をはじめとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

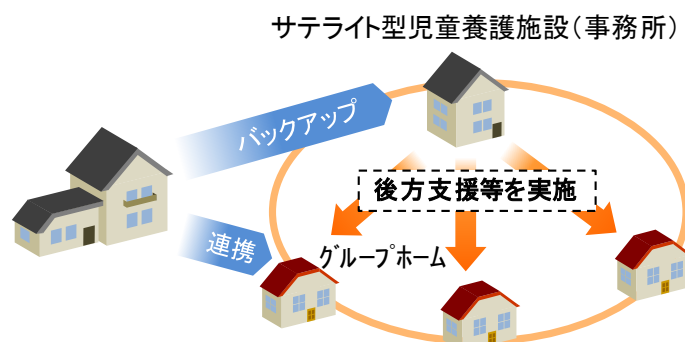
- **医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業** 42百万円
 - ・ 児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。

- ◎ **一時保護所における外部評価** 6百万円
 - ・ 一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの評価を実施します。

- ◎ **要支援家庭を対象としたショートステイ事業** (包括補助)
- 要支援家庭において養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童を施設等で養育するとともに、保護者への支援を行い、虐待の未然防止及び地域生活の安定を図る取組を行う区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
- ◎ **養育家庭等への支援の充実** 10 百万円
- 里親委託交流経費 6 百万円
委託候補児童との交流期間に係る交通費等の負担を軽減し、養育家庭への支援を充実します。
 - 認証保育所入所等経費 4 百万円
委託児童の認証保育所入所等に係る経費の負担を軽減し、共働きの養育家庭等への支援を充実します。
- ◎ **里親支援機関事業** 114 百万円
- 社会的養護を必要とする児童の養育家庭等への委託を一層推進するため、児童相談所が行う養育家庭等への委託・支援業務を補完する専門機関において、養育相談や定期巡回訪問などを総合的に行います。〔11 か所 (3 フロック) 〕
 - 養育家庭の登録数を拡大するため、福祉や教育に関心の高い企業等にターゲットを絞った広報や、都内での統一的な広報を行う里親開拓コーディネーターを配置します。また、養育家庭等の養育力の向上を図るため、経験の浅い養育家庭等に対する実践的研修を実施するとともに、保健師等の専門家による相談支援体制を充実します。
- ◎ **法人型ファミリーホームの運営体制の充実** 67 百万円
- 養育者の住居において養育を行うファミリーホームの設置を促進するため、法人が実施するファミリーホームの職員体制等支援の充実を図ります。
- ◎ **グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業** 550 百万円
- 職員支援体制の強化 302 百万円
児童養護施設において、グループホーム又はファミリーホームの設置が促進されるよう、グループホーム等を3か所以上設置する場合、グループホーム等への支援体制の拡充を支援します。
 - 施設整備費補助の充実 248 百万円
賃貸物件によりグループホーム又はファミリーホームを開設する場合、土地・建物所有者が行う新設・改修の経費等を支援するなど、設置促進を図ります。

◎ **サテライト型児童養護施設事業** **36 百万円**

- グループホーム又はファミリーホームの設置を促進するため、施設不在区市等に本園に準じた機能を持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、グループホーム等への支援を拡充するとともに、地域支援や退所児童等の支援を強化します。



◎ **専門機能強化型児童養護施設制度** **648 百万円**

- 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、機能の充実を図ります。[48か所]

◎ **乳児院の家庭養育推進事業【一部新規】** **126 百万円**

- 乳児院において、問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。[6か所]
- 家庭復帰が難しい児童について養育家庭への委託を推進するため、平成29年度から、乳児院の機能を活用し、里親子の交流がスムーズに進むよう里親子に寄り添ったきめ細かい支援や、地域の関係機関による取組強化を図ります。

◎ **新生児委託推進事業【新規】** **11 百万円**

- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結びつけられるよう、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進します。

○ **乳児院の医療体制整備事業** **46 百万円**

- 乳児院において、看護師を24時間配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備します。

- ◎ **自立支援強化事業** **319 百万円**

 - ・ 児童養護施設において、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員（自立支援コーディネーター）を配置し、支援体制を強化します。
- **児童養護施設退所者等の就業支援事業** **17 百万円**

 - ・ 職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。
- ◎ **ジョブ・トレーニング事業** **33 百万円**

 - ・ 自立援助ホームにおいて、入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を担う職員（ジョブ・トレーナー）を配置し、支援体制を強化します。
- ◎ **児童養護施設等の整備** **1,531 百万円**

 - ・ 社会的養護の必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設及び乳児院の新設、改築等を支援します。
- **児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業** **14 百万円**

 - ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。
- ◎ **石神井学園キャンパスの再編整備** **613 百万円**

 - ・ 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築等を行います。また、児童のケア体制の充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。
- ◎ **ひとり親家庭支援センター事業** **34 百万円**

 - ・ ひとり親家庭に対して、育児・家事・健康等の生活相談、養育費相談、離婚した親子の面会交流支援、就労支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。
- ◎ **ひとり親家庭等在宅就業推進事業** **11 百万円**

 - ・ 在宅就業を希望するひとり親を支援するため、在宅業務の受発注ができるマッチングサイトの活用等により、コーディネーターが業務の相談支援を行う体制を整備します。

◎ **ひとり親家庭等養育費等相談支援推進事業**

3 百万円

- ・ 家事事件に精通した弁護士による養育費や親権等の相談を離婚前から行えるよう相談体制を強化し、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。

◎ **ひとり親家庭等生活向上事業**

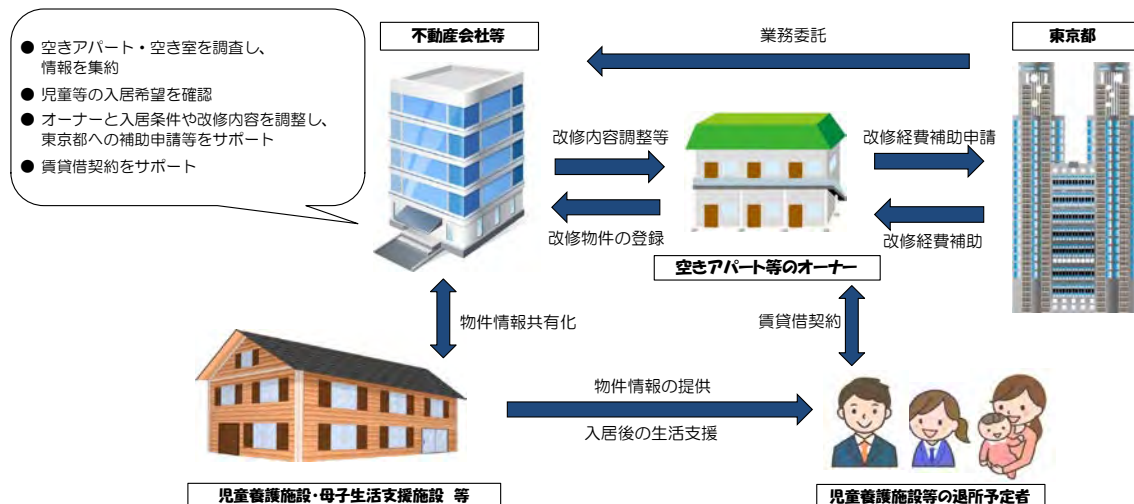
109 百万円

- ・ ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するため、ひとり親等が生活の中で直面する、育児・家計・健康等の悩みに関する相談支援や、家庭教師の派遣等による子供への学習支援などを行う区市町村を支援します。

◎ **児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業**

80 百万円

- ・ 児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親家庭向けに、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、空きアパート等のオーナーに改修経費を補助し、施設退所者等のすまいの確保を支援する仕組みを構築します。



◎ **首都大学東京と連携した子供の貧困対策の推進**

4 百万円

- ・ 子供の貧困対策を推進するため、「子供・子育て施策推進本部」に設置した「子供の貧困対策推進連携部会」において、学習支援や就労支援等、様々な支援策を検討するとともに、首都大学東京の「子ども・若者貧困研究センター」と連携した調査研究を実施します。

◎ **子供の貧困対策支援事業【新規】**

32 百万円

- ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子供の貧困対策を推進するための専任職員を配置する区市町村を支援します。

◎ **子育てサポート情報普及推進事業【新規】**

10 百万円

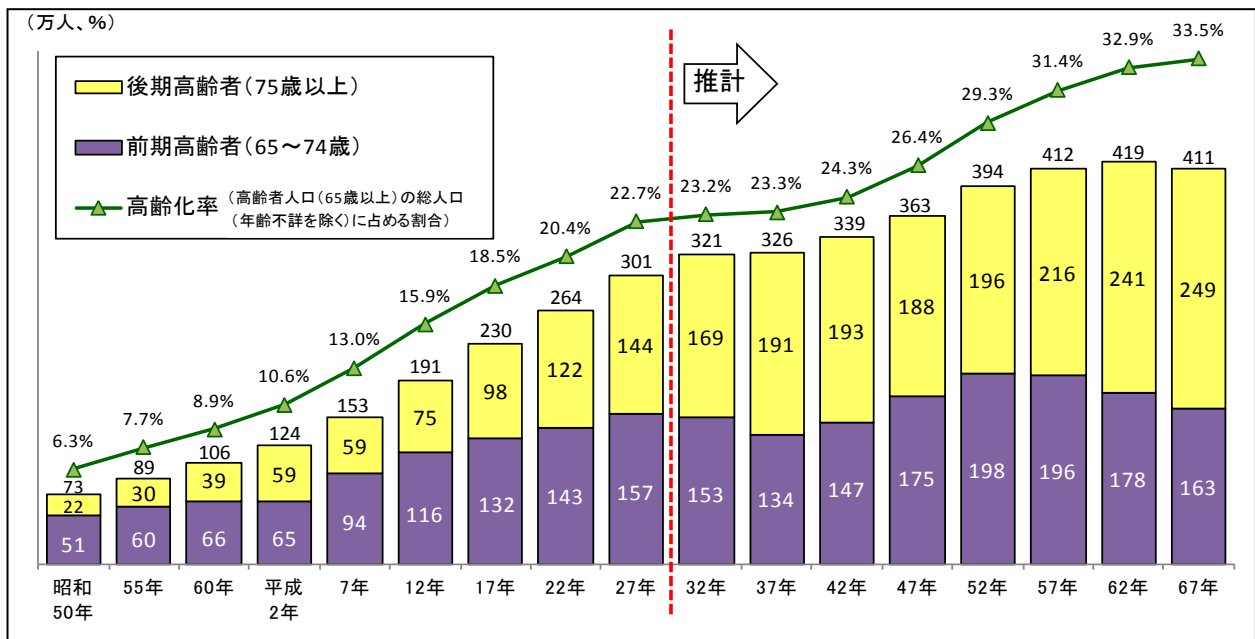
- 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

（高齢者を取り巻く状況）

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年は22.7%ですが、今後更に高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には23.3%、平成42年には24.3%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、平成27年には前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、平成32年には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

＜東京都の高齢者人口の推移＞



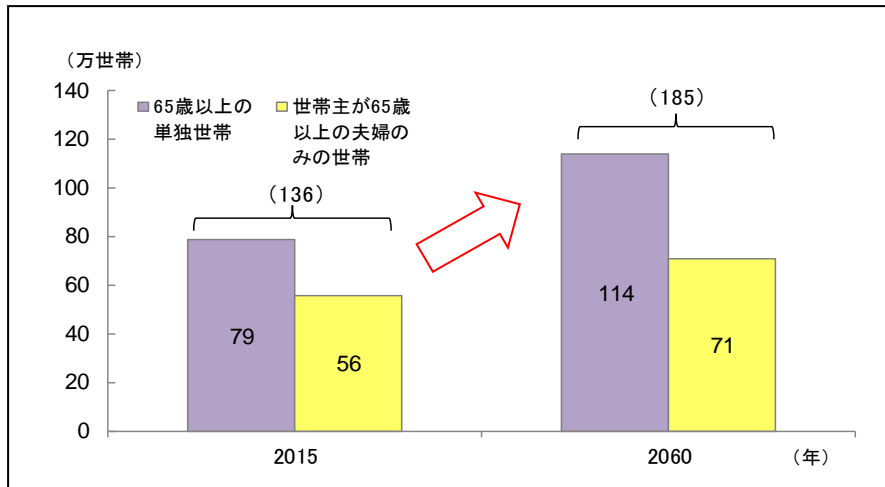
（注）1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[昭和50年から平成27年まで]

平成32年以降は東京都政策企画局による推計（「2020年に向けた実行プラン」の掲載図を改変）

- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加も見込まれています。

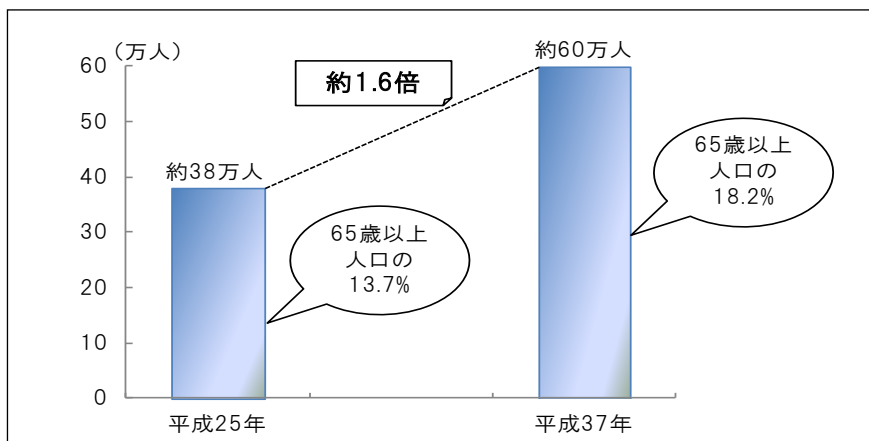
＜世帯主が65歳以上の単独世帯と夫婦のみ世帯の推移＞



資料：東京都「2020年に向けた実行プラン」

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成25年11月時点で約38万人に上り、平成37年には約60万人に達する見込みです。

＜何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計＞



資料：東京都福祉保健局「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査（平成25年11月）」を基に推計

（介護保険制度の改正）

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。
- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。

- 平成24年の制度改正では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進することが、国及び地方自治体の責務とされるとともに、単身・重度の要介護者等に対応できるよう、複合型サービス（平成27年4月より、看護小規模多機能型居宅介護に改称）等の新しいサービスが創設されました。
- 平成27年の制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として、地域支援事業の充実、全国一律の基準であった予防給付（訪問介護・通所介護）の見直し、特別養護老人ホームの新規入所者の重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、所得や資産のある人の利用者負担の見直しなどが行われています。
- 大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、都は、保険者である区市町村による主体的な取組を支援するとともに、制度改正後の状況も踏まえつつ、介護保険制度について、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

（都の取組と今後の課題）

- 都は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成27年3月に「東京都高齢者保健福祉計画（第6期）」を策定し、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年の東京の高齢者像を念頭に平成27年度から平成29年度までに取り組むべき施策を明らかにしました。
- 計画では、高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤がバランスよく整備されるよう、様々な施策を盛り込んでいます（本計画については、P7 参照）。

【地域包括ケアシステムの構築】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防機能強化のための区市町村の取組を支援しています。
- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。

- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護ステーションの体制強化等を支援するとともに、地域において看取りを行う介護施設等の支援に取り組んでいます。
- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- 今後の高齢者の増加に対応するため、在宅生活を支える様々なサービスや見守り等、高齢者の生活を支える取組を充実していく必要があります。

＜東京の平成 37 年の地域包括ケアシステムの図（イメージ図）＞



【多様なニーズに対応する施設や住まいの確保】

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤について、整備率が低い地域における補助単価の加算、都有地の減額貸付け、土地賃借料の負担軽減など、都独自の支援策を講じ、都全体の整備促進と地域偏在の解消に努めています。

- また、高齢者が多様なニーズに応じて居住の場を選択できるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。
- 今後の高齢者の増加を見据えながら、高齢者が、身体状態、生活形態、経済状況等に応じて住まいを選択し、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

【認知症対策】

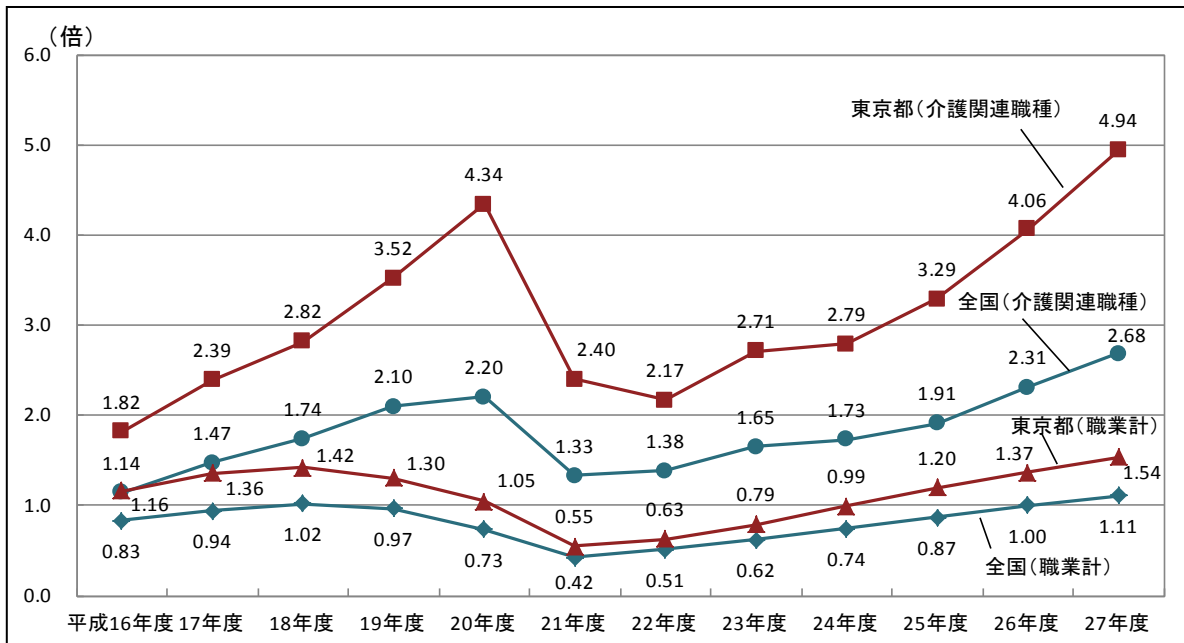
- 認知症高齢者グループホームについて、土地所有者等が建物を整備して運営事業者に貸し付ける、オーナー型の整備に対する補助や、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 地域の支援体制を構築するため、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを、島しょ地域を除く全区市町村に1か所ずつ設置する取組を進めるとともに、区市町村に個別ケース支援などを担う保健師等を配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めています。
- また、認知症の人やその家族を支えるため、都民向けシンポジウムの開催、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレットの配布など、都民の認知症に対する理解の促進に努めています。
- 若年性認知症対策については、ワンストップ相談窓口として、都独自に「若年性認知症総合支援センター」を2か所開設し、若年性認知症の人と家族の支援に取り組んでいます。
- 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、より身近な地域において、状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができる体制を構築することが必要です。

【介護人材等の確保・育成・定着】

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野のニーズに対応していくためには、介護福祉士・訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護人材等を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。
- 都は、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、職場体験やトライアル雇用など事業者による人材確保の支援、キャリアパスの導入支援などを行っています。

- 少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、東京都における介護関連職種の有効求人倍率は4.94倍と、全職業の1.54倍を大きく上回っており、人手不足が深刻化しています。

＜職業紹介状況（有効求人倍率）＞



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- このような状況に対応するため、介護人材等の確保・育成・定着に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- あわせて、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、在宅療養を支える人材の確保・育成等に取り組む必要があります。

（平成 29 年度の取組）

- 1 **住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します**
- 2 **高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します**
- 3 **認知症に関する総合的な施策を推進します**
- 4 **介護人材等の確保・育成・定着を支援します**

1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進し、利用者の状況に応じた適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

主な事業展開

- ◎ **地域包括支援センターの機能強化支援【一部新規】** **563 百万円** 包括補助
 - ・ 高齢者の地域での自立した生活を支える拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。[一部高齢社会対策区市町村包括補助]
 - ・ 住民主体の地域づくりにつながる介護予防活動を推進するため、平成 29 年度から、地域の多職種・他機関との連携を強化する専門職「介護予防による地域づくり推進員」を配置する区市町村を支援します。[35 か所]
 - ・ 平成 29 年度から、相談窓口の 365 日 24 時間開所や、介護以外の分野も含めた包括的・総合的な相談支援体制の構築など、相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **地域包括支援センター職員研修事業** **10 百万円**
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、地域におけるネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。

- **高齢者見守り相談窓口設置事業** **498 百万円**
 - ・ 地域における見守り相談窓口を設置する区市町村を支援します。
[高齢者見守り相談窓口 96 地区]

- ◎ **東京都介護予防推進支援事業【一部新規】** **152 百万円**
 - ・ 要支援者等の多様なニーズに対応したサービス提供を行う区市町村を支援するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「東京都介護予防推進支援センター」を新たに設置し、区市町村職員等の人材育成や、地域の自主グループ活動へのリハビリテーション専門職の紹介、地域で介護予防に取り組む専門職への相談・助言等を行います。

- ・ 介護予防に関する情報共有システムを運用し、区市町村からの相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、地域の多様なニーズに対応した取組やサービス提供を支援します。

◎ **介護予防における地域リハビリテーション促進事業** **51 百万円**

- ・ 区市町村においてリハビリテーションの専門職等を活かした効果的な介護予防事業が推進されるよう、都の指定病院にアドバイザーを設置し、区市町村への助言等を行うほか、地域における専門人材の育成を図ります。〔12 か所〕

○ **見守りサポーター養成研修事業** **(包括補助)**

- ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

○ **高齢者等の地域見守り推進事業** **(包括補助)**

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、共に支え合う仕組みを構築する区市町村の取組を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

○ **ふらっとハウス（地域サロン）事業** **(包括補助)**

- ・ 空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもり防止などに活用することで、地域福祉の向上・地域づくりに取り組む区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

○ **生活支援コーディネーター養成研修事業** **12 百万円**

- ・ 生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の生活支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター」を区市町村が適切に配置し、効果的な取組が行えるよう支援します。

◎ **多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進** **44 百万円**

- ・ 東京の強みである活発な企業活動や豊富な経験と知識を持った多くの人たちの力を活用し、地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります。

○ **生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業** **(包括補助)**

- ・ 元気高齢者を生活支援サービスの担い手と位置付け、高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

- ◎ **元気高齢者地域活躍推進事業（再掲 P91）** **128 百万円**

 - ・ 健康づくりや社会貢献など高齢者の生きがいを創出するとともに、福祉施設等の従事者の負担軽減を図るため、元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する区市町村の取組を支援します。
- **ケアマネジメントの質の向上研修事業** **1 百万円**

 - ・ 平成26年3月に策定したガイドラインを活用した研修を実施し、介護支援専門員によるケアマネジメントの質の向上を図るとともに、保険者によるケアプラン点検の円滑な実施を支援します。
- **主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（包括補助）**

 - ・ 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- ◎ **地域密着型サービス等の重点整備** **403 百万円**

 - ・ 地域密着型施設の整備促進を図るため、区市町村が行う小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に要する経費の一部を都独自に補助します。

[小規模多機能型居宅介護事業所（23 か所 160 人分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（6 か所 39 人分）、地域密着型特別養護老人ホーム（7 か所 185 人分）]
- **地域密着型サービス等整備助成事業** **1,943 百万円**

 - ・ 地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助することにより、設置促進を図ります。
- **地域密着型サービス定期借地権活用促進事業【新規】** **（包括補助）**

 - ・ 地域密着型サービスの施設用地確保のため、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- **小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業** **（包括補助）**

 - ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上を図ることにより、整備促進を図る区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- ◎ **ショートステイ整備費補助** **33 百万円**

 - ・ ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。

[施設整備費補助 43 人分]

- ◎ **訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業** **3百万円**
- ・ 訪問看護の実務に詳しい経営コンサルタントが、訪問看護ステーションの開業前又は開業直後の事業者への個別相談を行い、訪問看護ステーションの運営体制等の強化を図ります。[55か所]
- ◎ **暮らしの場における看取り支援事業** **94百万円**
- ・ 住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、看取りを実施しようとする事業所等に対して、研修の実施及び看取り環境の整備に対する補助を行います。
 - ・ 看取りを実施する小規模な事業所に対し、運営費の一部を補助します。
- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援** **5,722百万円**
- ・ 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、平成21年度に設立した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。
- ◎ **ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業** **16百万円**
- ・ 介護施設におけるロボット介護機器・福祉用具の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証・普及することにより、介護者の身体的負担の軽減、介護の質の向上、高齢者の自立支援を図ります。

2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅などの多様な施設や住まいの整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

主な事業展開

◎ 特別養護老人ホームの整備【一部新規】 12,509 百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実し、整備を促進します。

[施設整備費補助 53 か所 (4,686 人分)]

整備目標：平成37年度（2025年度）末までに定員6万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500 万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

| 整備率 | 1.2%未満 | 1.4%未満 | 1.6%未満 | 1.8%未満 | 2.0%未満 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 促進係数※ | 1.5 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.1 |

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算【平成 29 年度から加算額を引き上げ】

- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、大規模改修費を補助します。
- 特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修費用を補助します。

◎ 介護老人保健施設の整備【一部新規】 2,243 百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実し、整備を促進します。

[施設整備費補助 9 か所 (812 人分)]

整備目標：平成37年度（2025年度）末までに定員3万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500 万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

| 整備率 | 0.5%未満 | 0.6%未満 | 0.7%未満 | 0.85%未満 | 1.0%未満 |
|-------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 促進係数※ | 1.5 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.1 |

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算【平成 29 年度から加算額を引き上げ】

- ケアハウスの整備**

 - ・ 介護専用型ケアハウスについて、整備費の一部を補助します。

[施設整備費補助 2か所(90人分)]

162 百万円
- 介護専用型有料老人ホームの整備**

 - ・ 土地所有者又は運営事業者が整備する介護専用型有料老人ホームについて、整備費の一部を補助します。[施設整備費補助 109人分]

11 百万円
- ◎ 都市型軽費老人ホームの整備**

 - ・ 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられる住まいの場を確保するため、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備費の一部を補助します。[施設整備費補助 28か所(490人分)]

1,150 百万円
- ◎ 医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業**

 - ・ 医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成し、高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図ります。また、既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。

[施設整備費補助 13か所]

138 百万円
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助**

 - ・ 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。

4,709 百万円
- ◎ 借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業**

 - ・ 国有地又は民有地を借り受けて特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する事業者に対し、借地料の一部を補助することにより、整備促進を図ります。

204 百万円
- ◎ 都有地を活用した介護サービス基盤の整備**

 - ・ 都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります。

—
- ◎ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業【新規】**

 - ・ 学校跡地など区市町村の未利用地の活用を推進するため、区市町村有地の貸付けと施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。

34 百万円
- 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業**

 - ・ 特別養護老人ホーム等の開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助し、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。

2,360 百万円

- ◎ **生活支援付すまい確保事業（再掲 P88）** **64 百万円**
- ・ 区市町村の居住支援協議会 *等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。
- *住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織
- ◎ **地域居住支援モデル事業（再掲 P88）** **42 百万円**
- ・ 住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域のすまいや相談・交流拠点の確保と見守り等生活支援を一体的に提供する民間団体を支援します。
- ◎ **寄りそい型宿泊所事業（再掲 P88）** **57 百万円**
- ・ 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。
- ◎ **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P76）** **1,725 百万円**
- ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。
- ◎ **広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金【新規】** **250 百万円**
- ・ 都全体での特別養護老人ホームの必要定員数の確保に向け、区市町村が地域のニーズを超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付します。
- **複数の区市町村が共同で利用する特別養護老人ホームの整備** **—**
- ・ 都市部の限られた土地を有効活用するため、複数の区市町村が共同で利用できる特別養護老人ホームの整備を進めます。
- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P39、76）** **171 百万円**
- ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。[耐震診断 22 施設、耐震改修 18 施設]
- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P39、76）** **10 百万円**
- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- [社会福祉施設等 91 施設]

3 認知症に関する総合的な施策を推進します

今後、急速な増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、認知症の人に対する介護・医療を担う人材の育成や都民への普及啓発を行うなど、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

◎ 認知症高齢者グループホームの整備 2,047 百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設加算などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。[施設整備費補助 117 ユニット]

整備目標：平成37年度（2025年度）末までに定員2万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型デイサービスや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算

◎ 認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業【新規】 32 百万円

- オーナー型グループホームの整備促進に向け、不動産オーナーとグループホーム事業者とのマッチングを行うとともに、補助金申請から開設までの行政手続等のサポートや各種相談等のアフターフォローを行います。

○ 認知症対策推進事業 14 百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制の在り方について、中長期的な検討を進めるとともに、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。

◎ 認知症疾患医療センター運営事業 663 百万円

- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センター*を区市町村（島しょ地域を除く）に1か所ずつ指定し、地域の支援体制を構築します。[地域拠点型 12か所、地域連携型 41か所]

*認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を実施
12の二次保健医療圏に1か所ずつ地域拠点型のセンターを指定、地域拠点型が未設置の区市町村に地域連携型のセンターを指定

- ・ 地域拠点型のセンターにおいて、医療・介護関係者向けの研修を実施するとともに、認知症アウトリーチチーム*を設置し、認知症の疑いのある受診困難者等に対する訪問支援を行います。

*認知症アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき訪問支援を実施

◎ **認知症支援コーディネーターの配置** **175 百万円**

- ・ 保健師等の医療職を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めることにより、地域の認知症対応力向上を図ります。[40か所]

○ **認知症初期集中支援チーム員等研修事業** **22 百万円**

- ・ 平成30年度までに全ての区市町村に配置される認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

◎ **認知症支援推進センター設置事業** **62 百万円**

- ・ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を行い、地域の認知症対応力の向上を図ります。

○ **歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力向上研修事業** **21 百万円**

- ・ 認知症の早期発見や対応力の向上を図るため、歯科医師、薬剤師、看護職員に対して研修を実施します。

○ **認知症予防推進事業** **(包括補助)**

- ・ 生活習慣病の予防や精神的な健康の保持・増進を図るなど、認知症予防の取組を推進し、認知症発症率の抑制を目指します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ **認知症介護者への支援** **(包括補助)**

- ・ 認知症の診断を行っている医療機関周辺等に認知症介護者への支援拠点を設け、医療機関の専門職と連携した講座や交流会などを開催する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ **認知症地域支援ネットワーク事業** **(包括補助)**

- ・ 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

◎ 東京都若年性認知症総合支援センター設置事業

51 百万円

- 都内2か所のセンターにおいて、若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題の解決を図ります。

○ 若年性認知症の人と家族への支援

(包括補助)

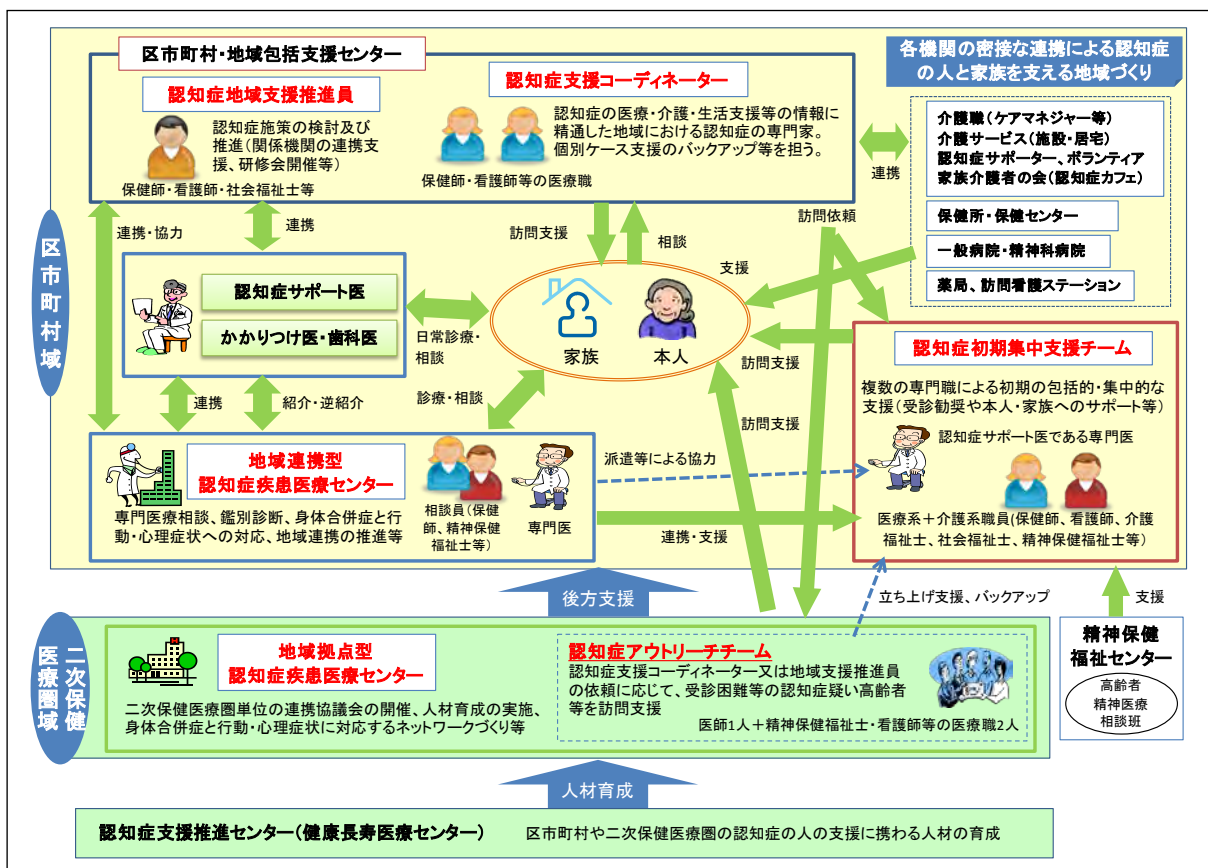
- 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

◎ 認知症の人の在宅生活継続を支援するケアモデル事業

160 百万円

- 認知症研究の実績を有する地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター及び公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを可能とするケアモデルの開発を行います。

〈都における認知症の人と家族の生活を支える医療体制のイメージ図〉



4 介護人材等の確保・育成・定着を支援します

都内で必要とされる介護人材等の安定した確保・育成・定着に向け、介護の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、宿舍借り上げ支援、職場環境の改善など、総合的な取組を行います。

主な事業展開

- ◎ **介護人材確保対策事業** 980 百万円
 - ・ **職場体験事業**
介護業務の経験を希望する者を対象として、職場体験の機会を提供します。
 - ・ **介護職員初任者研修資格取得支援事業**
介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象として、介護職員初任者研修の資格取得を支援します。
 - ・ **トライアル雇用事業**
介護業務への就労を希望する無資格者を対象として、介護施設等での雇用先確保と資格取得支援を合わせて行います。

- ◎ **潜在的介護職員活用推進事業** 185 百万円
 - ・ 紹介予定派遣を活用し、雇用のミスマッチの解消と派遣期間中の継続的な支援により、潜在的有資格者の就業の促進と介護人材の安定的な確保を図ります。

- ◎ **東京都介護職員キャリアパス導入促進事業** 1,670 百万円
 - ・ 国の介護キャリア段位制度を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援し、介護人材の定着・育成等を図ります。

- **現任介護職員資格取得支援事業** 13 百万円
 - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。[225人]

- **介護職員スキルアップ研修事業** 11 百万円
 - ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。[900人]

- 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業** **120 百万円**

 - ・ 介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **127 百万円**

 - ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。
- ◎ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業** **383 百万円**

 - ・ 住宅費負担を軽減し良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境を実現するとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進するため、介護職員宿舎の借り上げを行う事業者を支援します。
- ◎ 訪問看護人材確保育成事業** **69 百万円**

 - ・ 訪問看護サービスの安定的な供給を図るため、地域における新任訪問看護師等の育成や認定訪問看護師資格取得支援等を実施し、訪問看護人材の確保・育成・定着を図ります。

[教育ステーション* 13 か所、管理者・指導者育成研修対象者 149 名]
*教育ステーション：地域において訪問看護師の育成支援機能を担う訪問看護ステーション
- ◎ 新任訪問看護師就労応援事業** **66 百万円**

 - ・ 質の高い訪問看護師の確保を図るため、看護職に対し、訪問看護の理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整える事業者を支援します。
- ◎ 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業** **12 百万円**

 - ・ 訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の研修受講や産休・育休・介休取得の際の代替職員確保に要する経費の一部を補助します。
- ◎ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業** **50 百万円**

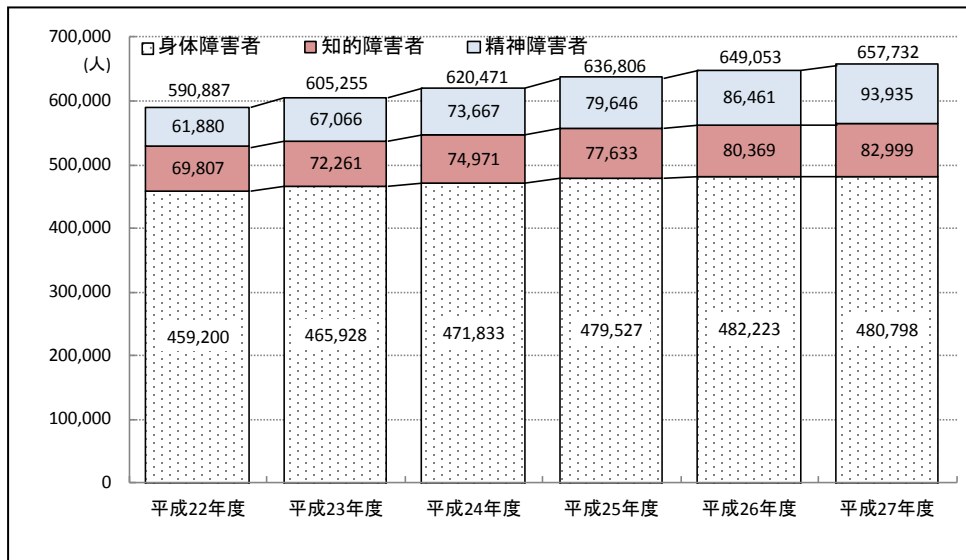
 - ・ 看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。

第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

（障害者を取り巻く状況）

- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成27年度末では約66万人となっており、増加傾向にあります。特に、精神障害者の増加の割合が高くなっています。

＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



資料：東京都福祉保健局「月報（福祉・衛生行政統計）」

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。

また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。

- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改めるとともに、障害者の定義に難病等が追加され、平成26年4月には、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

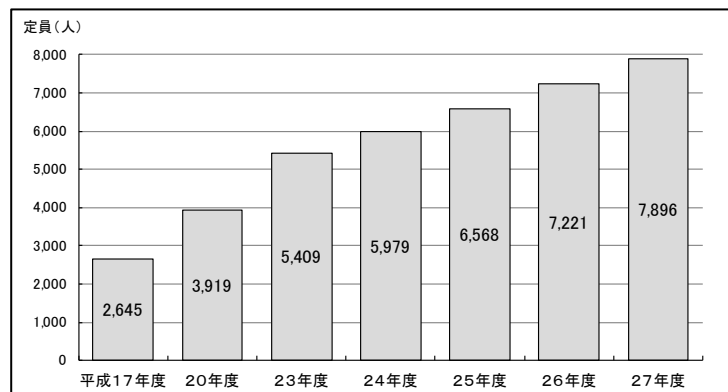
- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これに先立ち、平成25年6月には、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月に施行されました。
- 今後とも、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるようにする支援策の充実・強化、障害者の権利の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

（都の取組）

- 都は、平成27年4月に策定した「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」（平成27～29年度）に基づき、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています（現行計画については、P9参照）。

- また、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（平成27～29年度）を策定し、障害者（児）の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

＜障害者グループホームの定員の推移（東京都）＞



資料：東京都福祉保健局調べ

- さらに、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、障害のある方の意見も聴きながら新たな条例を制定するなど、差別解消の取組を一層進めていきます。

【地域生活支援】

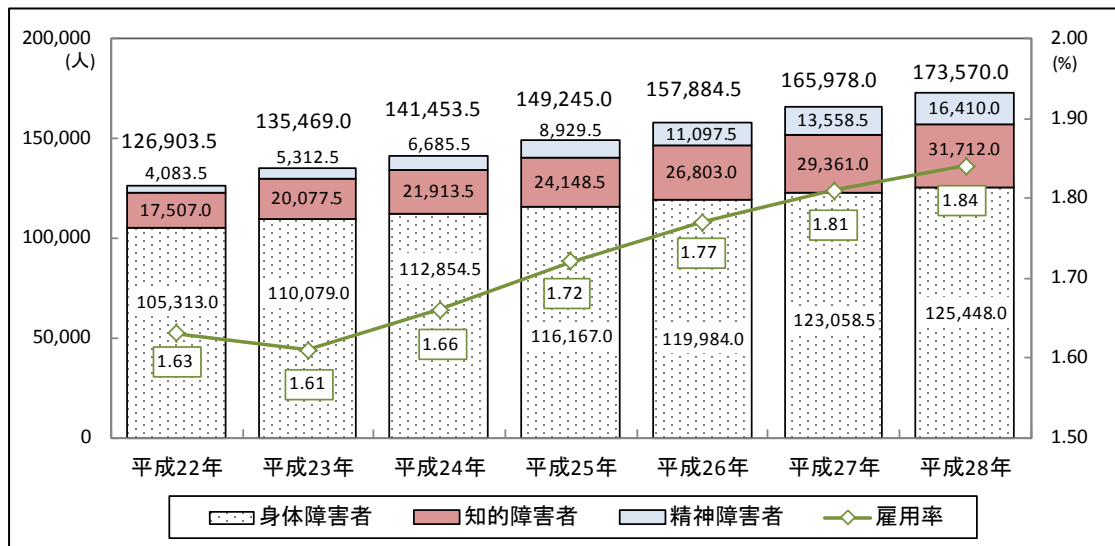
- 地域生活への移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置し、区市町村等との連携・調整を進めています。

- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するために、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活を支える体制を整備するとともに、長期入院とならないための取組も進めています。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児（者）やその他の医療的ケアを必要とする障害児（者）については、地域で適切な支援を受けながら生活できるよう、在宅療育支援体制の整備等を進めていく必要があります。また、発達障害児（者）、高次脳機能障害者についても、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

【就労支援】

- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。
 しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成28年6月現在1.84%（全国平均1.92%）であり、法定雇用率2.0%よりも依然として低くなっています。

＜都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）＞

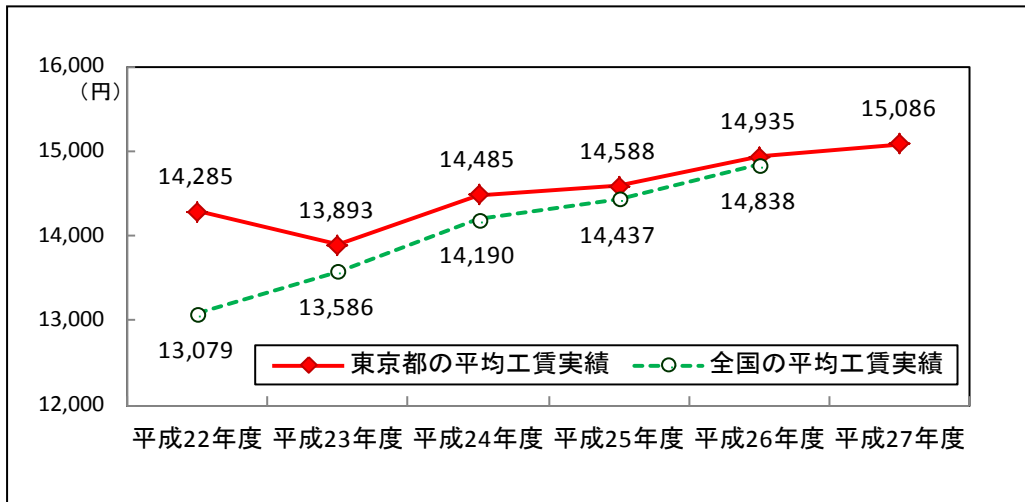


資料：東京労働局「平成28年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

- 都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進しており、平成28年も、都内における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。

- 障害者が能力や適性に応じて働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設における受注拡大や工賃水準の向上に向けた取組を進めています。

＜各年度の工賃実績（月額）＞



資料:平成26年度工賃(賃金)の実績について(厚生労働省)等より作成

- 平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行を受け、都は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。この方針に基づき、庁内関係局と連携しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

（平成 29 年度の取組）

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン 4,068百万円

- 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成29年度末までに、グループホームや経済的自立に向けた就労のための訓練の場等について、6,720人分の定員を新たに確保するとともに、児童発達支援センターの整備促進を図ります。〔計画期間：平成27～29年度〕

| 種 別 | 整備目標 |
|-----------------|---------|
| 地域居住の場（グループホーム） | 2,000人増 |
| 日中活動の場（通所施設等） | 4,500人増 |
| 在宅サービス（短期入所） | 220人増 |
| 児童発達支援センター | 10か所増 |

◎ 定期借地権の一時金に対する補助 48百万円

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、障害者（児）施設の整備促進を図ります。

◎ 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業 23百万円

- 国有地又は民有地を借り受けて障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

◎ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 ー

- 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります。

◎ 短期入所開設準備経費等補助事業 10百万円

- 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

◎ **地域移行促進コーディネーター事業**

63 百万円

- 入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる施設入所者への働きかけやグループホームの体験利用、相談支援事業者や区市町村との連携強化などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進するとともに、都内施設と都外施設相互の連携を図り、都外施設入所者の地域移行も促進します。

◎ **障害者地域生活移行・定着化支援事業**

(包括補助)

- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度の障害者を受け入れたグループホームによる相談援助や区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援を行うとともに、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、地域移行の促進・相談支援事業所の機能強化を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **都外施設入所者地域移行特別支援事業【新規】**

(包括補助)

- 都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、都内での地域生活への移行及び定着を促進します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **グループホーム地域ネットワーク事業**

(包括補助)

- 小規模なサービス提供体制といったグループホームの特徴を踏まえ、グループホームに対する巡回・相談支援や、事業所間で課題を共有するための運営会議を実施することにより、地域におけるグループホームのネットワークを構築し、利用者への援助の質の向上を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ **障害者支援施設等人材育成事業**

6 百万円

- 障害者支援施設やグループホームにおいて中核となることが期待されている人材に対して、利用者の高齢化や障害の重度化等に対応するための実践的な研修を実施し、施設の支援力強化を図ります。

◎ **障害福祉サービス等医療連携強化事業**

(包括補助)

- 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **精神障害者地域移行体制整備支援事業**

68 百万円

- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験宿泊の機会の提供などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。

- ◎ **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P64）** **1,725 百万円**
 - ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P39、64）** **171 百万円**
 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 22 施設、耐震改修 18 施設〕

- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P39、64）** **10 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
〔社会福祉施設等 91 施設〕

- **障害者（児）施設防犯緊急対策事業【新規】** **116 百万円 包括補助**
 - ・ 防犯対策の観点から必要となる設備の設置に係る費用の一部を補助することにより、障害者（児）施設利用者の安全を確保します。〔一部障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **共生社会実現に向けた障害者理解促進** **29 百万円 包括補助**
 - ・ **WEBサイト「ハートシティ東京」の運営**
障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEBサイトにより広く都民に対して普及啓発を行います。
 - ・ **障害者差別解消法に係る体制整備・普及啓発**
障害者差別に関する相談等を受け付けるとともに、東京都障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例を踏まえた差別解消のための取組等を協議します。また、法の内容や合理的配慮の事例等について、都民や民間事業者に普及啓発を行います。
さらに、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層促進するため、相談・紛争解決の仕組みの整備や意思疎通のための配慮等を盛り込んだ条例について、平成30年度の施行を目指して検討を行います。
 - ・ **ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発**
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、障害者が、周囲に支援を求める手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」の普及啓発を行います。
 - ・ **区市町村ヘルプマーク活用推進事業**
区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ・ ヘルプカード活用促進事業
ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **企業CSR等連携促進事業【新規】** **26 百万円**

- ・ 障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等のCSR活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し、両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例等の関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的取組を促し、障害者の社会参加を推進します。

◎ **手話のできる都民育成事業** **33 百万円**

- ・ 手話のできる都民育成事業
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
- ・ 手話通訳者養成事業
手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。
- ・ 外国語手話普及促進事業
外国語手話講習会の受講経費の一部を助成することにより、外国語手話の普及促進を図ります。

◎ **東京都ICT遠隔手話通訳等モデル事業** **9 百万円**

- ・ ICTを活用した遠隔手話通訳や音声を変換するサービスの都内普及に向け、都立施設におけるモデル導入の効果を検証します。

○ **中等度難聴児発達支援事業** **(包括補助)**

- ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ **聴覚障害者意思疎通支援事業** **11 百万円**

- ・ 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者の広域的な移動を円滑にする環境を整えるとともに、障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣します。

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）やその他の医療的ケアを必要とする障害児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

- ◎ **精神科医療地域連携事業** **58 百万円**
 - ・ 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、都内 12 の医療圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。

- **地域精神科身体合併症救急連携事業** **36 百万円**
 - ・ 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、都内を5つのブロック（地域）に分け、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。

- ◎ **アウトリーチ支援事業** **4 百万円**
 - ・ 未治療や治療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者の地域での安定した生活の確保に向け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。
[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]

- ◎ **精神障害者アウトリーチ支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援や、地域社会への定着に向けた継続的かつ計画的な支援を行うための体制整備を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **災害時こころのケア体制整備事業** **4 百万円**

 - ・ 大規模災害等の緊急時、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「こころのケアチーム（東京 DPAT）」を整備することにより、災害支援体制の強化を図ります。
- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **45 百万円**

 - ・ 障害者支援施設等や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。
- ◎ **府中療育センターの改築** **896 百万円**

 - ・ 経年により老朽化した府中療育センターの改築工事等を進めます。
- **医療的ケア児に対する支援のための体制整備【新規】** **2 百万円**

 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児の支援に係る関係機関相互の連絡調整や意見交換を行う連絡会を設置します。また、地域で支援に関わる人材を対象に、医療的ケアを必要とする障害児についての基本的な理解を促す研修を行います。
- ◎ **障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業【新規】** **6 百万円**

 - ・ 児童発達支援センター・児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を対象とするものを除く）における看護師の配置をモデル実施することにより、医療的ケアを必要とする障害児が身近な地域で療育を受けられる環境整備を進めます。
- ◎ **重症心身障害児等在宅療育支援事業【一部新規】** **233 百万円**

 - ・ 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児への支援の充実を図ります。平成 29 年度から、医療的ケアを要する障害児も支援の対象とします。
- ◎ **医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援** **57 百万円**

 - ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） **34 百万円**
 ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。
 - ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） **24 百万円**
 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。

- ◎ **重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業【一部新規】** **（包括補助）**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。平成 29 年度から、医療的ケアを必要とする障害児も支援の対象とします。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** **（包括補助）**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **重症心身障害児施設における看護師確保対策事業** **17 百万円**
 - ・ 医療型障害児入所施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実等に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。

- ◎ **発達障害者支援体制整備推進事業【一部新規】** **18 百万円 包括補助**
 - ・ **発達障害者支援体制整備推進事業** **8 百万円**
 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進します。
 - ・ **ペアレントメンター養成・派遣事業【新規】** **10 百万円**
 発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。
 - ・ **区市町村発達障害者支援体制整備推進事業** **（包括補助）**
 発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
 また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **発達障害者支援センター運営事業** **47 百万円**
 - ・ 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

- ◎ **高次脳機能障害者支援普及事業** **26 百万円**
 - ・ 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。

- **医療連携型グループホーム事業【新規】** **(包括補助)**
- グループホームに、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会を開催する等により、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

- ◎ **東京都障害者就労支援協議会等** **4百万円 包括補助**
 - ・ 東京都障害者就労支援協議会
経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。〔年2回〕
 - ・ 障害者就労支援体制レベルアップ事業
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。
 - ・ 企業就労意欲促進事業
福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業等に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **「東京チャレンジオフィス」の運営** **57百万円**
 - ・ 都庁内に設置したオフィスの運営を通じ、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

- ◎ **区市町村障害者就労支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **就労支援機関等スキル向上事業** **4 百万円**

 - ・ 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、障害特性に応じた支援等に関する専門研修等を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。
- ◎ **福祉施設における工賃アップの推進** **2 百万円 包括補助**

 - ・ **経営コンサルタント派遣等事業** (包括補助)
 区市町村が地域のネットワークの核となる福祉施設に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップを推進するための経費を補助することで、工賃水準の向上を図ります。[障害者施策推進区市町村包括補助]
 - ・ **工賃アップセミナー事業** **2 百万円**
 施設職員の意識改革や利用者のモチベーション向上などの基礎的な内容に加え、マーケティング戦略等の高い実践スキルを身につける研修を実施することにより、工賃水準の向上を図ります。
- ◎ **受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** **27 百万円**

 - ・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
- ◎ **区市町村ネットワーク受注促進支援事業** **6 百万円**

 - ・ 就労継続支援B型事業所等で構成された区市町村ネットワークの連携強化を図るとともに、受注に係る取組を広く発信することにより、企業や官公庁による発注を促進し、事業所等における受注拡大及び工賃向上を図ります。
- ◎ **福祉・トライアルショップの展開** **174 百万円**

 - ・ 都庁をはじめ都内3か所において、福祉施設の自主製品（雑貨）を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」を運営し、販路拡大や、自主製品の魅力を最大限に引き出す商品開発等を推進します。

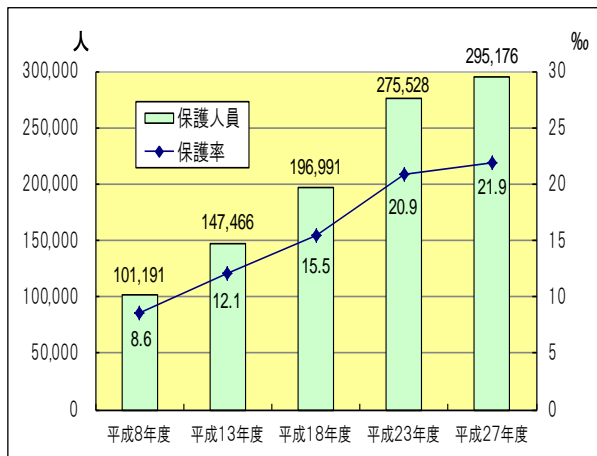
第4 都民の生活を支える取組を推進します

（低所得者・離職者対策）

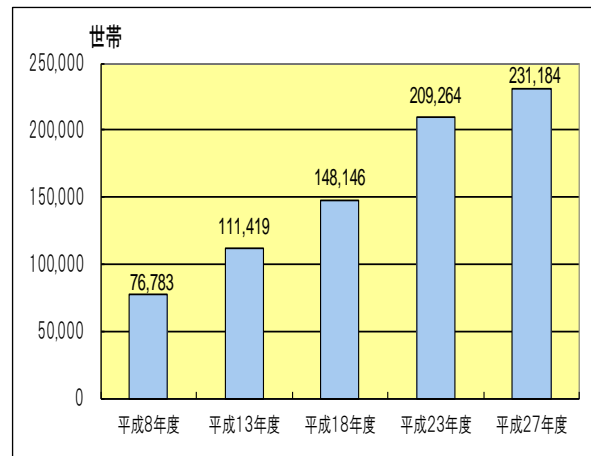
- 都は、生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ人を支援するため、一定所得以下の方を対象に、平成20年度から、3か年の緊急事業として、生活安定化総合対策事業を実施し、都のサポートセンターや区市町村に設置した相談窓口において、低所得者や離職者の生活・就労相談に応じるほか、職業訓練の実施、生活資金や学習塾受講料等の貸付け等を行いました。
- 国も平成21年度から、職業訓練や生活資金の貸付け及び住宅手当等、新たな低所得者・離職者対策を開始しました。また、ハローワークを中心として、生活・就労・住宅支援ができるよう、住居・生活支援アドバイザーや生活福祉・就労支援協議会なども設置されました。
- 緊急事業終了後の平成23年度からは、区市町村が主体的に行う低所得者・離職者対策への支援を行うとともに、引き続き、住居喪失不安定就労者等を対象としたサポートセンターの設置や生活資金等の貸付けに取り組むなど、様々な施策を展開してきました。
- こうした低所得者や離職者等の生活困窮者の自立を促進する施策は、国の取組も促し、第二のセーフティネットが整備されてきましたが、非正規雇用労働者など生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者は増加している状況にあります。
- こうした中で、国は、生活保護受給者の就労・自立を促進する就労自立給付金の創設等を内容とする生活保護法の改正を行うとともに、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図る「生活困窮者自立支援法」を新たに制定し、平成27年4月から施行しました。
- 都は、生活困窮者自立支援法の主体となる区市において、必須事業である自立相談支援の窓口設置にとどまらず、地域の実情やニーズに応じて、就労準備支援、家計相談支援、子供の学習支援などの任意事業も含めた取組が行えるよう支援を行い、生活困窮者の総合的な支援体制を都内全域で整備していきます。

＜生活保護の動向＞

○ 被保護人員・保護率の推移



○ 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉保健局「福祉衛生統計年報」

（福祉人材の確保・育成・定着）

○ 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。

○ しかしながら、少子化による若年労働人口の減少に加え、福祉系職種の求人状況は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、また離職率の高い職場も多いことから、福祉サービスを支える人材の確保等はますます困難な状況となっています。都内の平成27年度の介護関連職種の有効求人倍率は4.94倍となっており、全職業の1.54倍を大きく上回っています（有効求人倍率のグラフについては、P57参照）。

○ 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、合同採用試験や就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を、関係機関とも連携しながら強力に進めていく必要があります。

（福祉のまちづくりの推進）

○ 高齢者、障害者を含めたすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。

○ 平成21年には、福祉のまちづくり条例を従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に改正し、年齢、性別、障害等にかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。

- 平成26年には、平成30年度までの5年間を計画期間とする新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました（本計画については、P10参照）。
- 東京2020大会の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、ハード面でのバリアフリー整備を着実に進めるとともに、情報バリアフリーの充実や心のバリアフリーの推進などソフト面の取組も一層進めていきます。

（平成 29 年度の取組）

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます**
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します**
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自に区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。

主な事業展開

- ◎ **生活困窮者支援体制整備事業** (包括補助)
 - ・ 生活困窮者自立支援法に基づく支援の主体である区市において、自立相談支援などの必須事業だけでなく、就労準備支援、家計相談支援や子供の学習支援などの任意事業に取り組めるよう支援を行い、生活困窮者への総合的な支援体制を都内全域に整備していきます。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- **生活困窮者自立支援事業** 48 百万円
 - ・ 都内町村部において、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、生活困窮者等に対する支援を行います。

- ◎ **子供サポート事業立上げ支援事業【新規】** (包括補助)
 - ・ 生活困窮者世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援することにより、子供の学習支援事業や子供の居場所創設事業（P44 参照）の充実を図ります。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** 646 百万円
 - ・ 都内に拠点相談所を設置し、インターネットカフェなどでの生活を余儀なくされる低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市等の自立相談支援窓口への後方支援を行います。

- ◎ **受験生チャレンジ支援貸付事業** 1,171 百万円
 - ・ 低所得世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、学習塾等の受講料及び大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。
〔(貸付限度額) 学習塾等受講料：20 万円（1 年間）、高校受験料：2 万 7 千 4 百円、大学等受験料：8 万円〕

◎ ホームレス対策の強化【一部新規】

1,390 百万円

・ 自立支援センター事業

路上生活者が就労して自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう支援するため、都区共同で自立支援センターを運営します。

・ 巡回相談事業

路上生活者に対する巡回相談や自立支援センターの退所者に対して訪問による相談助言等を行います。

・ 支援付地域生活移行事業【新規】

路上での生活が長期化し、高齢化した路上生活者に対し、重点的な相談を行うとともに、一時的なすまいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。

◎ 生活支援付すまい確保事業（再掲 P64）

64 百万円

- ・ 区市町村の居住支援協議会 *等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。

*住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

◎ 地域居住支援モデル事業（再掲 P64）

42 百万円

- ・ 住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域のすまいや相談・交流拠点の確保と見守り等生活支援を一体的に提供する民間団体を支援します。

◎ 寄りそい型宿泊所事業（再掲 P64）

57 百万円

- ・ 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。

2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力・やりがいを高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。また、質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成を支援します。

主な事業展開

- ◎ **福祉人材センターによる就労支援の強化** 200 百万円
 - ・ **福祉人材確保ネットワーク事業**
都内の福祉施設がネットワークを組んで、合同採用試験、採用時合同研修等を実施することで、福祉・介護人材の確保や定着、育成を図ります。
 - ・ **キャリアカウンセリング・再就職支援研修**
介護福祉士等の有資格者を対象として、民間就職支援会社等を活用したキャリアカウンセリングや再就職支援研修を実施し、介護分野への再就職を支援します。
 - ・ **福祉・介護人材のマッチングの強化**
東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。
 - ・ **福祉の仕事就職フォーラム**
学生等を対象とした大規模な就職説明会を開催し、福祉業界のイメージアップを図るとともに、福祉の仕事の内容と魅力を伝え、業界の未来を担う人材を確保します。

- ◎ **福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業** 35 百万円
 - ・ **楽しみながら福祉を知ることができる体験型イベント、「TOKYO SOCIAL FES」を開催し、若年層を中心に幅広い世代に福祉の仕事の魅力を発信します。**

- ◎ **将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業** 98 百万円
 - ・ **東京都福祉人材センター多摩支所の運営**
東京都福祉人材センターの多摩支所（立川市）を運営し、福祉の仕事の紹介・あっせんを行います。
 - ・ **次世代の介護人材確保事業**
福祉・介護業界への進学や就職に対する興味関心を高めるため、中学・高校への訪問セミナーや、中高生を対象とした福祉・介護施設での職場体験を実施します。
 - ・ **人材定着・離職防止に向けた相談支援事業**
福祉・介護事業所で働く職員を対象に、仕事・職場等に関する相談助言を行うとともに、業界内での転職支援等を行い、人材の定着と離職防止を図ります。

- ・ 事業所に対する各種育成支援事業
事業所が企画する職場内研修に講師を派遣し支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。

◎ **働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業【新規】** **26 百万円**

- ・ 福祉・介護事業所における人材の育成、給与水準、職員の負担軽減等の「働きやすさ」に関する情報を公表し、「見える化」することで、就職後のミスマッチを防ぐとともに、福祉人材の確保を推進します。

○ **福祉・介護就労環境改善事業【新規】** **(包括補助)**

- ・ 福祉・介護人材の確保・定着のため、介護ロボットの導入やICTの活用により職員の負担を軽減し就労環境を改善する福祉・介護事業所の取組に対して補助を行う区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

◎ **東京都福祉人材対策推進機構による福祉人材対策の強化** **283 百万円**

- ・ 福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等行政機関などが参画する東京都福祉人材対策推進機構において、東京都福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、人材の掘り起こしから育成、定着までを総合的に支援します。
 - ・ 福祉人材に関する情報の発信
福祉職場への就労支援のためのシステムを構築し、求職者や離職者等へライフステージに応じた効果的な情報発信を行います。
 - ・ 福祉人材の掘り起こし
様々な世代の方に福祉職場に就業する意欲を持ってもらえるよう、専門員を配置し、大学や関係機関等へ働きかけるとともに、小学生が地域の福祉職場への関心を持つきっかけとなるような催しや福祉系学部以外の学生を対象に助成金付きのインターンシップを実施します。
 - ・ 福祉人材の育成
福祉施設での清掃、配膳、話し相手、見守りなど補助的な業務を学ぶ研修や、福祉職場で働く際に必要となる基本的な知識や技術を身につける入門的な研修を実施し、就業していない女性や高齢者等の多様な働き方を支援します。
 - ・ 福祉人材の定着
働きやすい職場環境づくりを促進するため、事業者支援コーディネーターによる事業者訪問等により福祉事業者の取組を支援します。

◎ **福祉用具の活用による人材定着支援** **11 百万円**

- ・ 福祉・介護事業所に対して研修等を実施し、福祉用具の積極的な活用等により介護負担を軽減し、腰痛等による離職を防止し職場定着を図ります。

◎ 元気高齢者地域活躍推進事業（再掲 P60）

128 百万円

- 健康づくりや社会貢献など高齢者の生きがいを創出するとともに、福祉施設等の従事者の負担軽減を図るため、元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する区市町村の取組を支援します。

〔参考〕福祉人材対策に係る事業一覧

| 掲載分野 | 事業名（掲載ページ） | 区分 |
|--------|--------------------------------------|------------|
| 生活福祉分野 | ◎ 福祉人材センターによる就労支援の強化（P89） | 介護・保育等人材対策 |
| | ◎ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業（P89） | |
| | ◎ 将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業（P89） | |
| | ◎ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業【新規】（P90） | |
| | ○ 福祉・介護就労環境改善事業【新規】（P90） | |
| | ◎ 東京都福祉人材対策推進機構による福祉人材対策の強化（P90） | |
| | ◎ 福祉用具の活用による人材定着支援（P90） | |
| | ◎ 元気高齢者地域活躍推進事業（P91） ※高齢者分野にも掲載（P60） | |
| 高齢者分野 | ◎ 介護人材確保対策事業（P68） | 介護等人材対策 |
| | ◎ 潜在的介護職員活用推進事業（P68） | |
| | ◎ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（P68） | |
| | ○ 現任介護職員資格取得支援事業（P68） | |
| | ○ 介護職員スキルアップ研修事業（P68） | |
| | ○ 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業（P69） | |
| | ○ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業（P69） | |
| | ◎ 東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業（P69） | |
| 障害者分野 | ○ 障害者支援施設等人材育成事業（P75） | 訪問看護人材対策 |
| | ○ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業（P79） | |
| 高齢者分野 | ◎ 訪問看護人材確保育成事業（P69） | 訪問看護人材対策 |
| | ◎ 新任訪問看護師就労応援事業（P69） | |
| | ◎ 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業（P69） | |
| | ◎ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業（P69） | |
| 子供家庭分野 | ○ 認証保育所等研修事業（P40） | 保育人材対策 |
| | ◎ 保育人材確保事業（P40） | |
| | ◎ 保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業【新規】（P41） | |
| | ◎ 東京都保育士等キャリアアップ補助【一部新規】（P41） | |
| | ◎ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業【一部新規】（P41） | |
| | ◎ 保育従事職員資格取得支援事業（P41） | |
| | ◎ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業（P41） | |
| | ○ 保育従事職員等職場定着支援事業（P42） | |
| | ○ 保育体制強化事業（P42） | |
| | ○ 保育補助者雇上強化事業【新規】（P42） | |
| | ◎ 保育所等 ICT 化推進事業【新規】（P42） | |
| | ◎ 子育て支援員研修（P45） | |

3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

ユニバーサルデザインの考え方を理念とした福祉のまちづくり条例に基づき策定した推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりをより一層推進します。

主な事業展開

- **福祉のまちづくりの普及・推進** 13 百万円
 - ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めます。
 - ・ すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者等に対し、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。

- ◎ **心と情報のバリアフリーに向けた普及推進** 13 百万円
 - ・ 心と情報のバリアフリーを推進するため、障害者等の当事者や学生等が参加するワーキンググループやシンポジウムの開催を通じ、広く都民が活用できる実践プログラムを作成します。
 - ・ 小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組みます。
 - ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図るとともに、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行います。
*公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報に容易にアクセスできるポータルサイト

- ◎ **ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業【新規】** 640 百万円
 - ・ 東京2020大会に向けて、障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また、公共施設のトイレの洋式化に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援** （包括補助）
 - ・ 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用しながら、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図ります。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

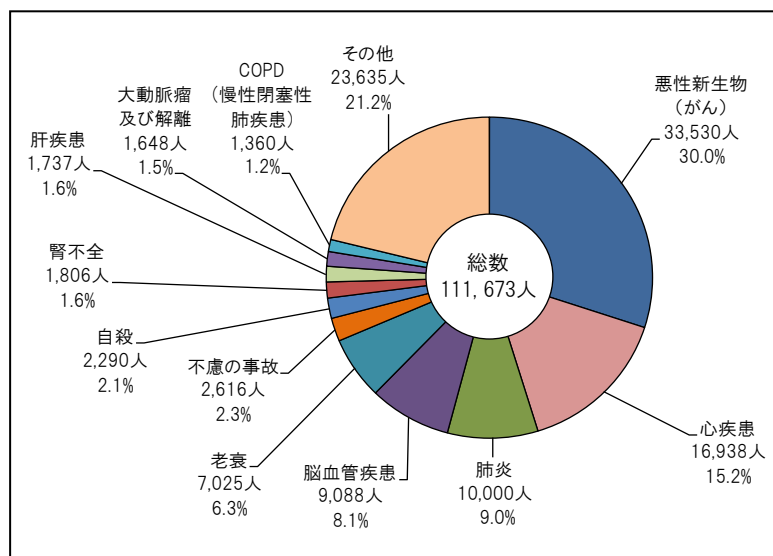
- ◎ **情報バリアフリーに係る充実への支援** (包括補助)
- 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

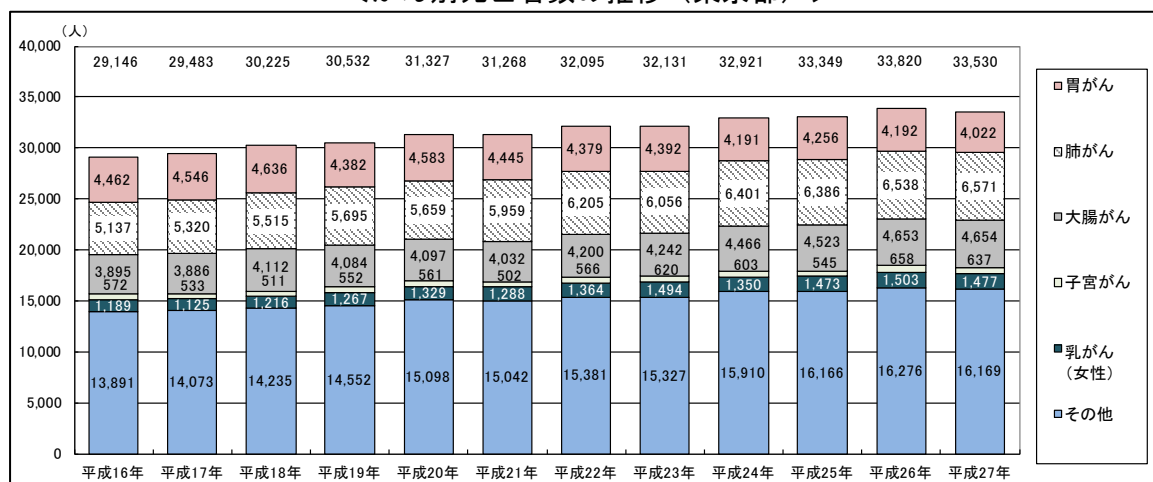
（都民の健康をめぐる状況）

○ 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。主要な死因のうち、がん、心疾患、脳血管疾患が5割以上を占めています。

＜平成27年主要死因割合（東京都）＞



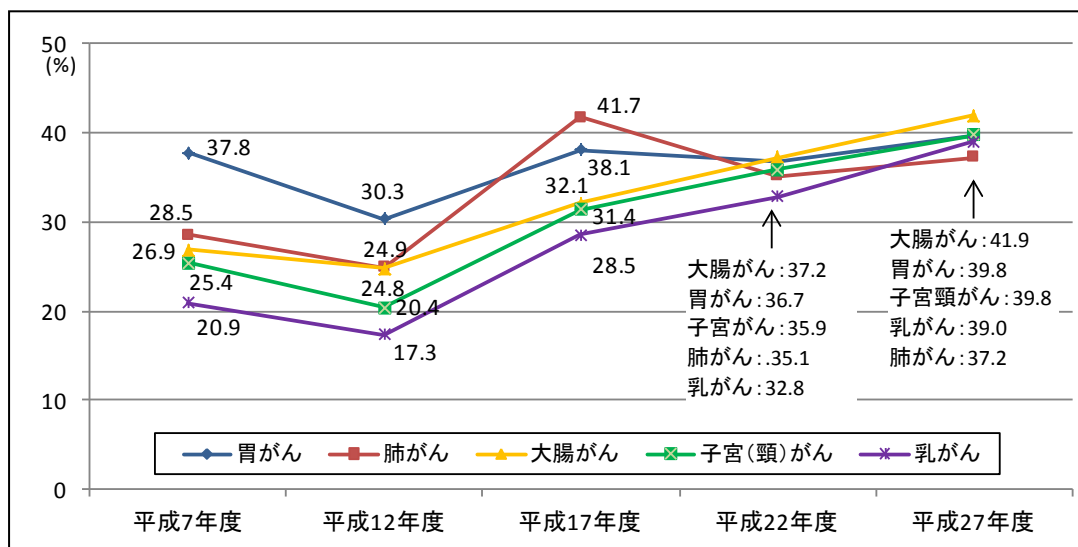
＜がん別死亡者数の推移（東京都）＞



資料：両グラフとも厚生労働省「人口動態統計」より作成

○ がんの死亡率減少のためには、生活習慣改善による予防や、定期的ながん検診の受診による早期発見が重要ですが、都民のがん検診受診率は、上昇傾向にあるものの、全体として40%前後であり、一層の受診率向上に向けた取組が必要です。

＜都民のがん検診受診率の推移＞



資料：東京都福祉保健局「老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査」及び「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

○ 40歳から74歳までの都民の約3人に1人は糖尿病又はその予備群と推計されていますが、都民の食生活や運動の状況の調査結果では、適切な量（1日350g以上）の野菜を摂取している人の割合が低く、塩分や脂肪の摂りすぎの人の割合は高くなっています。

また、20歳以上の都民の1日の歩数は全国平均を上回っていますが、健康づくりのために推奨されている歩数である1日8,000歩以上歩いている人の割合は、20歳から64歳まででは半分程度となっています。

○ 今後、高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患する都民の増加が予想されますが、高齢になっても、病気や障害によって日常生活が制限されないで、健やかに暮らせる期間（健康寿命）を延ばすことが課題となっています。

○ そのためには、日常生活の中での適切な量と質の食事、適度な身体活動・運動等を確保することや、特定健康診査等の健康診断を定期的に受診することにより、生活習慣病を予防することが必要です。

○ また、たばこによる健康影響に対する取組も重要です。都は、東京2020大会の開催都市として、受動喫煙防止対策の一層の推進が求められています。

○ 健康づくりは、個人の自覚と実践が基本であり、都民自らが積極的に取り組むことが重要ですが、区市町村や関係団体等を含めた社会全体で都民の健康づくりを支援することも必要です。

（難病対策）

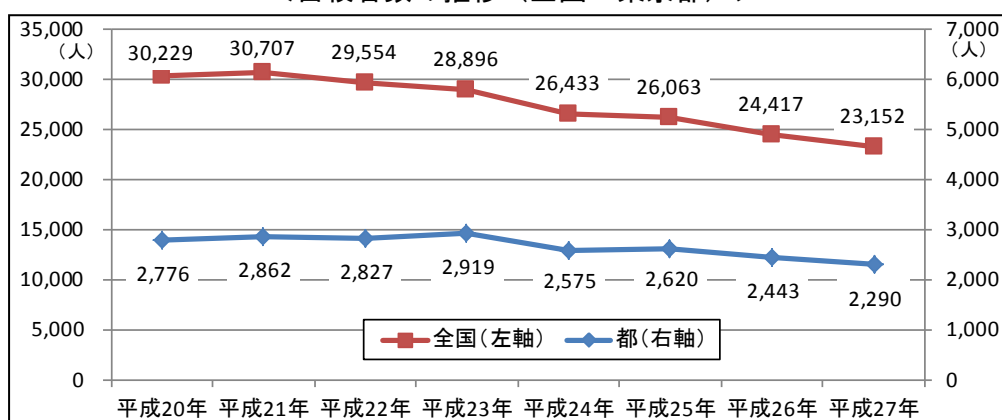
- 国は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、難病患者に対する医療費助成など公平かつ安定的な制度の確立等を図るため、難病対策の見直しを進め、平成26年5月に、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立しました。この法律に基づき、平成27年1月から新たな医療費助成制度に移行し、対象疾病の大幅な拡大などがなされました（平成29年2月現在、306疾病が対象）。また、同年9月には、難病患者の療養環境の整備等に関する基本方針が示されています。

（自殺対策）

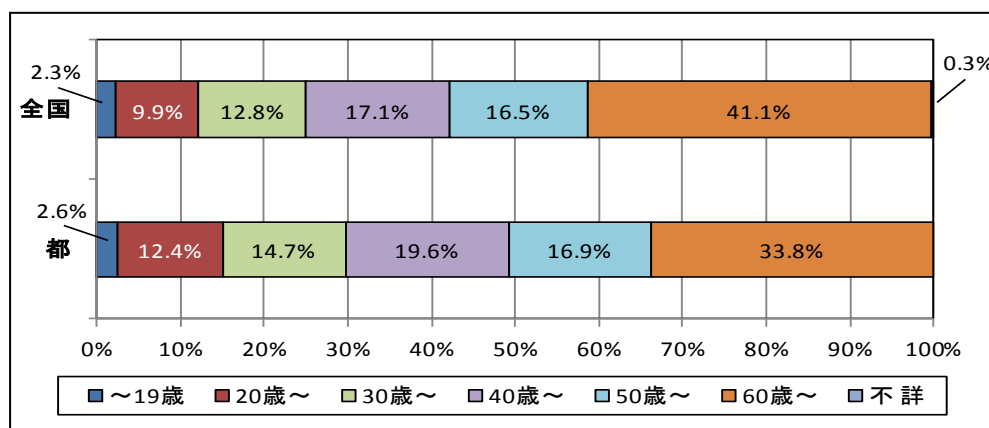
- 全国の自殺による死亡者数は、平成27年には約2万3,000人と前年より減少していますが、依然として高い水準にあります。都内においては、ここ数年約2,300人から2,900人で推移しています。都では、30歳代以下の自殺者が約3割を占め、全国と比較して若年層の割合が高くなっています。

自殺対策を効果的に実施するには、自殺の原因・動機や背景等を具体的に把握し、実態に即した防止対策等を総合的に講じる必要があります。

＜自殺者数の推移（全国・東京都）＞



＜自殺者の年齢階層別割合（平成27年 全国・東京都比較）＞



資料：両グラフとも厚生労働省「人口動態統計」より作成

（都の取組）

【健康づくりの推進】

- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）に基づき、生活習慣の改善などに向けた広域的な普及啓発を行うとともに、区市町村や関係団体等とも連携し、ライフステージ等に応じた都民の健康づくりのための取組を進めています。（プランについては、P14参照）。
- 東京2020大会の開催に向け、国の法整備等の動向を踏まえながら、今後より一層、受動喫煙防止対策を進めていきます。

【がんの予防、早期発見】

- 「東京都がん対策推進計画（第一次改定）」（平成25年3月）に基づき、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じたキャンペーンを実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における科学的根拠に基づくがん検診の実施、受診率・精度管理の向上に向けた取組を支援しています（本計画については、P13参照）。

【糖尿病をはじめとした生活習慣病対策】

- 働き盛り世代を中心とした健康づくりを推進するため、糖尿病の発症予防、早期発見・早期治療・治療継続による重症化予防の重要性等に関する普及啓発を進めています。また、適切な量と質の食事や、身体活動・運動等についての普及啓発を行う等、都民一人ひとりの主体的な生活習慣の改善に向けた取組を推進しています。

【難病対策】

- 難病患者の療養生活を支援するため、都は、国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について医療費助成を行うとともに、在宅難病患者への支援事業を実施しています。また、国の基本方針等を踏まえ、難病医療提供体制の構築や、地域における支援体制の強化、相談支援の充実等に取り組んでいきます。

【自殺対策】

- 自殺の背景には様々な社会的要因があります。自殺の未然防止を図るため、社会全体での取組を促進する観点から、総合的な自殺対策を推進しています。

（平成 29 年度の取組）

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します**
- 2 難病患者の療養生活を支援します**
- 3 自殺対策を総合的に推進します**

1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。

生活習慣の改善や早期治療・治療継続に向けた意識を高める取組を行うなど、生活習慣病対策を推進し、都民の健康寿命の延伸を図ります。

主な事業展開

- ◎ **がん予防・検診受診率向上事業** **48 百万円**
 - ・ **予防・早期発見普及啓発事業** **39 百万円**

5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。
 - ・ **職域がん検診支援事業** **9 百万円**

がん検診の受診促進などのがん対策に取り組む事業者団体と連携して、都が構築した「職域におけるがん対策取組モデル」を基に積極的な取組を行う企業等を認定し、その取組を支援するとともに、取組効果を検証し、事例集等を通じてフィードバックするなど、職域におけるがん検診の受診率向上を図ります。

- ◎ **がん検診実施体制の整備** **22 百万円 包括補助**
 - ・ **地域の受診率・精度管理向上事業** **3 百万円 包括補助**

検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会等を活用して、関係機関との連携方法や受診率・精度管理向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。

がん検診の案内の個別通知や未受診者への再受診勧奨などの受診促進、検診機関を交えたがん検診の精度管理に関する検討会の実施、がん検診要精検者の精密検査結果把握及び精密検査未受診者への受診勧奨を行う区市町村の取組を支援します。〔医療保健政策 区市町村包括補助〕
 - ・ **マンモグラフィ読影医師等養成研修** **14 百万円**

マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。〔読影医師養成研修 100 人、撮影技師養成研修 100 人〕

- ・ 胃内視鏡従事者研修 5 百万円
内視鏡による胃がん検診に従事する医師等への研修を実施することで、胃がん検診の実施体制を整備します。

◎ **地域がん登録事業** 42 百万円

- ・ 予防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、がん患者に係る情報収集を行う地域がん登録及び全国がん登録を着実に進めていきます。

◎ **たばこによる健康影響防止対策の推進** 119 百万円

- ・ 未成年者の喫煙防止ポスター作品募集や中学生向けリーフレットの配布等、未成年者の喫煙防止に向けた普及啓発を行います。
- ・ 受動喫煙による健康影響に関する普及啓発や、飲食店における実態調査等を実施し、国の法整備等の動向を踏まえながら、受動喫煙防止対策を進めていきます。
- ・ COPD（慢性閉塞性肺疾患）を知るきっかけとして、イベント会場等に肺年齢測定体験ブースを設けるなど、認知度向上のための取組を行い、発症予防、早期発見・早期治療の大切さを伝えるとともに、自分の家族等にも伝える意識を醸成します。

○ **ウイルス肝炎対策の推進** 2,735 百万円

- ・ 肝炎ウイルス検査の実施、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげていきます。

また、肝がんへ進行する可能性のあるウイルス性肝炎について、都民や職域に対し正しい知識の普及啓発を行い、早期発見・早期治療への意識醸成を図ります。

◎ **糖尿病予防対策事業** 2 百万円

- ・ 糖尿病の発症や重症化・合併症を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、普及啓発を行います。

○ **「東京都健康推進プラン21（第二次）」の推進** 19 百万円

- ・ 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議や部会を開催し、区市町村や関係団体等の連携・協力を図りながら取組の方策等を検討します。また、研修により区市町村等における指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。

- ◎ **ウェルネス・チャレンジ** **16 百万円**
 - ・ 都民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、都民自らが負担感のない生活習慣の改善と健康づくりの実践が行えるよう、飲食店における野菜たっぷりメニューの提供（野菜メニュー店）や、都内区市町村のウォーキングマップを集約したHPの作成など、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。

- ◎ **職域健康づくり推進事業** **8 百万円**
 - ・ 健康づくりに意欲のある企業に対し、働き方に応じた職場環境改善の取組メニューの提示や保健師・管理栄養士のアドバイス等の支援を実施し、取組結果の収集・分析を行います。また、職域における健康づくりの推進に向け、事例集を作成し普及を図ります。

- ◎ **職域健康促進サポート事業【新規】** **22 百万円**
 - ・ 東京商工会議所と連携の上、「健康経営アドバイザー」を活用し、都がこれまで実施してきた健康づくりやがん対策、肝炎対策、感染症対策等の知見の普及啓発を行い、事業者の取組を支援します。

- **区市町村等が行う特定健康診査等への支援** **3,927 百万円**
 - ・ **特定健康診査等負担金等** **2,429 百万円**
 特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、国民健康保険の保険者である区市町村及び国民健康保険組合が行う特定健康診査等の実施を支援します。
 - ・ **後期高齢者医療健康診査事業** **1,498 百万円**
 75歳以上の後期高齢者に対する健康診査について支援します。

2 難病患者の療養生活を支援します

難病は、長期の療養を要し、患者や家族の負担も大きいことから、質の高い医療と安定した療養生活の確保を図るため、医療費助成や在宅難病患者の療養支援を実施します。

国の基本方針や、難病患者を取り巻く状況等を踏まえ、難病患者の療養生活の質の向上を図っていきます。

主な事業展開

- **難病等医療費助成** **22,691 百万円**
 - ・ 国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について、医療費の自己負担の一部を助成します。

- **在宅難病患者訪問診療** **177 百万円**
 - ・ 医療の確保と療養環境の向上を図るため、寝たきり等により専門的な診療を受けることが困難な在宅難病患者に対して、専門医等による訪問診療を実施します。

- **一時入院事業** **127 百万円**
 - ・ 在宅難病患者が、家族等の介護者の疾病や事故等により、一時的に介護を受けられない場合に入院できる体制を整備し、安定した療養生活の確保を図ります。

- **難病医療ネットワークの整備【一部新規】** **21 百万円**
 - ・ **神経難病医療ネットワーク事業** **19 百万円**
神経難病患者に対し、発症から診断、治療、入院・退院、在宅療養まで、適切な医療の提供等ができるよう、医療機関等の連携を図ります。
 - ・ **難病医療ネットワーク事業【新規】** **2 百万円**
既存の神経難病医療ネットワークを再構築し、全ての難病（全15疾患群）に対応可能な難病医療ネットワークの体制整備を図ります。

- **在宅難病患者生活環境把握事業【新規】** **5 百万円**
 - ・ 難病患者の就労に関する実態調査を行い、療養生活や社会参加等に関する課題を明らかにし、今後の難病患者支援の取組に活かしていきます。

- **難病患者就労等サポート事業【新規】** **2 百万円**
 - ・ 難病患者やその家族等が、療養生活上の悩みを気軽に相談できる場を設置し、必要に応じて就労支援機関等につなげることにより、難病患者等へのサポートを行います。

- **難病相談・支援センター事業【一部新規】** **40 百万円**
 - ・ 難病患者等の日常生活における相談・支援等の拠点である難病・相談支援センターにおいて、相談・就労支援の充実を図り、療養生活の質の向上を支援します。
 - ・ また、新たに多摩地域に相談場所を設置し、相談支援の充実を図ります。

- **難病対策地域協議会【新規】** **5 百万円**
 - ・ 難病患者が安定した療養生活を送ることができるよう、保健所を中心に、地域の関係機関による難病対策地域協議会を設置し、地域における課題の把握や情報収集を行い、支援体制を協議・検討します。
 - ・ また、東京都難病対策地域協議会を設置し、都内全体の情報収集を行い、各保健所へフィードバックするなど、取組の均てん化を図ります。

3 自殺対策を総合的に推進します

自殺予防に係る都民意識の向上、関係機関の連携強化、ハイリスク者に対する支援などの自殺のリスクに応じた対策を総合的に推進し、安心して生きられる社会の実現を目指します。

主な事業展開

- ◎ **自殺総合対策東京会議【一部新規】** **9 百万円**
 - ・ 保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの様々な分野の関係機関が連携し、都内における自殺の予防、自殺念慮・未遂者への危機介入、若年層や自死遺族への支援について、社会的な取組を着実に推進するための対策や、自殺対策計画策定に必要な検討を行います。
 - ・ 地域自殺対策推進センターを新たに設置し、区市町村において地域の実情に応じた自殺対策が推進されるよう、情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行います。

- ◎ **自殺防止！東京キャンペーン** **2 百万円**
 - ・ 自殺に関する正しい認識や、自殺は社会的な取組で減少させることができること、悩みを解決するための様々な相談・支援機関があることなどを広く都民に伝えるために、必要な普及啓発を重点的にを行います。

- ◎ **東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～** **55 百万円**
 - ・ 自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」参加機関と連携し、問題の解決を目指して相談者への積極的な支援を行います。

- ◎ **こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク** **19 百万円**
 - ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。
 - ・ 救急医療機関に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を行います。
 - ・ 若年層の自殺防止を図るため、学生等を対象とした講演会等を実施します。
 - ・ 自死遺族の方々が抱える心の悩みや、相続などの法的な問題に対応できる様々な相談窓口に関する情報提供を行います。

第6 都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

（医療をめぐる状況）

- 我が国では、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されています。

しかし、急速な高齢化の進行に伴い、がんを含めた生活習慣病など慢性疾患の患者や複数の疾患を抱える患者、病気になっても住み慣れた地域で療養生活を送ることを希望する患者等の増加などが見込まれます。

- こうした医療ニーズの増大・多様化に対応し、必要な時に必要な医療・介護が受けられる社会の実現などを目指して、平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、平成26年に医療介護総合確保推進法^{*}が制定され、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築を目指す方針が示されました。

* 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

- その一環として、患者が症状や状態に応じた適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化^{*}・連携や医療と介護の連携による在宅療養環境の整備等を推進するため、医療法の改正により、都道府県は、平成37年（2025年）の医療需要の推計や目指すべき医療提供体制やそれを実現するための施策などを内容とする地域医療構想を策定することが義務づけられました。この地域医療構想は、平成30年度からの新たな医療計画の策定に当たって、医療計画と一体化することになっています。

* 病床の機能区分：高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能

- また、国では、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等について、その機能に着目しつつ、新たな施設類型を創設し、転換を進めていくこととしています。

（都の取組）

- 都は、都民が安心して質の高い医療が受けられるよう、「東京都保健医療計画（平成25年3月改定）」に基づき、救急・災害医療、周産期・小児医療、がん医療、在宅療養などの医療提供体制の整備に取り組んでいます（本計画については、P11参照）。

- 平成28年7月に策定した地域医療構想では、患者の受療動向や将来の人口推計などを踏まえて、平成37年（2025年）の病床数の必要量の推計等を行うとともに、東京の将来の医療の姿を掲げ、その実現のための4つの基本目標を設定しました（地域医療構想については、P12参照）。

今後は、構想区域 * ごとに設置した「地域医療構想調整会議」において、医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等が、構想区域の現状や課題を共有しながら、連携して地域における医療機能の確保等について検討を行っていきます。

* 必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための単位で、都内では13区域

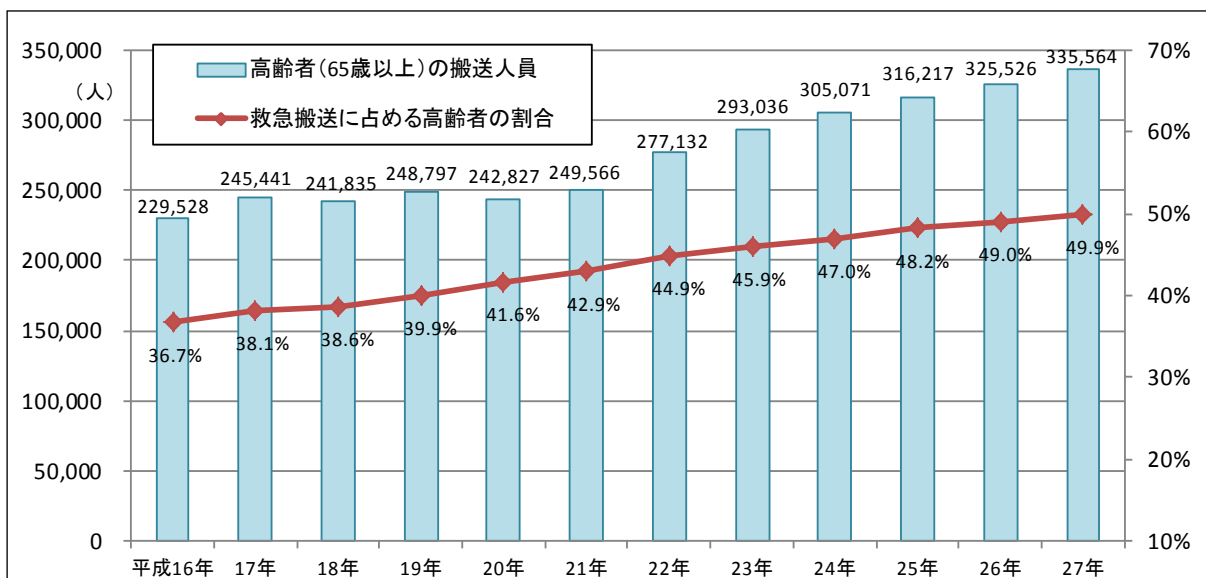
- また、「東京都地域医療介護総合確保基金」も活用しながら、医療基盤の充実や医療人材の確保等に引き続き取り組んでいきます。

【救急医療対策】

- 365日24時間の安心を支えるため、救急医療機関における休日や夜間に入院可能な病床の確保や救急患者の受入れの促進を図っています。

高齢化の進展等による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、搬送先医療機関の選定や搬送時間の短縮を図り、より迅速に救急患者を受け入れる体制を確保するため、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を推進しています。

<高齢者の救急搬送人員の推移（東京都）>



資料：東京消防庁「東京消防庁統計書」より作成

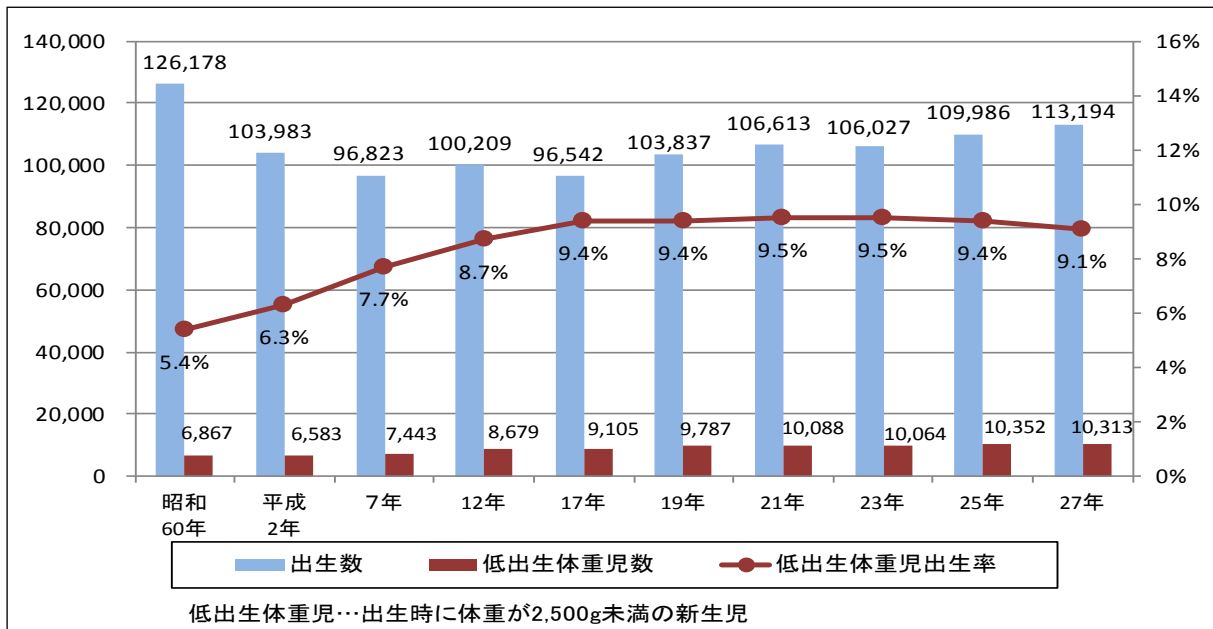
【災害医療対策】

- 大規模災害の発生時にも、都民に適切な医療が提供できるよう、多数の重症者を受け入れる災害拠点病院等の医療機関の耐震化やBCPの策定を促進するとともに、東京DMATの整備や、災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制の構築など、災害時の医療提供体制の強化に取り組んでいます。

【周産期医療対策】

- 「周産期医療体制整備計画（平成27年3月改定）」に基づき、ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対応する周産期母子医療センターの整備、中核病院と地域の医療機関の機能分担、搬送体制の強化など、母体・胎児・新生児のリスクに応じた総合的な周産期医療体制の確保に取り組んでいます。

<出生数、低出生体重児数及び低出生体重児出生率の推移（東京都）>



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

【小児医療対策】

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」など、初期から三次までの医療機関の連携体制を構築し、小児特有の症状に応じた適切な小児救急医療体制の充実を図っています。

【がん医療対策】

- 「東京都がん対策推進計画（平成25年3月改定）」に基づき、国が指定する「がん診療連携拠点病院」に加え、同等の診療機能を有する「東京都がん診療連携拠点病院」を都が独自に指定するなど、がん医療水準の向上を図っています（本計画については、P13参照）。

また、患者・家族等の支援体制の整備、医療連携の推進、緩和ケア提供体制の充実、小児がん診療に携わる医療機関のネットワークの整備などに取り組んでいます。

【疾病ごとの医療連携体制】

- 脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞について、疾病別に中核医療機関と地域の医療機関の医療連携体制を構築するとともに、これを支える地域の実情に応じた区市町村の取組等を支援しています。

【在宅療養環境の整備】

- 医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して療養できるよう、在宅療養支援窓口の設置などに取り組む区市町村や、医療・介護の多職種連携強化などに取り組む医療機関や関係団体を支援するとともに、地域で在宅療養を担う人材育成に取り組んでいます。

【医療人材対策】

- 小児科・産科・救急医療・へき地医療等、医師の確保が困難な医療分野に従事する人材を確保するため、東京都地域医療支援センターを設置し、医療機関における医師の負担軽減や勤務環境の改善、復職支援等の取組を支援するとともに、都独自の医師奨学金制度や東京都地域医療支援ドクター事業などにより医師確保に努めています。

また、都内の医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成・定着・再就業対策を柱に総合的な確保対策に取り組んでいます。

(平成 29 年度の取組)

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します**
- 3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます**
- 4 医療人材の確保・育成を支援します**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、より迅速に適切な医療を受けられるよう、初期、二次、三次からなる救急医療体制の整備を進めます。

また、首都直下地震等の大規模災害時にも、迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう災害拠点病院等の医療体制の強化を進めます。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進 585 百万円

- ・ 高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間を短縮し、迅速・適切な救急医療を確保するため、「救急医療の東京ルール」に基づく取組を推進します。

[東京都地域救急医療センター指定施設 87 施設（平成 29 年 1 月現在）]

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

- ・ 地域の救急医療の中核となる指定二次救急医療機関を「東京都地域救急医療センター」に指定。救急隊による搬送先選定に時間を要する事案について、地域内の受入先の調整を実施
- ・ 地域内の調整では受入れが困難な場合、東京消防庁に配置した「救急患者受入コーディネーター」が都全域で受入調整を実施

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

- ・ 救急医療の要否や優先順位を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- ・ 都民の大切な社会資源である救急医療を守るため、都民一人ひとりが適切な利用を心がけるよう普及啓発を実施

◎ 救急看護認定看護師の配置促進 5 百万円

- ・ 東京都地域救急医療センターにおけるトリアージ機能を強化するため、救急看護の認定看護師資格の取得を支援します。

○ 休日・全夜間診療事業 3,438 百万円

- ・ 入院治療を必要とする救急患者（内科系、外科系）に 365 日 24 時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（内科系・外科系） 241 施設（平成 29 年 1 月現在）]

◎ 救急搬送患者受入体制強化モデル事業

37 百万円

- 救急医療機関において救急依頼に対応できないケースを減らすため、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務を行う人材を配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図ります。〔都内4医療機関〕

○ 転院搬送体制等整備事業【新規】

28 百万円

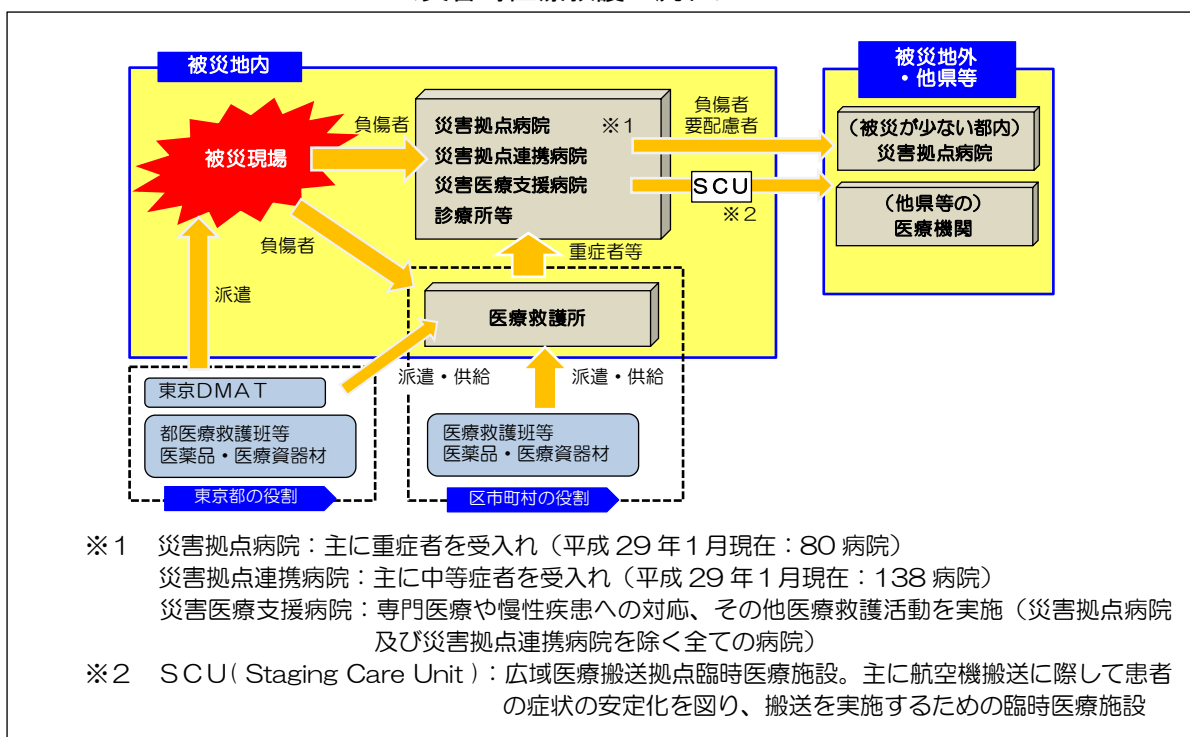
- 医療機関から転院搬送する際に、緊急度に応じて病院所有の救急車や民間救急車を活用する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、救急車の適正利用を推進します。
- 高齢者施設における救急対応について、関係機関等と協力して手引を作成し、医療機関への搬送などの円滑化を図ります。

○ 災害時の医療提供体制の整備

132 百万円

- 災害時に関係機関が連携して迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「東京都災害医療協議会」において、都全域の災害医療体制を検討するとともに、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」において、地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
- 都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院や中等症患者を受け入れる災害拠点連携病院の指定など、医療提供体制の強化を図ります。
- 他県からの医療支援チームの受入れや患者の搬送に関する調整など、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

<災害時医療救護の流れ>



- ◎ **医療施設耐震化の促進** **3,911 百万円**
 - ・ 災害時の医療機能を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院を対象に、耐震診断、新築建替、耐震補強工事に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。

- ◎ **医療施設耐震計画の策定支援** **200 百万円**
 - ・ 耐震化の工事時期が未定の病院や耐震化の計画がない病院に対し、基本計画の策定に当たりコンサルタントを活用する費用を補助することにより、耐震化を支援します。

- **「東京DMAT」の整備【一部新規】** **62 百万円**
 - ・ 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC災害等の現場で、救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京DMAT）を救命救急センター等に編成しています。
[東京 DMAT 指定病院 25 病院]
 - ・ 平成29年度は、NBC災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療資器材の整備や教育・訓練を実施し、体制整備を強化します。

- **医療施設防火対策緊急整備事業** **604 百万円**
 - ・ 平成26年の政令改正によりスプリンクラー等の設置が義務付けられた医療施設や設置義務はないがスプリンクラー等を整備する医療施設等に対し、整備に要する経費を補助することにより、防火対策を強化します。

- **区市町村における災害医療計画の策定支援** **(包括補助)**
 - ・ 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確保を図るため、災害時の医療機能を確保するための計画策定や緊急医療救護所の設置準備などに取り組む区市町村を包括補助により支援します。 [医療保健政策区市町村包括補助]

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

安心して子供を産み、育てられるよう、限られた医療資源を有効活用し、中核病院と地域の医療機関等がリスクに応じた役割分担と連携を図ることなどにより、的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を確保します。

主な事業展開

○ 周産期母子医療センターの運営費補助 1,097 百万円

- ・ ハイリスクな妊産婦や新生児に対して、NICU*やGCU*等を有し、産科・小児科が一貫した総合的かつ高度な医療を提供する周産期母子医療センターの運営費等の一部を補助します。
- ・ 周産期母子医療センターにおいて、搬送調整や受入業務を行う医師の負担軽減を図るため、助産師、看護師等の配置を支援します。

また、早期から在宅への移行支援を行うNICU入院児支援コーディネーターの配置や、ハイリスク新生児の望ましい成長発達を支援する理学療法士の配置を支援します。

[総合周産期母子医療センター 13 施設、地域周産期母子医療センター 14 施設（平成 29 年 1 月現在）]

*NICU：新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24 時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場。新生児集中治療管理室。

*GCU：NICU の後方病床。NICU における治療により急性期を脱した児、又は入院時より中等症であって NICU による集中治療までは必要としないものの、これに準じた医療的管理を要する児を収容する。

◎ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営 253 百万円

- ・ 緊急に母体救命処置を必要とする妊産婦の受入先が近くの救急医療機関で決まらない場合に、救急部門の医師と連携して必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センター（「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命搬送体制を確保します。

[スーパー総合周産期センター 5 施設（平成 29 年 1 月現在）]

○ 周産期搬送コーディネーターの設置 36 百万円

- ・ 都内を 8 つの周産期搬送ブロックに分け、ブロック内の総合周産期母子医療センターで受入れや搬送先の調整が困難な場合に、東京消防庁に設置したコーディネーターがブロック間の搬送調整等を行い、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

◎ 周産期医療施設等整備費補助

533 百万円

- 高度な周産期医療を適切に提供するため、M-FICU*やNICU等を整備する周産期母子医療センターに対し、施設設備整備費を補助します。

*M-FICU：合併症妊娠、胎児異常等、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠に対応するため、分娩監視装置、人工呼吸器等を備え、主として産科のスタッフが24時間体制で治療を行う施設。母体・胎児集中治療管理室。

◎ 周産期医療ネットワークグループの運営

15 百万円

- 8つの周産期搬送ブロックごとに、周産期母子医療センターを中核とした、一次、二次、三次の周産期医療機関によるネットワークグループを構築し、症例検討会や研修等を通じて、医療機関の機能分担と連携強化を図ります。[8グループ]

◎ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）

149 百万円

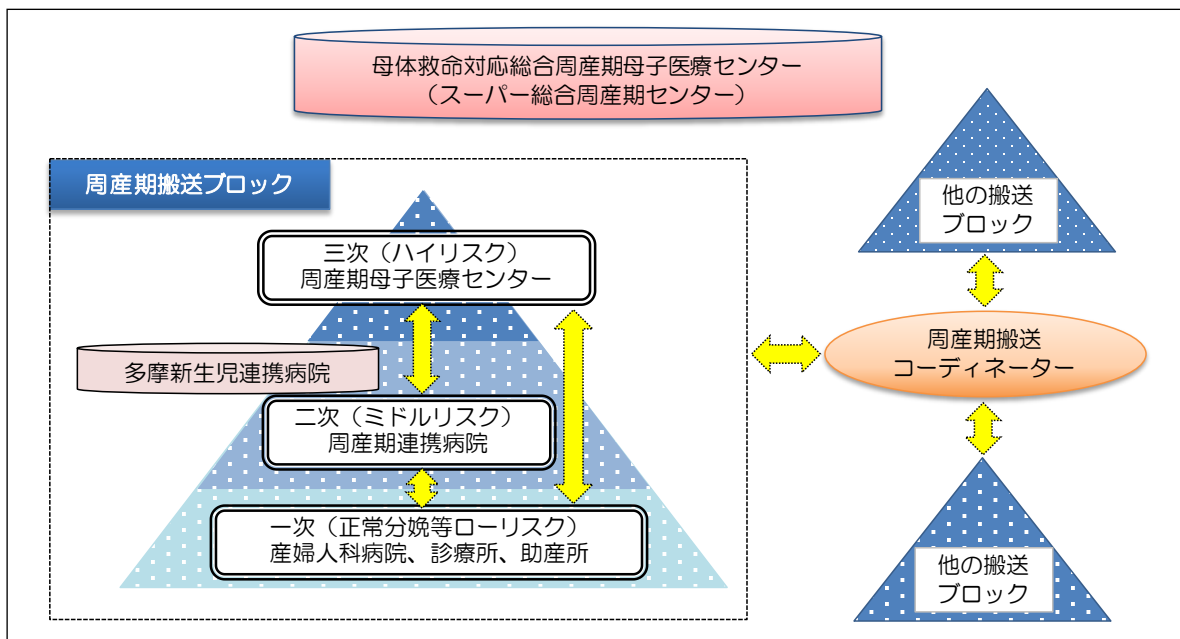
- 周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するため、ミドルリスクの妊産婦を受け入れる救急医療機関を周産期連携病院に指定し、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。[周産期連携病院 10施設（平成29年1月現在）]

○ 多摩新生児連携病院

12 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。[2施設（平成29年1月現在）]

<東京都における周産期搬送体制>



- ◎ 在宅移行支援病床運営事業** **102 百万円**

 - ・ NICUやGCUに長期入院している小児や呼吸管理を必要とする小児が、在宅療養生活に円滑に移行できるよう、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置する周産期母子医療センター等に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。
- NICU等入院児の在宅移行支援事業【新規】** **9 百万円**

 - ・ 退院後も医療的ケアが必要な NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行を推進するため、周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等に対し、外泊訓練や関係機関の調整会議等の経費を補助することにより、退院に向けた支援の充実を図ります。
- 小児等在宅移行研修事業** **5 百万円**

 - ・ 周産期母子医療センターやこども救命センターにおける治療後、円滑に在宅療養に移行できるよう、医療機関の医師・看護師・MSW*等や、保健所、区市町村の職員等を対象に、必要な知識や技術習得のための研修を実施します。

*MSW（Medical Social Worker）：主に医療機関や老人保健施設等に勤務し、医師・看護師・理学療法士などと共に、患者・家族への相談や、様々な援助を行う。医療ソーシャルワーカー。
- ◎ 在宅療養児一時受入支援事業** **28 百万円**

 - ・ 周産期母子医療センター等が、在宅療養に移行したNICU等長期入院児を、定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを目的として一時的に受け入れる場合に、必要な病床や看護師等の確保に要する経費の一部を補助します。
- 産科医等確保支援事業** **155 百万円**

 - ・ 産科医や助産師に分娩手当を支給する分娩取扱機関に対し、経費の一部を補助することにより、産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。
- 産科救急研修** **3 百万円**

 - ・ 分娩取扱施設の医師及び看護師等を対象として、産科救急に関する研修を実施し、初期対応の強化を図ります。
- 新生児医療担当医育成支援事業【新規】** **6 百万円**

 - ・ 臨床研修終了後の専門的研修において小児科を選択し、かつ NICU 等で新生児医療を担当する医師に研修医手当を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図ります。

◎ 東京都こども救命センターの運営

198 百万円

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」4 病院を中核として、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を構築します。

また、退院支援コーディネーターを配置し、円滑な転・退院を支援します。

○ 小児救命救急センター

35 百万円

- 小児救命救急センターに対し運営費を補助し、重篤な小児救急患者に対する高度な救急医療を確保します。

○ 休日・全夜間診療事業（小児）

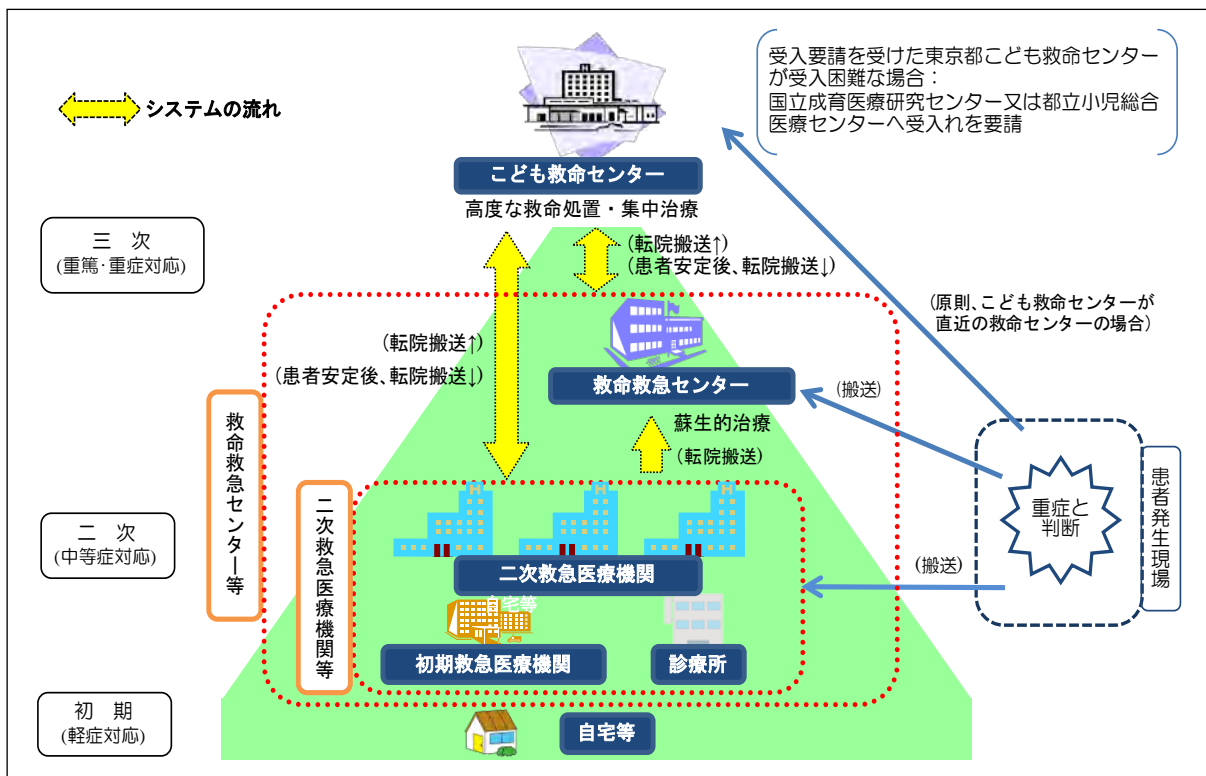
929 百万円

- 入院治療を必要とする小児の救急患者に 365 日 24 時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（小児） 52 施設（平成 29 年 1 月現在）]

- 緊急性の高い患者を迅速に適切な医療につなげるため、救急医療の要否や診療の優先順位を判断する「トリアージ」を行う専任看護師を休日・全夜間診療事業（小児）の参画医療機関に配置します。[7施設]

<こども救命搬送システム>



- **救急専門医等養成事業（小児）** **31 百万円**
 - ・ 救急告示医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことにより、小児救急医療全体のレベルアップを図ります。

- **小児集中治療室医療従事者研修事業** **6 百万円**
 - ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急及び集中治療に従事する医師を養成します。

- **地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保** **17 百万円**
 - ・ 地域の小児初期救急診療を担う医師を確保するため、地域の診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等を実施します。

3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都がん診療連携拠点病院等を整備し、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、小児がんの診療連携体制の強化を進めます。

また、脳卒中や糖尿病等の疾病別の医療連携体制を構築し、速やかに専門的な医療を受けられる体制を整備します。

さらに、高齢化の急速な進展による医療ニーズに対応し、病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療・介護の連携強化など在宅療養環境の整備を進めます。

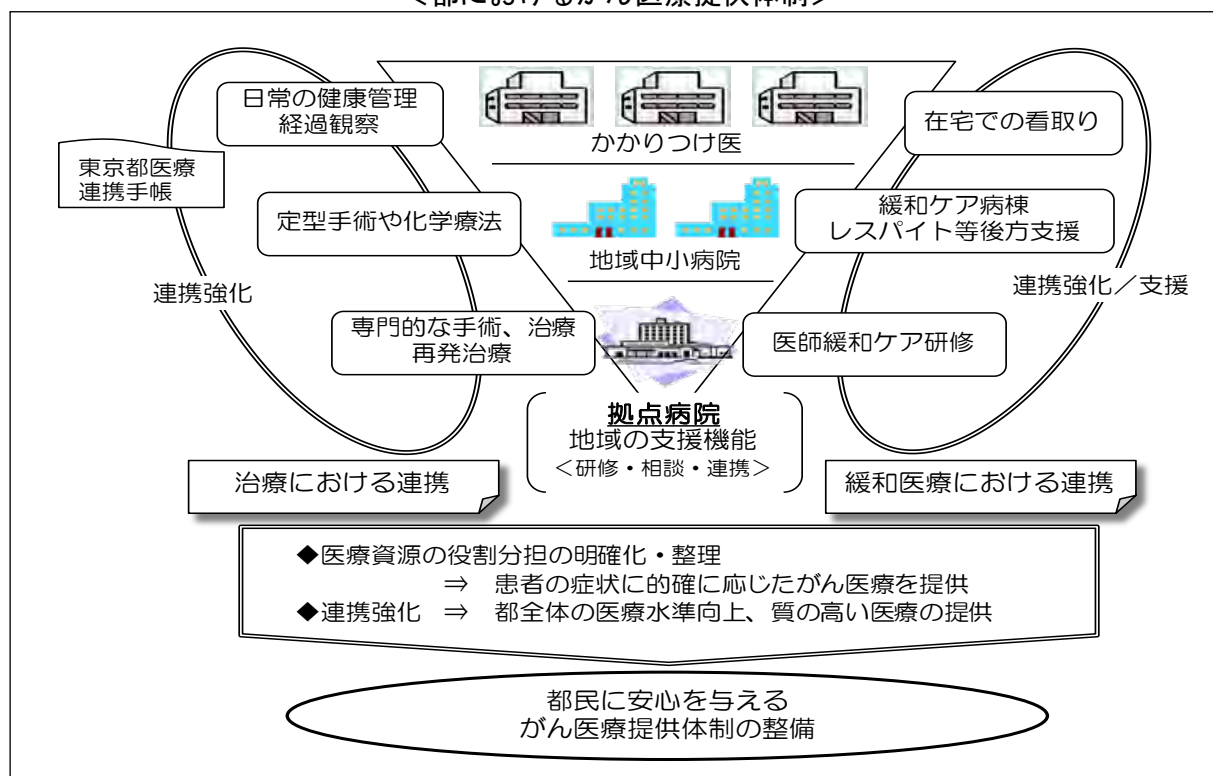
主な事業展開

- ◎ **がん診療連携拠点病院事業** 272 百万円
 - ・ 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るため、「がん診療連携拠点病院」を整備し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を確保します。[がん診療連携拠点病院 25 病院（平成 29 年 1 月現在）]
 - ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの一部で相談時間を休日や夜間にも拡大して実施しています。

- ◎ **東京都がん診療連携拠点病院の整備** 107 百万円
 - ・ 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の機能を有する医療機関を、「東京都がん診療連携拠点病院」として都独自に整備し、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実します。[東京都がん診療連携拠点病院 8 病院（平成 29 年 1 月現在）]

- **地域がん診療病院事業** 8 百万円
 - ・ がん診療連携拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を整備し、質の高いがん医療提供体制を確保します。[地域がん診療病院 1 病院（平成 29 年 1 月現在）]

＜都におけるがん医療提供体制＞



○ 東京都小児がん診療連携推進事業

19 百万円

- ・ 希少がんである小児がんの患者に対し速やかに適切な医療を提供するため、小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療病院で構成する診療連携ネットワークを中心として、「東京都小児がん診療連携協議会」を設置・運営し、症例検討会や相談支援員向け研修の実施など、都全体の小児がん診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組みます。〔小児がん拠点病院（国指定） 2 病院、東京都小児がん診療病院 11 病院（平成 29 年 1 月現在）〕
- ・ 小児がん患者に対する看護知識等の向上を図るため看護師向け研修を実施するとともに、治療が終了し復学した小児がん患者の長期的な経過観察の必要性や日常生活での必要な配慮等について、学校関係者等の理解促進を目的とした勉強会を実施します。

○ がん患者就労等普及啓発事業

9 百万円

- ・ がん患者が、治療しながら仕事を継続できる職場の環境づくりを進めるため、事業所の経営者や人事労務管理者等を対象にシンポジウムを開催し、がん患者の治療や就労等に関する正しい理解を広めます。
- ・ がん患者・家族の就労に関する相談等に適切に対応できるよう、都内の病院の相談員等を対象に、就労に関する基礎知識や支援の実践方法等に関する研修を実施します。

◎ がん対策研究の推進

89 百万円

- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、これまでの研究成果を活用した各種がんの早期診断法及び適切な病勢診断（治療効果測定）の確立に向けた研究を進めます。

○ 疾病ごとの医療連携体制の整備

112 百万円

- 脳卒中医療連携推進事業 25 百万円
脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる体制を推進します。
- 糖尿病医療連携推進事業 37 百万円
糖尿病の専門医療の提供可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を推進します。
- 心臓循環器救急医療体制整備事業 49 百万円
CCU*協議会の実施や CCU 医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

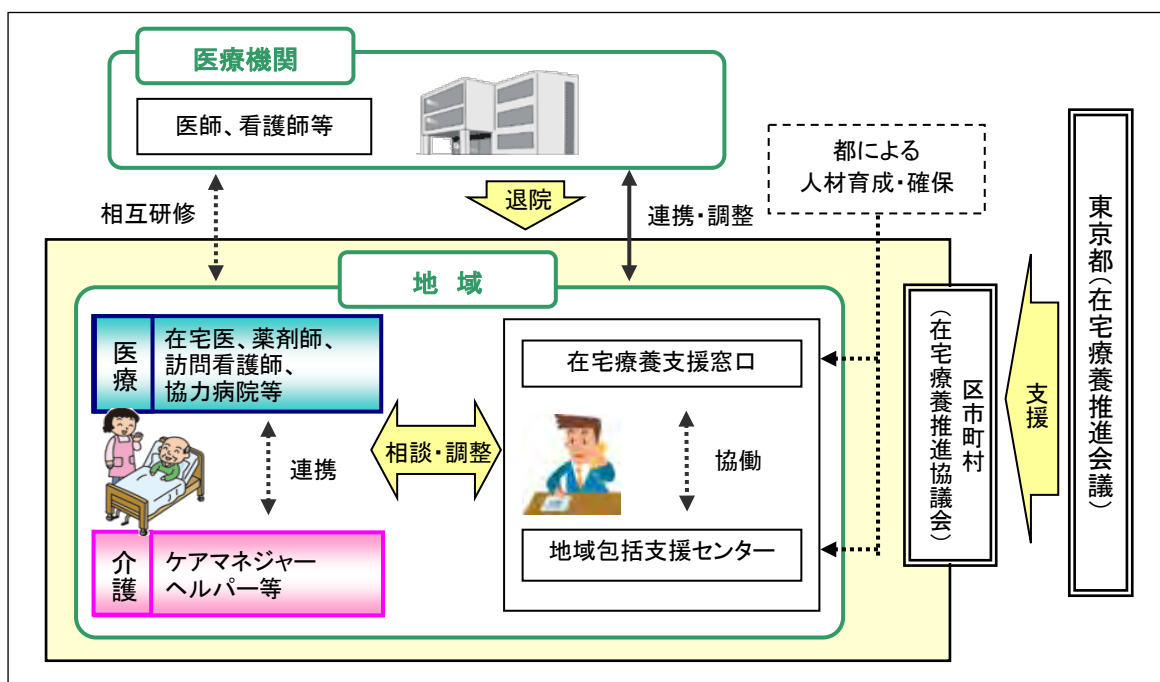
*CCU (Coronary Care Unit) : 主に急性心筋梗塞等の冠状動脈疾患の急性危機状態の患者を収容し、厳重な監視モニター下で持続的に管理する部門

◎ 在宅療養普及事業

6 百万円

- 医療機関や介護事業者、区市町村等で構成する協議会を設置し、都民が身近な場所で安心して在宅療養できる仕組みを検討、構築するとともに、病院からの円滑な退院支援など、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ります。
- NICU等から退院し、人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする小児等が地域で療養生活を継続できる環境を整備するため、区市町村への支援や医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化等について検討を行います。

<在宅療養支援体制のイメージ>



- ◎ **在宅療養移行支援事業** **83 百万円**

 - ・ 中小の指定二次救急医療機関に対し、退院支援・調整を行う看護師やMSW等を配置する経費を補助することにより、急性期を脱した患者の円滑な在宅移行を支援するとともに、在宅療養患者の病状変化時等の受入促進を図ります。
- ◎ **在宅療養移行体制強化事業** **429 百万円**

 - ・ 入院患者が安心して在宅療養へ移行できるよう、退院支援・調整に携わる看護師やMSW等の職員を対象に、医療・介護に関する制度やサービス、地域の社会資源との連携・調整に関する研修を行うとともに、指定二次救急医療機関以外の中小病院に対し、研修修了者を配置する経費を補助します。
- ◎ **退院支援人材育成事業** **8 百万円**

 - ・ 退院支援専門部署を設置していない医療機関に対して、退院支援・調整に必要な知識や技術に関する研修を実施し、退院支援・調整業務に従事する人材の確保を図ります。
- ◎ **在宅療養推進基盤整備事業** **62 百万円**

 - ・ 在宅療養患者の支援体制を整備するため、多職種の関係者が一堂に会する検討会や、在宅療養に関する都民の理解を深めるための普及啓発を実施します。また、多職種の関係者がICTを活用して効果的に患者情報を共有できるネットワークの構築を支援します。
- ◎ **区市町村在宅療養推進事業【一部新規】** **620 百万円**

 - ・ 在宅療養における医療と介護の連携を推進するに当たり、医療面の支援体制を整備するため、介護事業者等からの在宅医療に関する専門相談に対応できる体制の整備などに取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 平成29年度から、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療の推進を図るため、協議会や相談窓口の設置など地域の実情に応じた取組を実施する区市町村を支援します。
- ◎ **在宅療養環境整備支援事業** **(包括補助)**

 - ・ 医療的ケアが必要な高齢者等の、病院から在宅療養への円滑な移行や安定的な在宅療養の継続を図るため、在宅療養支援窓口の設置、病状変化時等に利用できる病床の確保など、在宅療養環境の整備に取り組む区市町村を支援します。[医療保健政策区市町村包括補助]
- ◎ **在宅医等相互支援体制構築事業** **8 百万円**

 - ・ 在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。

- **在宅療養研修事業** **18 百万円**
 - ・ 地域で在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を養成するとともに、養成したリーダーを中心に、多職種連携の強化など地域の実情に応じた研修を実施します。

- ◎ **暮らしの場における看取り支援事業** **15 百万円**
 - ・ 住み慣れた場所で自分らしい最期を過ごせるよう、人生の最終段階をどこでどのように過ごしたいか考える機会を提供するとともに、医療・介護従事者の看取りに関する理解を促進するため、講演会を開催します。また、患者や家族の意思を尊重した看取りができるよう、在宅療養に携わる医療介護関係者に対する研修を実施します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（ソフト）** **966 百万円**
 - ・ 地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を検討する医療機関に対し、経営分析、転換計画の立案や課題への助言等、医療経営の専門家が支援します。
また、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、開設準備や人員体制の確保に要する経費の一部を補助します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（施設設備整備）** **3,113 百万円**
 - ・ 地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備費の一部を補助します。

- **地域リハビリテーション支援事業【一部新規】** **54 百万円**
 - ・ 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域リハビリテーションのシステム化を図ります。
 - ・ 都が指定する地域リハビリテーション支援センターにおいて、都内医療機関等に従事する若手の理学療法士及び作業療法士の実習生を受け入れ、リハビリテーション医療体制の充実のための支援を行います。
[地域リハビリテーション支援センター 12 病院（平成 29 年 1 月現在）]
 - ・ 平成 29 年度は、地域リハビリテーション支援センターを中心とした、災害時のリハビリテーション支援体制の構築に向けたモデル事業を実施します。

- **周術期口腔ケアにおける医科歯科連携推進事業** **6 百万円**
 - ・ がん患者等の治療の苦痛を軽減し、QOL を高めるために、周術期の患者の口腔ケアや歯科治療に対応できる歯科医療従事者を育成するための研修や、病院と地域の歯科医療機関との連携強化のための勉強会等を実施します。

○ **在宅歯科医療推進支援体制の整備** **7 百万円**

- ・ 在宅療養患者の口腔機能の維持、改善を図るため、患者の治療、看護、介護に携わる多職種や歯科医療従事者等を対象に、情報共有や連携の重要性を普及するための講演会やマニュアルの開発等を行います。

○ **地域医療連携 I C Tシステム整備支援事業** **80 百万円**

- ・ 地域の医療機関間で I C Tを活用して患者の医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進します。

◎ **外国人旅行者等への医療情報提供体制の整備【一部新規】** **155 百万円**

- ・ 外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人患者の受入体制の充実に係る第三者認証 *を取得する民間医療機関の支援や、様々な国の文化、宗教、慣習等について医療従事者の理解を促進するための研修を実施し、医療機関の受入体制の整備を支援します。

*国が構築した JMIP (Japan Medical Service Accreditation for International Patients : 外国人患者受入れ医療機関認証制度) があり、都内では、平成 29 年 1 月現在、2 医療機関が認証を受けている。

- ・ 平成 29 年度は、W E Bによる医療情報提供サービスの充実、医療機関向け救急通訳サービスの拡充、医療機関における外国人患者の受入体制整備に対する補助を行います。

4 医療人材の確保・育成を支援します

都内において救急医療、へき地医療等の医療分野や、小児科、産科等の診療科に従事する医師確保に努めるとともに、看護職員の定着や再就業を支援するなど総合的な人材確保対策に取り組めます。

主な事業展開

- **医師奨学金制度の充実** **940 百万円**
 - ・ 都内で小児、周産期、救急、へき地医療等に従事する医師を確保するため、都が指定する医学部の定員増を行うとともに、これらの医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。
 - ・ 即効性のある対策として、東京都独自に都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、奨学金を貸与します。

- ◎ **医師の勤務環境改善や復職支援** **208 百万円**
 - ・ 病院勤務医の勤務環境を改善し、医師の離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師の復職に向けた取組を行う地域の中核病院に対する支援を行います。

- **医療勤務環境改善支援センター事業** **12 百万円**
 - ・ 働きやすい環境整備に向けた医療機関の取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。

- **東京都地域医療支援センター事業** **3 百万円**
 - ・ 医療機関における医師確保支援、医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保支援対策を推進します。

- **東京都地域医療支援ドクター事業** **17 百万円**
 - ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師の確保が困難な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。

- 新人看護職員研修体制整備事業** **112 百万円**

 - ・ 新人看護職員の臨床研修に要する経費の一部を補助するとともに、卒後臨床研修の自主的な実施を支援するための研修責任者等研修や採用数の少ない複数の病院による合同研修を実施し、新人職員の早期離職防止と定着促進を図ります。
- 看護外来相談開設研修事業** **4 百万円**

 - ・ 患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を充実するとともに、看護外来相談の実施を通じて看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。
- ◎ 島しょ看護職員定着促進事業** **10 百万円**

 - ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。
- 島しょ地域医療従事者確保事業** **2 百万円**

 - ・ 看護職員を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、看護職員の確保や定着促進を支援します。
- 看護職員地域確保支援事業** **66 百万円**

 - ・ 看護職員の再就業を支援するため、「看護職員地域就業支援病院」を指定し、離職した看護師等を対象に、復職支援研修や再就業支援相談を身近な地域で実施します。復職支援研修では、訪問看護ステーションコースも実施します。[地域就業支援病院 31 施設]
- 看護職員定着促進のための巡回訪問事業** **71 百万円**

 - ・ 都が委嘱した就業協力員が、中小病院を巡回訪問して、多様な勤務形態の導入等の勤務環境改善や研修体制の構築など、各施設の取組に対し助言・指導を行います。また、地域就業支援病院での復職支援研修や相談の実施を支援することにより、看護職員の定着促進等を図ります。
- ◎ セカンドキャリア支援事業** **9 百万円**

 - ・ 豊富な経験を有する看護職員が、定年退職後も医療施設や福祉施設等で看護職として再就業することを支援するため、就業中の施設と異なる施設の特徴や求められる知識、技術等を理解・習得するための講習会・施設見学会等を実施します。
- 助産師出向支援導入事業** **2 百万円**

 - ・ 助産師の出向を通じて実践能力の向上等を図るため、医療機関間の調整を行うコーディネーターの配置等により、助産師の出向を支援します。

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

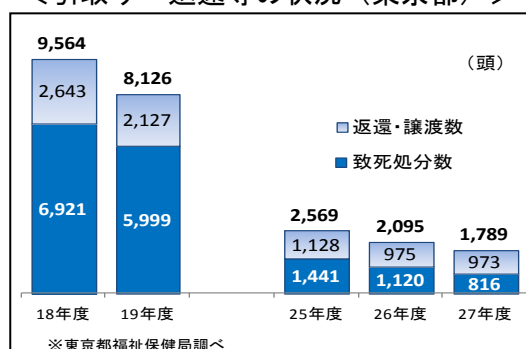
（健康危機の発生状況等）

- 平成21年4月、メキシコで発生したインフルエンザ（A/H1N1）は、豚インフルエンザウイルスの遺伝子変異に由来したウイルスによるもので、日本でも発生後1年間で約2千万人がり患したと推計されています。現在、海外では鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等の患者の発生が報告されていますが、これらのウイルスの変異により、人から人に容易に感染する「新型インフルエンザ」が発生し、世界的な流行を引き起こすことが懸念されます。
- 平成26年夏、蚊媒介感染症であるデング熱の国内感染患者が約70年ぶりに発生しました。また、平成27年5月以降、シカウイルス感染症が中南米等で流行し、日本でも、平成28年2月以降、海外で感染した患者が報告されています。
- 一類感染症*であるエボラ出血熱は、平成26年3月以降、西アフリカ3か国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）を中心に流行しました。平成27年12月に流行はほぼ終息しましたが、その後も散発的に患者が発生しています。
*一類感染症：感染症法において、感染力及びり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症と位置付けられているもの
- 危険ドラッグについては、都条例による薬物規制や、国及び関係機関と連携した危険ドラッグの販売店舗への集中的な立入調査等により、平成27年7月末時点で、都内の実店舗はゼロとなっています。しかし、海外からの未規制薬物の流入や、販売者の情報等を隠匿したインターネットでの販売などが進んでいます。
- また、花粉症や食物アレルギーなどのアレルギー疾患にり患している都民も多く、時にアナフィラキシーと呼ばれる重篤な過敏反応を起こすこともあります。

（動物の飼養等の状況）

- 飼い主による適正飼養や、飼い主のいない猫対策等が進んだことにより、動物愛護相談センターの引取数、致死処分数は10年前に比べ大幅に減少しています。
- 一方、飼い主のマナー欠如等による近隣住民等からの苦情や咬傷事故等も発生しています。

＜引取り・返還等の状況（東京都）＞



（都の取組）

- 多様化する健康危機から都民を守るため、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全を確保するとともに、新興・再興感染症等の新たな危機に備えて体制を充実しています。

| | 日々の安全確保 | 健康危機の例 |
|-----|--|---------------------------------------|
| 感染症 | 感染症サーベイランス 結核・HIV／エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策 | 新型インフルエンザ デング熱・エボラ出血熱 狂犬病 |
| 医薬品 | 薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許認可・監視指導 医薬品等広告の適正化 | 危険ドラッグ 不良医薬品・医療機器等 無承認医薬品該当健康食品 |
| 食品 | 食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化 | 食中毒、残留農薬 食物アレルギー 食品表示偽装、放射性物質 |
| 環境 | 環境に係る健康影響対策 生活衛生対策 建築物・水道事業の監視指導 | アレルギー疾患 レジオネラ症 放射性物質 |

【感染症対策】

- 新型インフルエンザ対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行や国における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の策定を踏まえ、都においても「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年11月）や「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン（暫定版）」（平成28年8月改正）を策定し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄やサーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の確保などの取組を進めています。
- 蚊媒介感染症対策については、都内公園等での蚊のウイルス保有調査、患者検体の遺伝子検査等を行うとともに、都をはじめ、関係機関や都民が取り組むべき対策について取りまとめた「東京都蚊媒介感染症行動計画」を策定（平成28年5月改正）し、体制の強化に取り組んでいます。
- また、一類感染症等の患者発生に備え、感染症指定医療機関の指定や患者搬送車両の整備を行うとともに、指定医療機関への患者受入訓練の検証結果や疑似症患者の発生事例を踏まえた対応マニュアルを作成するなど、体制を整備しています。

【危険ドラッグ対策】

- 平成17年に全国に先駆けて「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、知事指定による薬物の規制を開始し、国等に対し知事指定薬物の情報を提供するなど、危険ドラッグ規制の強化に取り組んでいます。

- また、「東京都薬物乱用対策推進計画」を策定（平成26年2月改正）し、国内・海外で流行している未規制薬物の動向やインターネット店舗を含む販売店舗の把握、国や警視庁等の関係機関と連携した合同立入検査の実施など監視指導の強化、若者を対象とした効果的な普及啓発の実施など、危険ドラッグの速やかな排除に向けた取組を推進しています。

【食品・環境保健対策等】

- 食品の安全確保については、東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」を策定（平成27年2月改正）し、事業者による自主的衛生管理の推進、生産から販売に至る監視指導、食品の安全に関する国内外への情報発信など、様々な施策を推進しています（本計画については、P16参照）。
- 「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、予防対策の普及啓発や相談等に係る人材育成など、アレルギー疾患を持つ患者の症状の軽減や重症化予防に取り組んでいます。
- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などの健康影響を未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

【動物愛護管理】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、「東京都動物愛護管理推進計画」を策定（平成26年4月改正）しています。動物の殺処分ゼロの早期実現に向け、動物の適正飼養や終生飼養の徹底による引取り数減少や新たな飼い主への譲渡拡大を推進するとともに、動物由来感染症への対応強化など危機管理への的確な対応に係る施策を推進しています（本計画については、P17参照）。

（平成 29 年度の取組）

- 1 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します**
- 2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します**
- 3 健康危機から都民を守る体制を確保します**
- 4 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します**

1 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します

新興・再興感染症等の脅威から都民を守るため、平時から地域保健医療体制の強化や医薬品・医療資器材の備蓄等を進めるとともに、サーベイランスや検査体制等の強化を図ります。

主な事業展開

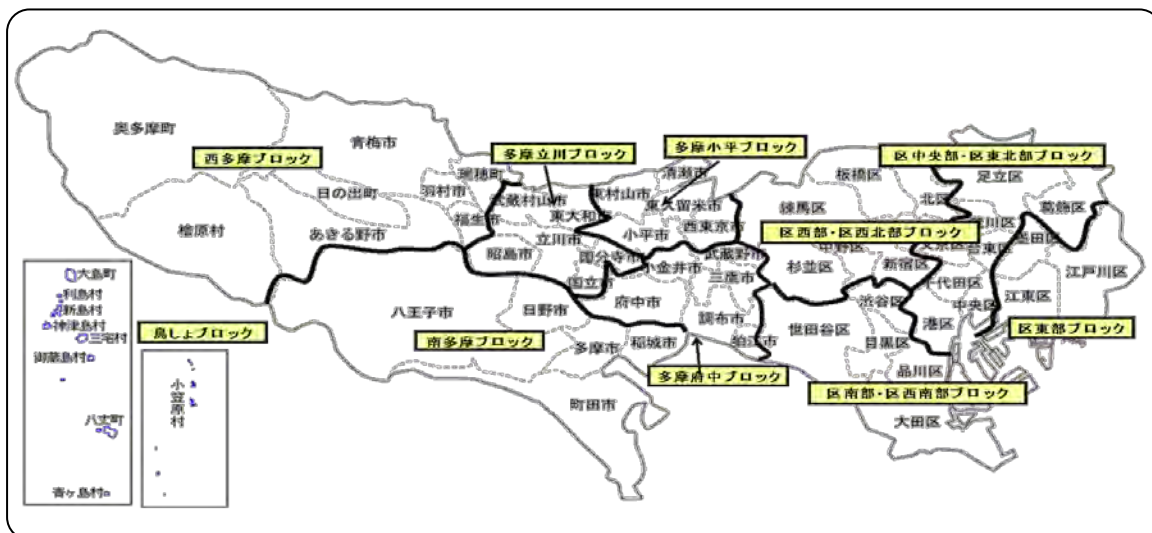
◎ 新型インフルエンザ対策

1,290 百万円

・ 地域医療体制の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、都内を10のブロックに分けて設置した協議会を活用して、海外発生期から都内発生早期までの初動体制や都内感染期の感染症地域医療体制について、感染症指定医療機関を中心に保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関による連携強化を図ります。

<感染症地域医療体制のブロック分け>



・ 疑い患者等一時受入医療機関確保事業

確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。

* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者

・ 普及啓発活動の実施

新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、パンフレットを配布するなど、効果的に情報発信を行っていきます。

- **医薬品・医療資器材等の確保**
抗インフルエンザウイルス薬や、患者と濃厚接触することが想定される医療関係者等の感染防御を目的とした個人防護具等の備蓄を行います。
- **基礎研究の推進**
公益財団法人東京都医学総合研究所において、有効な予防法及び治療法の確立に向けた基礎研究を推進します。

◎ **感染症対策強化事業【一部新規】**

362 百万円

- **蚊媒介感染症対策**
デング熱やチクングニア熱、ジカウイルス感染症等の蚊が媒介し伝播する感染症について、平時からの蚊の発生抑制、ウイルス保有蚊の生息や患者発生のサーベイランス、発生時における調査と蚊の駆除等の迅速な実施など、状況に応じた総合的な対応体制を整えます。
- **一類感染症等対策**
エボラ出血熱などの一類感染症や中東呼吸器症候群（MERS）等の患者発生に備え、感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的で開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資器材の整備などを行い、医療体制の充実を図ります。
- **職場等における感染症対応力の向上**
海外旅行者や外国人入国者に対し、感染症に関する正しい知識等を多言語で周知するとともに、企業団体や医師会と連携して、企業内研修や感染症BCPの作成、風しん対策等の取組を実施する企業を支援するなど、感染症対策の普及に取り組みます。
- **疫学調査等支援ツールの整備【新規】**
感染症発生時に効果的な原因究明や二次感染防止を図るため、保健所における疫学調査や保健指導を支援するアプリを開発し、平成31年度の本格運用を目指します。
- **東京2020大会に向けた感染症対策**
開催都市として感染症のリスクに的確に対応するため、対処要領を策定し、体制の整備を進めます。
- **基礎研究の推進**
公益財団法人東京都医学総合研究所において、デング熱に有効な予防法の確立に向けた基礎研究を推進します。

◎ **アジア大都市との感染症対策共同事業及び海外派遣研修の実施**

22 百万円

- **アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、共同で調査研究を実施するなど各都市の対策に活用します。**
- **専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。**

- **H I V／エイズ啓発拠点事業** **37 百万円**
 - ・ 繁華街に集まる若者をターゲットとして、若者・NPO 法人等との連携の強化などにより、効果的な予防啓発活動を進めます。

- **H I V／エイズ検査・相談体制の充実** **221 百万円**
 - ・ 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、東京都南新宿検査・相談室では、平日夜間・土日にH I V通常検査を実施し、東京都多摩地域検査・相談室では毎週土曜日にH I V即日検査を実施します。

- **結核地域医療ネットワーク推進事業** **13 百万円**
 - ・ 地域連携パスノート *を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、医療機関、保健所等、地域の関係機関が連携して患者を支援する体制を構築します。
 - * 地域連携パスノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール。

2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

若者を中心に乱用が拡大し、法の規制を逃れて次々と出現している危険ドラッグの脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

◎ 危険ドラッグ対策【一部新規】

157 百万円

・ 規制の強化

高度な成分分析機器の活用等に加え、国内未流通成分等の合成を実施することにより、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。

・ 監視指導等の強化

流通実態調査やビッグデータ解析*、海外文献情報の収集等による、国内・海外で流行している製品やインターネット店舗を含む販売店舗等の把握、国や関係機関と連携した立入検査等により、新たな乱用薬物等の流通を防ぎます。平成 29 年度から、製品名等を隠した販売方法に対応するため、ソーシャルリスニング監視*を実施するとともに、通常の方法ではアクセスできないサイト等に対する監視を強化します。

* ビッグデータ解析：Twitter 等のソーシャルメディア等を調査対象として定型的なキーワード等に関する情報を収集・分析し、流行製品や販売店舗等を把握すること。

* ソーシャルリスニング監視：ソーシャルメディアやブログなどの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析を行ない、非定型な取引ワードを抽出し、流行製品や販売店舗等を把握すること。

・ 普及啓発の強化

若者を引き付ける啓発動画の放映、インターネット上の啓発用サイトやキーワード連動広告、大学生等と連携した効果的な普及啓発活動等を通じて、危険ドラッグの有害性を訴えていきます。



ハーブタイプ



パウダータイプ



リキッドタイプ

3 健康危機から都民を守る体制を確保します

食中毒や不適正表示等の食の安全性に関わる問題や大気汚染など生活環境に起因する健康影響など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

主な事業展開

- **食品衛生自主管理認証制度の普及促進** **18 百万円**
 - ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」を普及することにより、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。
 - ・ 特に、食中毒リスクの高い業種などの重点対象事業者や、商店街等のユニットの取組を促進するため、認証取得に向けた段階的評価の活用を促進するとともに、認証取得支援講習会や衛生管理向上のための実地講習会、認証取得に必要なマニュアル作成のセミナーを実施します。

- **食中毒対策** **40 百万円**
 - ・ 食中毒の発生原因となった病因物質を追求するための検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌O157 等による食中毒の発生を未然に防ぐため、汚染経路の調査、事業者の自主的衛生管理推進のための指導を行います。

- **食品安全情報の世界への発信** **8 百万円**
 - ・ 東京を訪れる人が安心して食を楽しむよう、都や事業者の食の安全に関する取組等を世界に向け情報発信するとともに、飲食店等が外国人客に対してアレルギーの原因食品の情報を適切に提供できるよう支援します。

- **健康食品対策** **9 百万円**
 - ・ 健康食品による危害の未然防止を徹底していくため、市販食品の買上げによる成分分析や製品表示・広告の検査を行うとともに、事業者向け講習会や都民向け普及啓発を行います。

- **大気汚染医療費助成の実施** **4,397 百万円**
 - ・ 大気汚染の影響を受けていると推定される患者を対象とした医療費助成を実施します。

○ **新たなアレルギー疾患対策の推進** **40 百万円**

- アレルギー疾患に係る知識の普及、生活環境の改善、医療従事者等の人材育成、相談体制や関係機関の連携体制の充実強化など、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ります。

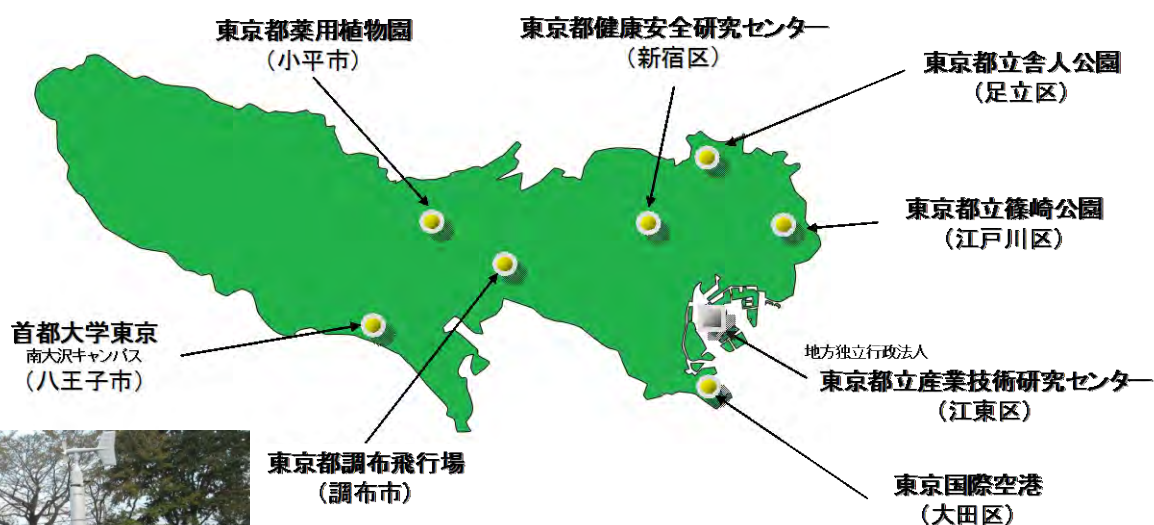
○ **花粉症対策の推進** **9 百万円**

- 花粉自動測定・予報システムを運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。

○ **放射能測定体制及び情報発信の推進** **74 百万円**

- 空間放射線量の測定
都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。
- 食品等の放射性物質の検査の実施
ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行います。また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。
- 情報発信の推進
放射能に関する測定・検査結果について、随時ホームページで公表し、携帯電話、スマートフォンにも対応した情報提供をしていきます。また、都民の関心の高いテーマを題材とした都民フォーラムを開催します。

＜モニタリングポストの設置場所＞



空間放射線量を 24 時間
連続して自動測定

4 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や動物の引取数減少、譲渡拡大に向けた取組を強化し、平成31年度に殺処分をゼロにします。また、動物による危害防止策を推進します。

主な事業展開

- ◎ **動物愛護事業** 23 百万円
 - ・ 動物愛護精神の普及を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、動物教室の開催や啓発用資材の作成等による適正飼養に関する普及啓発、動物愛護推進員による地域での普及啓発等の活動に対する支援を行います。

- ◎ **動物譲渡推進事業【新規】** 12 百万円
 - ・ 動物の殺処分数ゼロを早期に実現するため、11月を動物譲渡推進月間とし都民への普及啓発を行います。また、譲渡活動への理解を促進するためのPRイベント等を実施します。さらに、離乳前子猫を育成し譲渡に繋げるため、登録譲渡団体等にミルクや哺乳瓶等を支給します。

- ◎ **飼い主のいない猫対策** (包括補助)
 - ・ 子猫の引取り・致死処分数や猫に係る苦情を減少させるため、地域の住民等の理解と協力を得て、地域で猫を適正に管理していく取組を進めるとともに、地域の衛生環境を確保する区市町村を支援します。また、町内会や獣医師会、NPO 団体、行政等で構成する協議会を設置し、猫の引取り・致死処分数の減少に向けた計画を作成するなど、対策を強化する区市町村を支援します。[医療保健政策区市町村包括補助]

- ◎ **動物愛護相談センター本所の整備【新規】** 25 百万円
 - ・ 都の動物愛護管理施策の拠点である動物愛護相談センター本所の整備に向けた基本設計を行います。

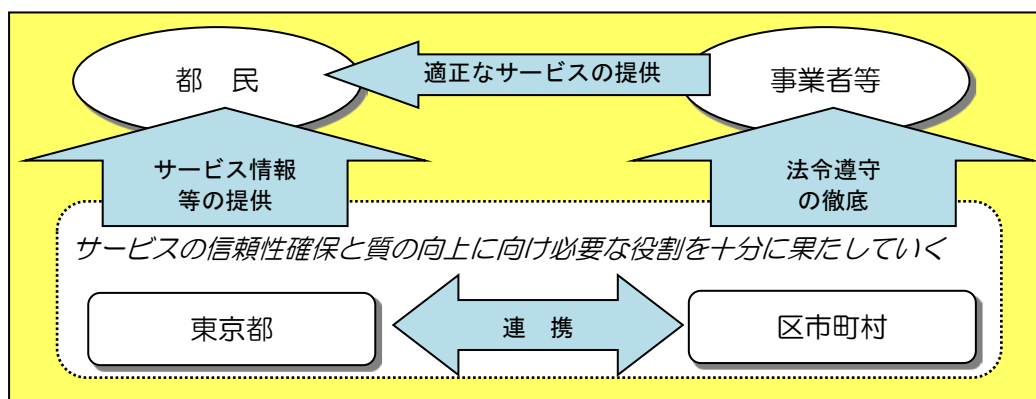
- **動物由来感染症対策** 5 百万円
 - ・ 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。
 - ・ 狂犬病検査技術の向上と狂犬病対策の体制強化を図るための訓練やモニタリング調査を実施します。

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



(平成 29 年度の取組)

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

主な事業展開

- **社会福祉法人経営力強化事業** **69 百万円**
 - ・ 社会福祉法人が社会福祉法人制度の改正に適切に対応できるよう、法人の自主的な取組の促進を図るほか、重点的な指導を要する法人の早期発見、早期対応等に取り組みます。

- **区市町村と連携した不正防止対策等の強化** **3 百万円 包括補助**
 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。
 - ・ 区市が所轄する社会福祉法人が運営する施設・事業所への指導検査の充実を支援するため、専門相談の実施や専門員の活用等に対して、必要な経費を補助します。
[地域福祉推進区市町村包括補助]

- **福祉サービス第三者評価の効果的な活用** **54 百万円**
 - ・ 評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うとともに、評価結果の公表方法を工夫するなど、事業者、都民の双方がより活用しやすい制度にするため改善を行っていきます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。

- **積極的な情報提供の実施** **—**
 - ・ 社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく都民や事業者に明らかにし、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業により支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業 31,875 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 8,794 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 13,235 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

| 事業名 | 概 | 要 |
|-------|------------------------|-------------------------------|
| 先駆的事业 | 新たな課題に取り組む試行的事業 | 補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年） |
| 選択事業 | 都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施 | 補助率 1/2 |
| 一般事業 | 既存の個別事業 | ポイントによる算定 |

<区市町村に対する補助金改革の取組>

| | |
|----------|--|
| 平成 12 年度 | 【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助 |
| | 【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助 |
| 平成 16 年度 | 【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助 |
| 平成 18 年度 | 【子育て推進交付金】 保育所運営費など用途が細分化された補助を再構築した交付金 |
| | 【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助 |
| 平成 19 年度 | 【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。 |
| 平成 20 年度 | 【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助 |
| 平成 21 年度 | 【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。 |

＜包括補助事業の補助対象例＞

| 分 野 | 補助対象の主なもの |
|---------|--|
| 子供家庭支援 | <ul style="list-style-type: none"> • 居宅訪問型保育利用支援事業（P38） • 病児保育促進事業（P40） • 保育サービス推進事業（P40） • 子育てひろばの整備（P44） • 虐待対策コーディネーター事業（P46） |
| 高齢社会対策 | <ul style="list-style-type: none"> • 見守りサポーター養成研修事業（P59） • 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P60） • 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業（P60） • 認知症地域支援ネットワーク事業（P66） |
| 障害者施策推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 障害者地域生活移行・定着化支援事業（P75） • グループホーム地域ネットワーク事業（P75） • 区市町村ヘルプマーク活用推進事業（P76） • ヘルプカード活用促進事業（P77） |
| 医療保健政策 | <ul style="list-style-type: none"> • がん検診精度管理向上事業（P98） • 災害医療計画策定支援事業（P110） • 在宅療養環境整備支援事業（P119） • 飼い主のいない猫対策（P133） |
| 地域福祉推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 子供サポート事業立上げ支援事業（P87） • 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（P92） • 情報バリアフリーに係る充実への支援（P93） • 成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援 |

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

<取組の歴史>

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者にも委託することが可能に。管理委託施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健 分野別取組2013～2016
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組む

- この結果、民間移譲等改革が進んだ施設においては、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

＜「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況＞

| | 福祉・健康都市 東京ビジョン | 改革済又は方針決定済 (45) | | | 都道府県による設置、運営等 (24) | | | 今後の取組 (11) |
|------------------|-------------------|--------------------|------|----|-----------------------|------|-----|---------------|
| | | 民間移譲 | 独法化等 | 廃止 | 直営義務 | 運営義務 | その他 | |
| 高齢者施設 | 5 | 1 | 3 | 1 | | | | |
| 児童・母子 婦人施設 | 16 | 6 | | 1 | 3 | | | 6 |
| 障害者施設 | 49 | 30 | 2 | 1 | 5 | | 6 | 5 |
| 医療施設・看護 専門学校等 | 10 | | | | | 7 | 3 | |
| 計 | 80 | 37 | 5 | 3 | 8 | 7 | 9 | 11 |

今後の取組等について

これまでの成果を踏まえるとともに、「民間で出来ることは民間に委ねる」という考え方を基本に、地域社会における共生の実現や家庭的養護の推進など、施設の役割の変化に対応するため、今後も、必要な改革に取り組みます。

○ 民間移譲等を予定している施設 [5 施設]

- ・平成 29 年度
(民間移譲)
 - ・練馬障害者支援ホーム、八王子自立ホーム(障害者支援施設)
 - ・視覚障害者生活支援センター(障害福祉サービス事業所)
 - ・東村山福祉園の一部(障害者支援施設)
- (民設民営に転換)
 - ・東村山ナーシングホーム(介護保険施設)
- ・平成 30 年度(民間移譲)
 - ・東村山福祉園の一部(障害者支援施設)

○ 今後、更なる改革に取り組む施設 [11 施設]

- 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、指定管理者の評価を行うなど、適切な管理運営に努めていくとともに、次の施設について、更なる改革に取り組んでいきます。

| 施設種別 | 施設名 |
|------------------------|----------------------------------|
| 児童養護施設 | 石神井学園、小山児童学園、船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園 |
| 福祉型障害児入所施設 | 東村山福祉園 |
| 福祉型障害児入所施設、 障害者支援施設 | 七生福祉園、千葉福祉園 |
| 障害者支援施設 | 八王子福祉園、清瀬喜望園 |

○ 直営運営義務等がある施設 [15 施設]

| 事項 | 施設種別 |
|-------------|--|
| 直営義務 [8 施設] | 児童自立支援施設 [2施設]、更生相談所 [2施設]、婦人相談所、精神保健福祉センター [3 施設] |
| 運営義務 [7 施設] | 看護専門学校 [7 施設] |

○ その他、都の指定管理、直営施設 [9 施設]

| 事項 | 施設名 |
|--------|--|
| 指定管理施設 | リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター |
| 直営施設 | 北療育医療センター、府中療育センター、多摩療育園、障害者福祉会館、薬用植物園 |

施設種別ごとの今後の主な取組

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。また、都外の施設については、養護需要を見ながら、民間移譲等を検討していきます。

○ 石神井学園

- ・ 児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。

○ 小山児童学園

- ・ 情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

○ 船形、八街、勝山、片瀬学園

- ・ 社会的養護需要の状況を踏まえつつ、民間移譲等を検討していきます。

(障害児施設)

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、強度の行動障害がある知的障害児等に対する支援のあり方や施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 東村山福祉園

- ・ 過年齢児の状況を踏まえ、障害児施設と障害者施設2施設に分割し、障害者施設は、平成29年度及び平成30年度に民間移譲します。
- ・ 障害児施設は、利用状況や今後の動向を踏まえつつ、強度の行動障害がある知的障害児等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として準備を進めます。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、施設のあり方や適正規模など民間移譲等に向けた検討をしていきます。

(障害者施設)

地域社会における共生の実現を目指し、各施設のあり方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 八王子福祉園

- ・ 障害程度が重く、医療ケアを必要とする利用者が入所している現状や、今後の利用者ニーズ等を踏まえ、民間移譲等に向けて諸条件の検討を進めていきます。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方や適正規模など民間移譲等に向けた検討をしていきます。

○ 清瀬喜望園

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

社会福祉事業団改革

東京都監理団体であり、児童養護施設及び障害者（児）施設の指定管理者である社会福祉事業団については、これまで職員の固有化や人事・給与制度の見直しなど様々な改革を行ってきました。今後、より一層の自立的な経営を目指した社会福祉事業団自らの取組に対し支援をしていきます。

参 考

審議会等の検討状況について

東京都社会福祉審議会（第20期）

➤ 第20期の目的

専門職からボランティア・互いに助け合う住民等まで、地域包括ケアに参加する「人材」の在り方と役割、新たな仕組み等について、現場の実態や既存の先進的な取組、東京の大都市特性や地域の多様性も踏まえ、幅広く検討し、意見具申としてとりまとめる。

➤ 構成

学識経験者、福祉関係機関、公募都民、区市町村、都議会議員等 27名

➤ 開催実績

平成26年4月から平成29年2月まで総会を計3回、検討分科会を計4回開催

➤ 意見具申の概要（平成29年2月）

～地域包括ケアに参加する人材の在り方と役割～

① フォーマルサービスに従事する人材について

- ・人材の確保・育成・定着
- ・イメージアップに向けた取組 等

② インフォーマルサポート等に参加する地域住民について

- ・ボランティアや地域住民の力を引き出す方策
- ・フォーマルサービスとインフォーマルサポートを結び付ける人材の確保
- ・専門性の地域への還元
- ・人材の好循環 等

東京都児童福祉審議会 < 専門部会（家庭的養護の推進） >

➤ 目的

東京都社会的養護施策推進計画では、平成41年度において社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう施策を推進するとしており、この目指すべき姿を実現するための施策の在り方について、専門的見地から議論を行う。

➤ 構成

審議会：学識経験者、児童福祉関係者、司法関係者等 38名（臨時委員含む）

専門部会：学識経験者、児童福祉関係者、司法関係者等 11名（臨時委員含む）

（次頁に続く）

➤ 開催実績

- 平成 27 年 8 月から平成 28 年 10 月まで専門部会を計 9 回開催
- 平成 28 年 11 月に審議会を開催、専門部会の議論を踏まえ、家庭的養護の更なる推進に向けた実践的な方策について提言を行った。

➤ 提言要旨（平成 28 年 11 月）

- 養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化
 - 委託の促進に向けた体制の強化
 - 乳児院の機能を一層活用した乳児委託の促進
 - 特別養子縁組を前提とした新生児委託の新たな仕組みの構築
 - 養育家庭等への支援の充実
 - 養育家庭を含む関係機関がチームで養育を行う体制の強化
 - 養育家庭等の養育力の向上
 - 養育家庭等の養育力を向上するための研修の充実
 - 児童相談所における支援体制の強化
- 等

東京都特殊疾病対策協議会

➤ 目的

- 難病患者等に係る医療費等の助成に関すること、在宅難病患者の医療支援に関することその他特殊疾病対策に関することについて協議する。
- 平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行、同年 9 月に基本方針が策定されたことを踏まえ、都における今後の難病対策の在り方について議論を行う。

➤ 構成

学識経験者、医療関係者等 11 名

➤ 開催実績

- 平成 27 年 10 月から平成 29 年 2 月まで協議会を計 4 回、疾病部会を計 2 回、在宅療養・医療連携支援部会を計 3 回開催（平成 29 年 2 月末時点）
- 難病患者に対する切れ目ない支援を行うための医療提供体制や相談支援、関係機関の人材育成等について今後の方向性を検討

➤ 今後の予定

平成 29 年 3 月に報告書を取りまとめ、今後の施策展開の方向性を示す。

福祉・保健・医療に係る普及啓発

(様々な啓発活動への参加)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を得るため、様々なキャンペーン等を定め、又は参加しています。以下では、平成29年度に予定されている主な取組を紹介します。

| 期間 | 名称・内容 |
|----|--|
| 4月 | 世界自閉症啓発デー (4/2)・発達障害啓発週間 (4/2～4/8) 自閉症等の発達障害に関する理解が進むよう、都内の名所をブルーにライトアップ |
| 5月 | 民生委員・児童委員の日 活動強化週間 (5/12～18) 民生委員・児童委員の活動を周知するため、パレード等を実施 |
| | 世界禁煙デー (5/31)・禁煙週間 (5/31～6/6) 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響に関して正しい知識を持ってもらうため、パネル展等を実施 |
| 6月 | HIV検査・相談月間 HIV/エイズの理解を深め、早期発見の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施 |
| | 蚊の発生防止強化月間 地域での蚊の発生抑制対策の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施 |
| | らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 (6/22) ハンセン病の理解を深め、偏見や差別を解消するため、普及啓発を実施 |
| | 6・26国際麻薬乱用撲滅デー 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6/20～7/19) の一環として、街頭キャンペーンを実施 |
| 7月 | 夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 献血運動の一層の推進を図るため、重点的なPRを展開 |
| | 日本肝炎デー (7/28)・肝臓週間 (7/24～7/30) 肝炎の予防や治療に係る正しい理解が進むよう、普及啓発やウイルス検査の受診勧奨を実施 |
| 9月 | 自殺防止対策強化月間 ※3月にも実施(「自殺防止!東京キャンペーン」) 自殺防止を呼びかけるため、特別電話相談や講演会等を実施 |
| | 救急の日 (9/9)・救急医療週間 (9/3～9) 救急医療・救急業務に対する正しい理解と認識を深めるため、シンポジウム等を実施 |
| | 老人週間 (9/15～21) 長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施 |
| | 動物愛護週間 (9/20～26) 動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催 |
| | 結核予防週間 (9/24～30) 結核の正しい知識と予防の重要性を知ってもらうため、街頭キャンペーン等を実施 |

| 期間 | 名称・内容 |
|-----|--|
| 10月 | 乳がん月間 「ピンクリボン in 東京」開催。都庁舎をピンク色にライトアップ |
| | 臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 臓器移植普及啓発のための街頭キャンペーン等を実施 |
| | 里親月間（10～11月） 養子縁組を目的としない養育家庭（ほっとファミリー）の普及 |
| 11月 | 児童虐待防止推進月間 児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンを実施 |
| | 動物譲渡促進月間 保護犬、保護猫の譲渡活動を知ってもらうため、PR イベント等を実施 |
| | 世界糖尿病デー（11/14） 予防や早期発見・早期治療の重要性を都庁舎のブルーライトアップ等でアピール |
| | エイズ予防月間（11/16～12/15） 世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施 |
| 12月 | 障害者週間（12/3～9） 「ふれあいフェスティバル」や都提供テレビ番組等を実施 |
| 3月 | 女性の健康週間（3/1～3/8） 女性の健康づくりを支援するため、がんの検診受診促進キャンペーンを実施 |

■ 世界自閉症啓発デー

〔世界自閉症啓発デー〕4月2日 〔発達障害啓発週間〕4月2日～8日

* 平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めることが決議されました。これを踏まえ、社会全体で自閉症等の発達障害の理解が進むよう、4月2日から8日までの1週間が「発達障害啓発週間」と設定されました。

ライトアップに用いるブルーの色は、癒しや希望などを表しています。



<東京ゲートブリッジ>

■ ピンクリボン運動

〔乳がん月間〕10月1日～31日

* 1980年代に、アメリカで、乳がんで娘を亡くした女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマーク



■ オレンジリボン運動

〔児童虐待防止推進月間〕11月1日～30日

* 平成16年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



児童虐待防止を目指すシンボルマーク

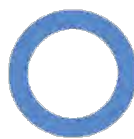


■ ブルーサークル運動

〔世界糖尿病デー〕11月14日

(インスリンを発見したカナダ人医師フレデリック・バンティングの誕生日)

* 世界糖尿病デーは、平成18年12月20日の国連総会で指定されました。国連や空を表す青(ブルー)と団結を表す輪(サークル)を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。



糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマーク



■ レッドリボン運動

〔エイズ予防月間〕11月16日～12月15日

(12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間)

* アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終わり頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンを実験とした運動が始まりました。



HIV/エイズに対する理解と支援の象徴



(キャンペーンキャラクター)

- 都には、各種取組を推進するためのキャラクターがいます。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

◆ OSEKKAIくん



児童虐待防止に関心を持ち、地域で OSEKKAI していただくことを目指して作成した児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクターです。

都民一人ひとりの OSEKKAI により、児童虐待の未然防止や、早期対応に繋がることとなります。皆さんに、「OSEKKAI」の理解と協力をしていただけるよう、「OSEKKAI くん」と一緒に広報していきます。

* OSEKKAI…従来の余計なお世話という意味でのお節介ではなく、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のこと

◆ フクシロウ



東京都福祉人材センター

福祉の仕事や資格に関する相談を行うとともに、都内の福祉施設や介護事業所等の求人の紹介や情報提供を行っている「東京都福祉人材センター」(本部：千代田区飯田橋、多摩支所：立川市)のキャラクターです。

同センターでは、求職者、従事者向けのイベントや各種相談支援のほか、中高生や一般の方向けにも様々な取組を行っています。

求人・求職者や福祉の仕事に関心のある方をはじめ、どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

◆ ホイクマ & ホイクマン



保育人材の確保・定着を目的に設置した「東京都保育人材・保育所支援センター」のキャラクターです。

同センターでは、保育人材コーディネーターによる各種相談支援や都内保育所への就職斡旋、就職支援研修・相談会、就職支援セミナーなど、様々な取組を実施しています。

東京都では、「ホイクマ」「ホイクマン」と共に、保育の仕事に興味・関心のある皆さんや保育所を応援していきます。



ミンジー

きしよ
徽章をつけて
活動しています



◆ ミンジー

東京都民生委員・児童委員のキャラクターです。
みんなが協力して子育てをするペンギンの姿を通して、「地域における支え合いを目指す」「社会全体で子育てを応援する」活動に取り組む姿を表しています。
民生委員・児童委員の活動を広く都民の皆さんに知っていただけるようミンジーと共に、活動紹介を進めていきます。



「すけだちくん」

◆ すけだちくん

障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあうことのできる共生社会の実現に向けた、障害者理解促進のキャラクターです。
「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」(P154参照)をはじめとした、障害及び障害のある方への理解を促進するための普及啓発を推進しています。
「一緒に、すけだちいたそう。」をキャッチフレーズに、障害のある方が困っていたら、ちょっとした配慮や手助けを行うことを広く都民に呼びかけています。



◆ ケンコウデスカマン

「ちょっと実行、ずっと健康。」をキャッチフレーズに、健康づくりに向けたちょっとした行動を呼びかける東京都健康づくり推進キャラクターです。
生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、都民一人ひとりが負担感なく実践できるよう、「ケンコウデスカマン」と一緒に広報していきます。



◆ モシカモくん

がん検診の認知度が特に低い20代から30代の若年層に、がん検診を知ってもらうきっかけとするためのカモシカのキャラクターです。がん検診に行ってほしい。もっと自分を大事にしてほしい。そんな願いから生まれました。

皆さんに「モシカモくん」を知ってもらい、がん検診の大切さをお伝えするため、「じぶんにご献身、がん検診。」をキャッチフレーズに、普及啓発を行っています。



◆ PostPet「モモ」

乳がんの早期発見・早期治療による死亡率の減少を目指し、検診受診の大切さを呼びかける東京都乳がん検診普及啓発事業公式キャラクターです。

皆さんに、乳がん及び乳がん検診に関する正しい知識を知っていただき「40歳になったら2年に1回」の検診を受診していただけるよう、PostPet「モモ」と一緒に広報していきます。



◆ かんぞうくん

肝炎ウイルス検査に関心を持っていただき、検査を受けていただくことを目指して作成した、東京都肝炎ウイルス検診事業キャラクターです。

検査を受けたことがない皆さんに「一日」でも早く受けていただけるよう、そして、検査結果に応じて専門医を受診していただけるよう、「かんぞうくん」と一緒に広報していきます。

(シンボルマーク等)

- シンボルマークには、都が定めたもの、国や法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

| | |
|---|---|
|  <p>東京都認証保育所</p> | <p>□認証保育所適合証</p> <p>0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。</p> |
|  | <p>■マタニティマーク</p> <p>妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p> |
|  | <p>□赤ちゃん・ふらっとマーク</p> <p>乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。</p> |
|  | <p>□ほっとファミリー</p> <p>養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭の愛称「ほっとファミリー」を表す東京都のマークです。</p> |
|  | <p>□子育て応援とうきょうパスポート事業協賛ステッカー</p> <p>子育て世帯や妊婦の方に対して、粉ミルクのお湯の提供や商品の割引などのサービスの提供を行う、子育て応援とうきょうパスポート事業の協賛店であることを示すステッカーです。</p> |
|  | <p>□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証</p> <p>東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。</p> |
|  | <p>□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー</p> <p>専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配布しています。</p> |
|  | <p>□食品衛生自主管理認証制度の認証マーク</p> <p>食品製造業者及び飲食業者等の自主的な衛生管理を促進する東京都独自の認証を取得した施設を示すためのマークです。</p> |
|  | <p>■標準営業約款制度 (S マーク)</p> <p>消費者が生活衛生関係営業 (理容業、美容業、クリーニング業等) を安全に安心して利用するための目印です。 Safety (安全)、Sanitation (清潔)、Standard (安心)</p> |

| | |
|---|--|
|  | <p>■身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由者であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p> |
|  | <p>■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p> |
|  | <p>■ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。</p> |
|  | <p>○障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです（国際リハビリテーション協会が1969年に採択）。</p> |
|  | <p>○盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。</p> |
|  | <p>○耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p> |
|  | <p>○オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p> |
|  | <p>○ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。</p> |
|  | <p>○「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> |

【注】 □：都が定めたもの ■：国や法令等によるもの ○：関係団体等によるもの

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

また、全国的な展開を働きかけており、国においてJIS（日本工業規格）化に向けた検討が進められています。

(ステッカー)



◆ ヘルプカード

障害者が、周囲に支援を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で统一的に活用できるように、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるように、普及促進を図っていきます。

(表面：上部は都内統一デザイン)



(裏面：参考様式①)

下記に連絡してください。

私の名前

(ア) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(イ) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(裏面：参考様式②)

耳が不自由です。

(指差して使います。)

筆談で話してください。

手話通訳者を探しています。

何が起こっているのか紙に書いて教えてください。

電話してください。

警察 消防車 救急車 タクシー

分かるように合図してください。

◆ 臓器提供意思表示カード

臓器提供に関して、最期を迎えるときに自分の意思が生かされるよう、あらかじめ明確な意思表示をしておくためのカードです。

- * 意思表示の方法には、他にインターネットでの意思登録、被保険者証や運転免許証の意思表示欄への記入などがあります。
- * カード単体での配布は行っておらず、リーフレットとセットになっています。保健所や区市町村、運転免許試験場、スーパー、コンビニエンスストア等に置いてあります。

臓器提供意思表示カード
厚生労働省(公社)日本臓器移植ネットワーク



このカードは葉巻に添付してください。

ドナー情報用全国共通連絡先 **0120-22-0149**

臓器移植に関するお問い合わせ先：(公社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1069 <http://www.jotnw.or.jp>

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



登録番号(28)361

東京の福祉保健2017 分野別取組

編集・発行／東京都福祉保健局総務部企画政策課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4019(ダイヤルイン)
ファクシミリ 03(5388)1401

印刷／(有)雄久社
電話 03(5451)7030